

富良野市

第2期子ども・子育て支援事業計画

(案)

2019（令和元）年11月18日

富良野市

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画の主旨	1
第2節	計画の法的な位置づけ	2
第3節	本計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	3
第5節	計画の対象	3
第6節	計画の策定体制	4
	(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
	(2) 富良野市子ども・子育て会議の設置	4
	(3) 子ども子育て事業連絡会議実務者会議の実施	4
第2章	子育てを取り巻く環境の変化	5
第1節	子ども・子育て支援をめぐるこれまで	5
第2節	生活様式の変化	6
第3節	地域の変化	8
第4節	法制度の変化	9
第3章	富良野市の子ども・子育て環境の現状	11
第1節	富良野市の姿	11
	(1) 人口構造	11
	(2) 子どもの人口	12
	(3) 出生の動向	13
	(4) 世帯の状況	14
	(5) 女性の労働力率	15
	(6) 産業大分類にみた従業者数	16
第4節	アンケート調査からみた富良野市の現状	17
	(1) 調査の目的	17
	(2) 調査の実施概要	17
	(3) 就学前児童対象調査の結果（概要）	18
	(4) 小学生児童対象調査の結果（概要）	35
	(5) アンケート結果からみえる富良野市の特徴と保護者のニーズ	42
第5節	富良野市の子ども・子育て支援における課題	43
	(1) 子どもの成長に合わせた支援メニューの充実	43
	(2) 子育て世代のライフスタイルや生活実態に合わせた子ども・子育て支援の提供（子育てにおける不安を未然に解消する仕組みづくり）	45
	(3) 地域で子育てを支援する風土の醸成	46
	(4) 子育てを支援する人材の確保と業務の効率化	47
第4章	市全体で子ども・子育てを支える施策の推進（次世代育成支援地域行動計画）	48

第1節	計画の基本理念	48
第2節	基本方針	50
	(1) 基本方針1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	50
	(2) 基本方針2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援	50
	(3) 基本方針3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供	50
	(4) 基本方針4 子育てを支える富良野市の環境づくり	50
第3節	重点施策の設定	51
第4節	数値目標の設定	51
第5節	施策体系	52
第6節	子育て施策の全体像	53
第7節	施策の展開	57
	(1) 基本方針1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	57
	(2) 基本方針2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援	63
	(3) 基本方針3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供	70
	(4) 基本方針4 子育てを支える富良野市の環境づくり	76
第5章	地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開（子ども・子育て支援事業計画）	82
第1節	地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供	82
第2節	第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量	83
	(1) 区域の設定	83
	(2) 児童数の推計	83
	(3) 教育・保育の量の見込み	84
第3節	量の見込みと提供体制の確保	87
	(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）	87
	(2) 時間外保育事業（延長保育）	87
	(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	88
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	88
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	89
	(6) 養育支援訪問事業	89
	(7) 地域子育て支援拠点事業	90
	(8) 一時預かり事業	91
	(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	92
	(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	93
	(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦検診）	93
	(12) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	93
	(13) その他	94
第6章	計画の推進に向けて	96
第1節	計画の推進体制	96
	(1) 計画の周知	96
	(2) 計画推進体制の連携強化	96
第2節	計画推進における役割分担	96

(1) 市の役割.....	96
(2) 家庭の役割.....	96
(3) 地域の役割.....	97
(4) 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割	97
(5) 企業の役割.....	97
第3節 計画の進行管理	97
第7章 参考資料.....	98
第1節 富良野市における子ども・子育て支援の状況.....	98
(1) 保育所の利用状況	98
(2) 幼稚園の利用状況	99
(3) 学童保育センターの利用状況	100
(4) 児童発達支援事業	101
第2節 地域子ども・子育て支援事業の利用状況（第1期計画期間）	102
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）	102
(2) 時間外保育事業（延長保育）	102
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	103
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	103
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	104
(6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる 要保護児童等に対する支援に資する事業.....	104
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	105
(8) 一時預かり事業	105
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	106
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	107
(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦検診）	107
第3節 計画の策定経緯等	108
(1) 計画の策定経緯	108
(2) 富良野市子ども・子育て会議設置条例.....	109
(3) 子ども・子育て会議委員名簿	111

第1章 はじめに

第1節 計画の主旨

本計画は、富良野市の居住するすべての子どもの成長を支援するための取り組みと、その保護者あるいはこれから子どもを持つとする富良野市民を支援するための取り組みを体系的にとりまとめ、今後5年間の市の目指す姿を示すものです。

計画策定の基礎資料とするため、就学前児童・就学児童の保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」では、居住地域における子育て環境や支援への満足度についてたずねていますが、いずれの調査でも“満足”が2割弱、“不満”が4割強と、満足度が低い結果となっています。

富良野市で子どもと保護者がともに成長していく環境としては望ましいとは言えない状況であることを踏まえ、今後は保護者の不安や不満を解消していくための取り組みを進めていく必要があります。

少子化や人口減少が進行する中、富良野市が今後も持続していくためには、次代を担う子どもやその保護者への支援といった子育て世代の暮らしやすさを向上させていかなければなりません。

本市では、「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」を合言葉に、市と市民、地域が一体となって、子どもの育ちやその保護者、子どもを持つとする人を支えていくことのできる環境づくりを進めています。

今後も、「誰ひとり取り残さない」ことを基本としながら、計画期間5年の重点プロジェクトとして、「お母さんの不安解消に向けた積極的支援」を設定し、子育て中の保護者の満足度向上に向けた取り組みを進めていきます。

■本計画が目指す子育て支援のあり方■

働き方が変わる

学び方が変わる

遊び方を変える

子育て環境を整え、満足度を上げる

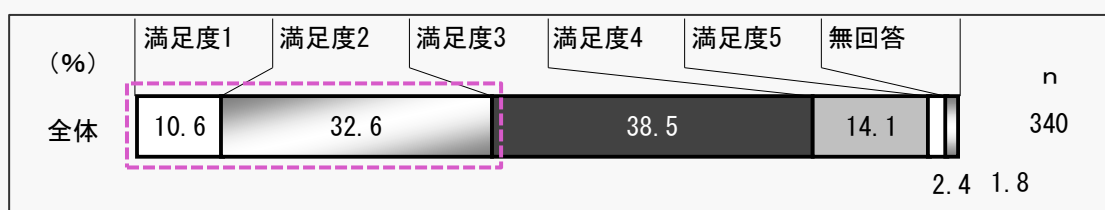
(参考) 子育て環境や支援への満足度

就学前児童の保護者を対象に、居住地域における子育て環境や支援への満足度についてたずねたところ、中間値である「満足度3」が38.5%となっています。

中間値よりも高い「満足度4」は14.1%、「満足度5」は2.4%となっており、これらを合わせた“満足”は16.5%となっています。

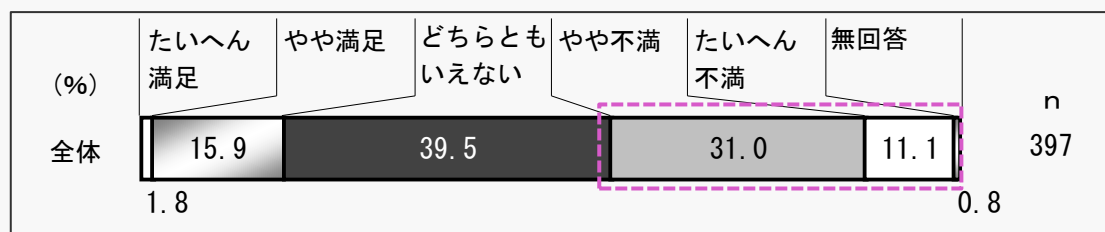
一方で、「満足度1」は10.6%、「満足度2」は32.6%となっており、これらを合わせた“不満”は43.2%と、不満を感じている人が“満足”と回答している人の割合を上回っています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度（就学前児童保護者）■



就学児童の保護者を対象に、居住地域における子育て環境や支援への満足度についてたずねたところ、「たいへん満足」(1.8%)と「やや満足」(15.9%)を合わせた“満足”は17.7%、「やや不満」(31.0%)と「たいへん不満」(11.1%)を合わせた“不満”は42.1%となっており、“不満”が“満足”を上回っています。

■居住地域における子育て環境や支援への満足度（就学児童保護者）■



“不満”を感じている人はいずれの調査でも4割以上を占める。
→満足度の向上に向けた取り組みを加速させる必要性。

第2節 計画の法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

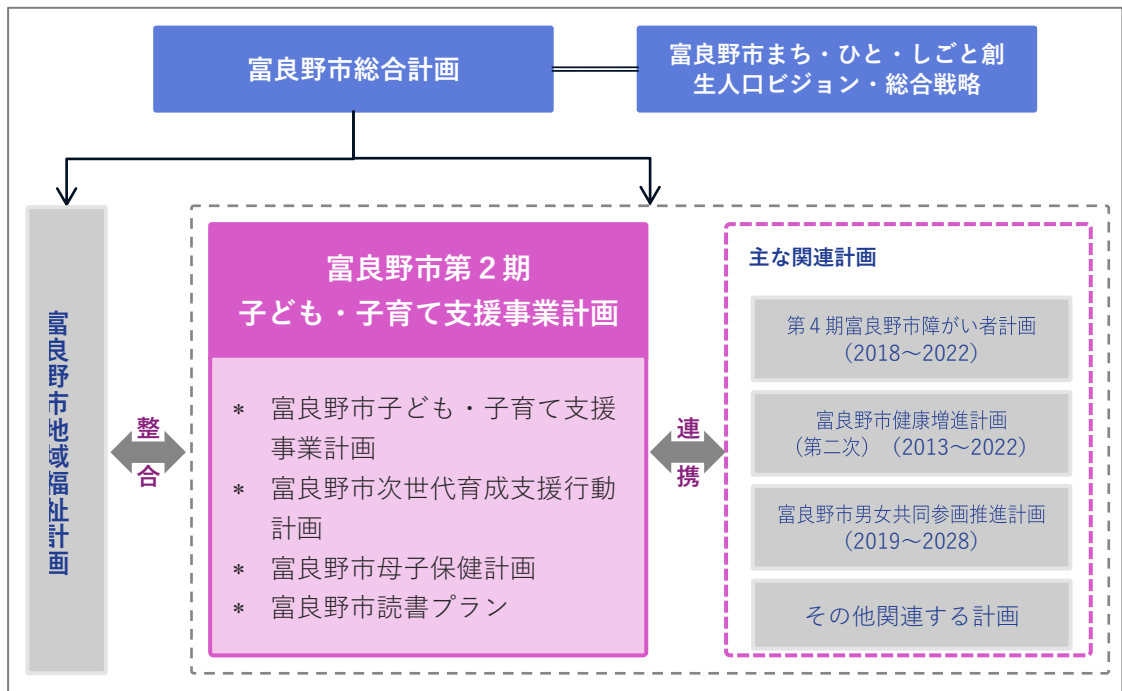
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容の一部を含む計画として策定します。

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、市の「富良野市総合計画」及び「富良野市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の福祉計画との整合性を図りながら策定しています。

また、北海道が策定している「第四期子ども未来づくり計画」との整合性を図っています。

■本計画の位置づけ■



第4節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）とします。なお、時勢の変化等を鑑み、必要に応じて随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の市民を指しています。

第6節 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「富良野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(2) 富良野市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA 連合会、私立幼稚園・保育所の保護者会、小学校校長会及び公募による市民等から構成された「富良野市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

(3) 子ども子育て事業連絡会議実務者会議の実施

本計画策定にあたり、市の各部署をまたぐ課題が多いことから実務者レベルの会議を計3回開催し、情報と課題を共有し各課の計画や事業との整合性を図っています。

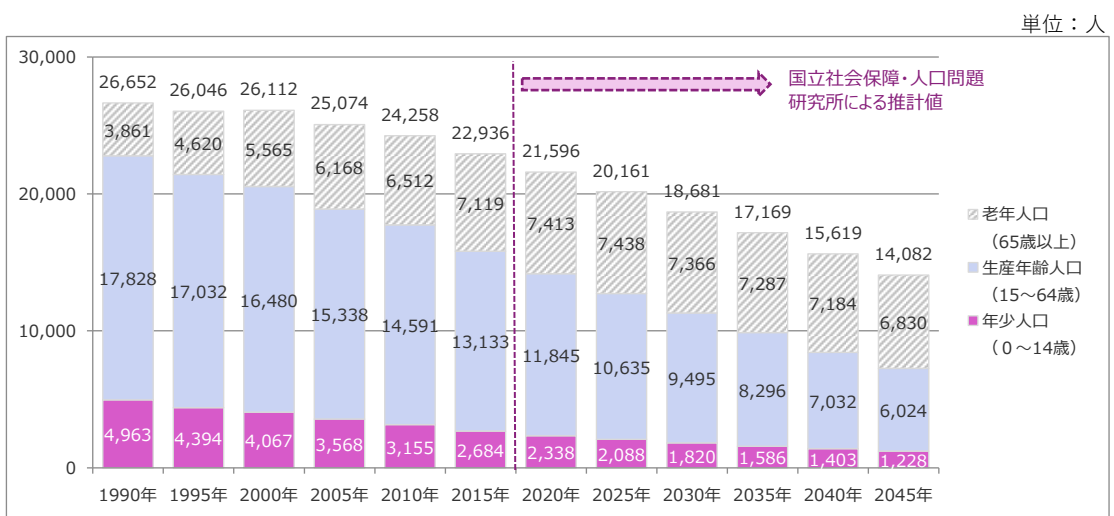
第2章 子育てを取り巻く環境の変化

第1節 子ども・子育て支援をめぐるこれまで

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、2015（平成27）年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されました。少子化に伴う人口減少は、今後も加速しながら進行することが見込まれています。

富良野市においても、人口減少は今後も継続していくことが見込まれており、2045年には総人口が14,000人程度となると予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計））

■富良野市における人口の推移と推計■



- 年少人口（0～14歳）2045年には2015年の半分以下まで減少し、富良野市における教育環境は大きく変化することが予想される。
- 生産年齢人口（15～64歳）も2045年には現在の半分以下まで減少。人手不足が深刻化し、各分野における人材の確保が困難になる可能性が高まる。
- 老年人口（65歳以上）は2025年にピークを迎え、その後は微減で推移。総人口の半分程度を占めることが見込まれる。
- 総人口の減少に伴い、市場規模の縮小と市民一人あたりのインフラ・サービスの維持管理コストが増加する。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活において大きな変化が生じています。子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に対し、国は2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」。）を施行しました。

市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、富良野市でも2015（平成27）年3月に「子どもの幸せ 子育ての喜び 協働・感動の子育て支援をめざして」を基本理念とする「第1期富良野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

第2節 生活様式の変化

かつての子どもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然と子どもを見守る機能が果たされていました。

また、保護者も地域とのつながりの中で子どもを育てることができ、子どもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。

しかし、現在では核家族化やプライバシー意識の高まり、長時間労働などによって、地域とのつながりがかつてほど強くなり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。

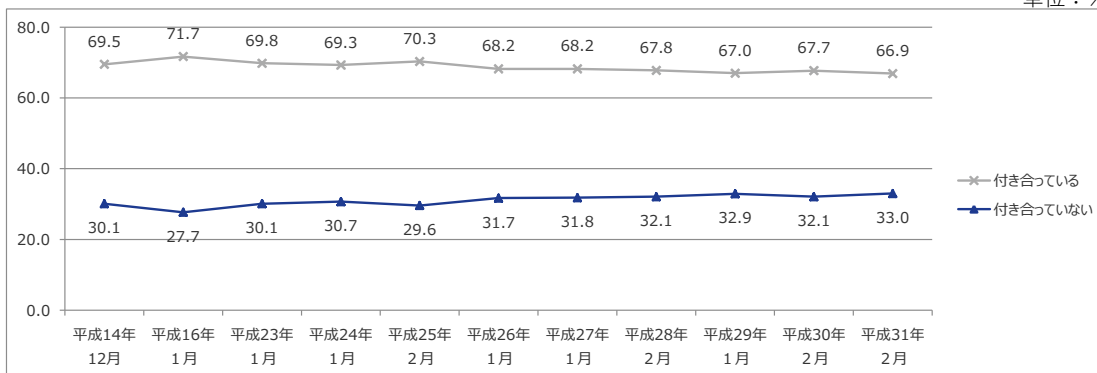
内閣府が実施する世論調査でも、現在の地域での付き合いの程度について「付き合いがない」と回答する割合が世代を問わず、徐々に高くなっており、特に若年層ほど「付き合いがない」とする回答が増える傾向にあります。

また、結婚する意志があっても、安定した雇用に就くことができず、結婚できない人が増えています。結婚や出産・子育てに希望が持てない人が多くなっており、特に若者が自身や社会に対して明るい未来を描けなくなっています。また、そのことがさらなる不安の増大につながり、少子化がさらに加速させています。

さらに、情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、多くの情報にさらされることで、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

■現在の地域での付き合いの程度■

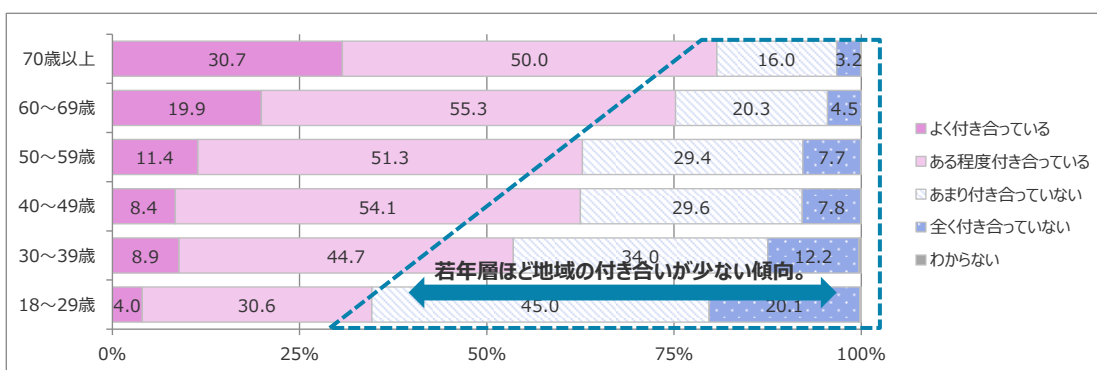
単位：%



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成30年度)

※平成28年2月調査までは20歳以上が対象者。平成29年1月以降は18歳以上が対象者。

■現在の地域での付き合いの程度■



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成30年度)

さらに、人生100年時代を見据え、雇用制度の変化が今後さらに進むことが予想されています。

フレックス制度やテレワークなどの柔軟な働き方がより一般化することで、働き方の多様化が進むとともに、終身雇用制度の縮小、高齢者の雇用の拡大など未曾有の変化が現役世代、あるいは次代を担う子どもの世代に生じるものと見込まれます。

子どもの視点で見ると、かつてないほどに物質的な豊かで便利な環境において暮らしているものの、共働き世帯の増加や保護者の長時間就労などにより、親子が接する時間はかつてより減っていることが想定されます。

第3節 地域の変化

少子化とプライバシー意識の高まりによって、地域と子どもの関係性はより希薄化することとなりました。

地域の子どもの少なくなり、地域（周囲）からの子どもやその保護者に対する目はより厳しいものとなっています。

また、子どもの保護者にとっても、出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、すべてが初めての子育てとなっているほか、相談先もなく、トラブルや悩みを一人で抱え込むことが多くなっています。

少子高齢化・人口減少による経済的な不安も大きく、これまで以上に子育て世代が抱える不安は大きくなってきています。

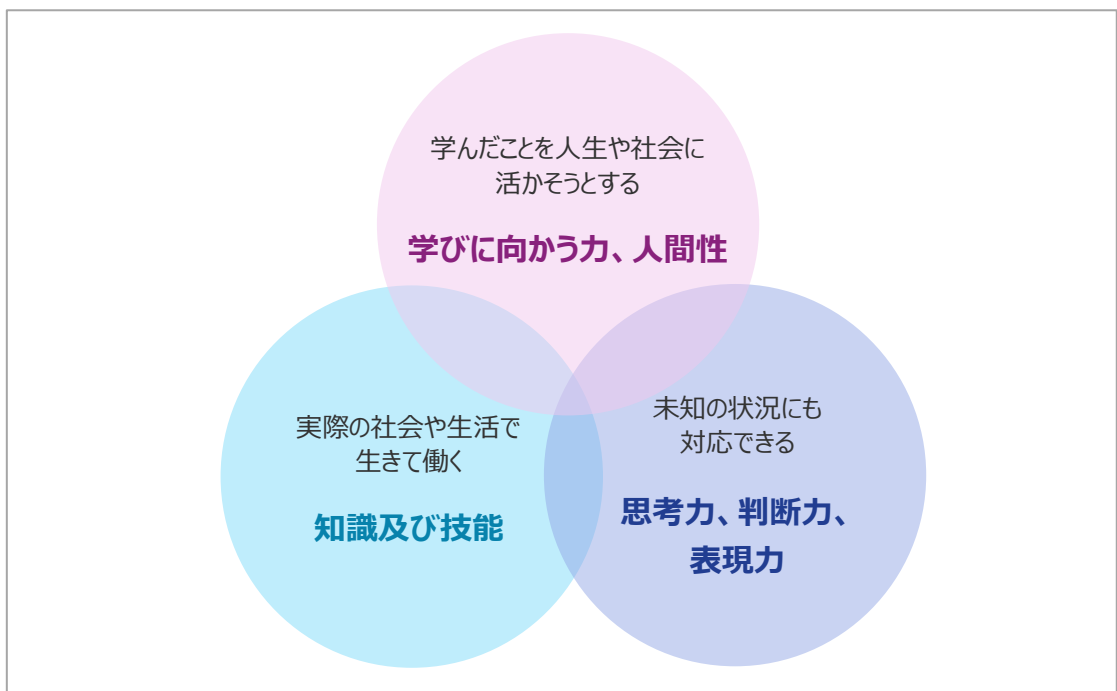
さらに、経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力も変化してきており、社会としても多様性が求められるようになっていきます。

令和2年からは小学校の英語教育が本格化するほか、小学校におけるプログラミング教育も必修化されることが予定されています。

インプットを重視する受け身型の授業から主体的な行動を求める能動型の授業に変化していくことが見込まれています。

こうした地域や社会の変化・要請に対応しつつ、子どもの豊かな成長を支援していく必要があります。

■これから育成すべき資質・能力■



資料：文部科学省「学習指導要領『生きる力』周知・広報リーフレット」

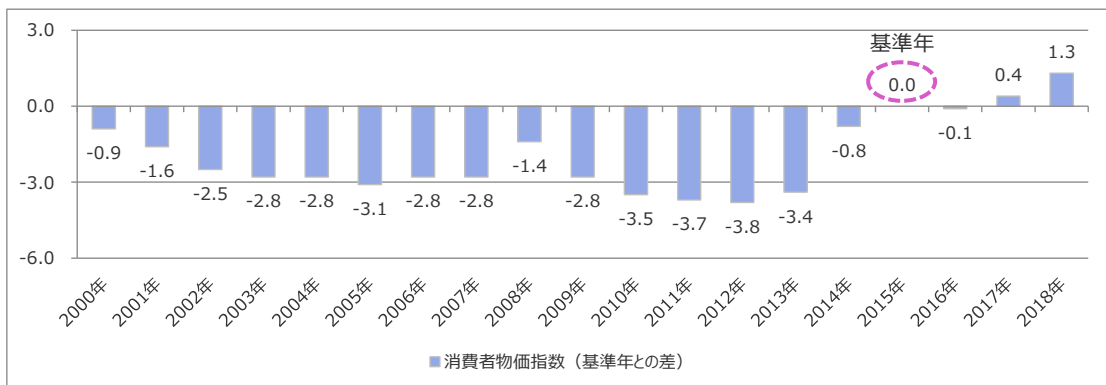
第4節 法制度の変化

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充・質の向上を図るため、国は2015（平成27）年4月から子ども・子育て新制度を開始しました。これにより子育て相談や一時預かり、放課後児童クラブの拡充など、より利用者（子どもとその保護者）の視点に立った制度へと変わりました。

今後も本制度に基づいてそれぞれの子育て支援サービスが全国的に提供されることとなっています。身近な暮らしをみると、消費者物価指数は近年上昇傾向にあり、暮らしに身近な商品やサービスの価格が上昇傾向にあります。

家庭消費における電話通信料の増大や食料品などの身近なモノやサービスの価格が上昇する一方で、非正規就労の増加による低収入の労働者の増加など、子育て世代の生活は依然として厳しい状態が続いています。雇用形態別雇用者数をみると、このことから、幼児教育・保育の無償化を令和元年10月から実施されています。財源として消費税の増税分が充当されることとされており、子どもやその子どもの保護者をより社会全体で支えていくしくみづくりが今後進められていくこととなります。

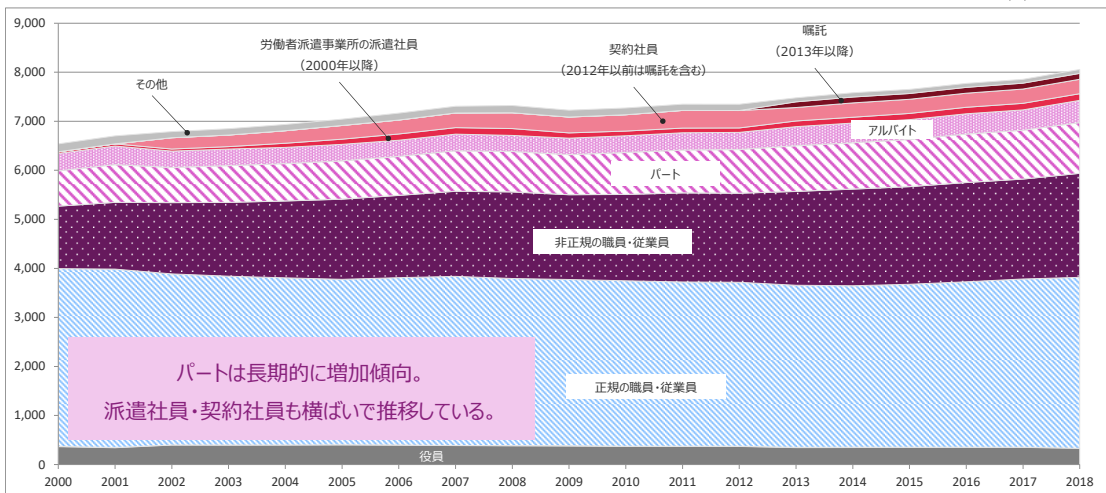
■消費者物価指数の推移■



資料：総務省統計局

■雇用形態別雇用者数（男女計）■

単位：万人



資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」

(参考) 子どもや若者を取り巻く環境の悪化

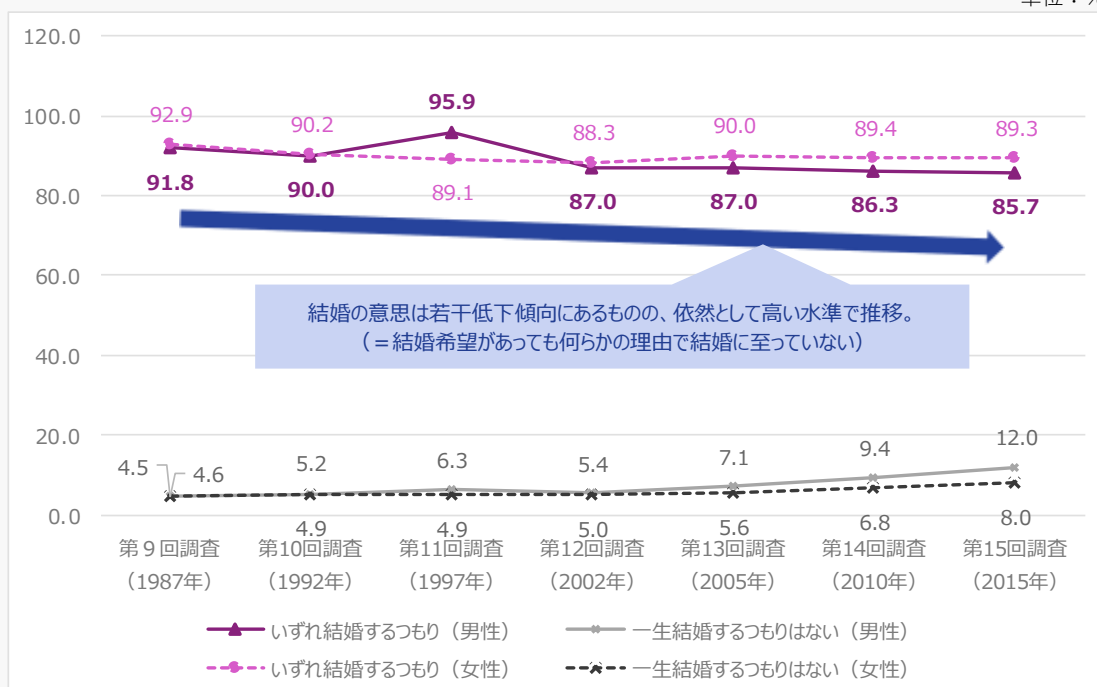
国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」では、日本の総人口は 2053 年に 1 億人を割り込み、2065 年には 8,800 万人程度になると推計されています。少子化の直接的な要因には出生率の低下がありますが、今後人口減少という大きな課題を乗り越えていくためには、その要因を若者世代に押し付けるのではなく、若者が「結婚できない理由」や「出産・子育てできない理由」について深く考えていく必要があります。

未婚率が高い理由は、若者が結婚を希望していないからではなく、就労環境や居住環境、社会保障などに不安を抱えているからであり、単純に子育て支援を充実させれば改善するものではありません。雇用先である事業者や地域住民が、結婚・出産・子育てしようとする若者を見守り、応援していくことが不可欠です。

国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定（平成 26 年）以降、人口急減・超高齢化への対策を進めています。この中では、地方における安定した雇用の創出や若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどが盛り込まれており、雇用の安定性や継続性、ワーク・ライフ・バランスなど、出産・子育てと働き方に関する問題への取り組みが重要視されることになっています。

■未婚者の生涯の結婚意思■

単位：％



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

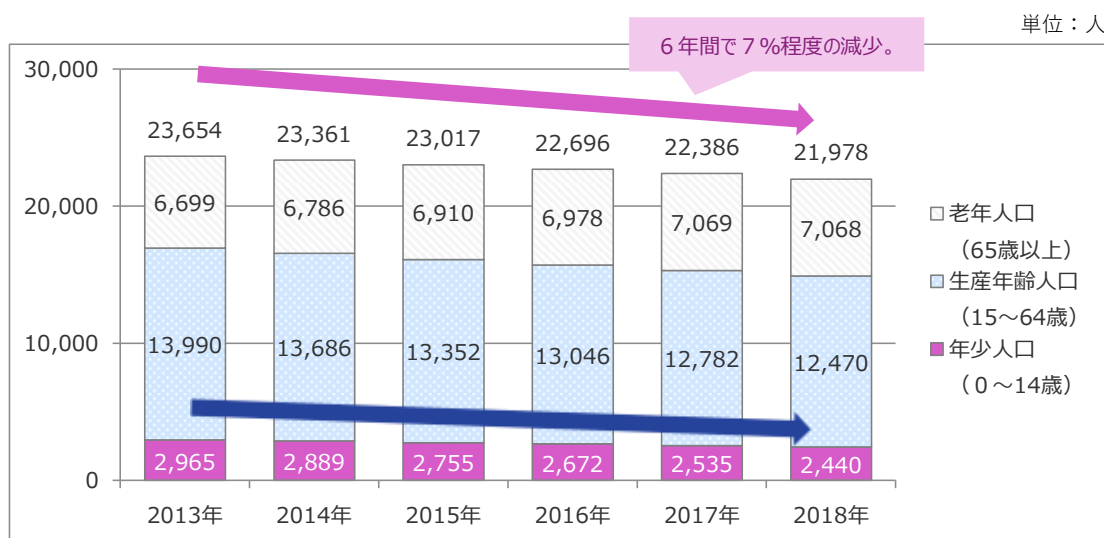
第3章 富良野市の子ども・子育て環境の現状

第1節 富良野市の姿

(1) 人口構造

2013（平成25）年から2018（平成30）年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は高止まり傾向を示しており、本市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

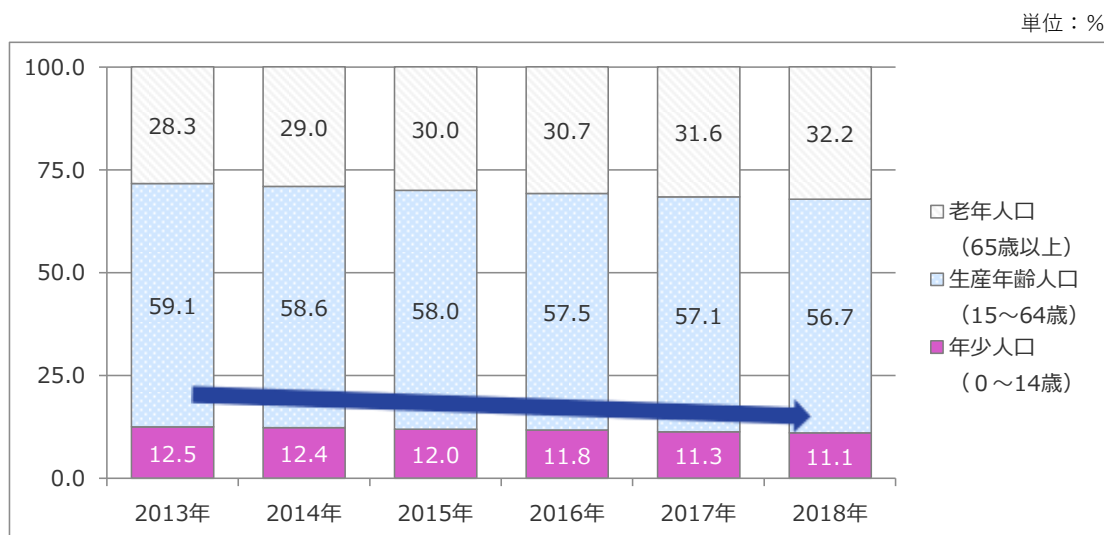
■年齢3区分別人口の推移■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合で見ると、少子化に伴って年少人口割合は低下を続けています。老年人口割合（＝高齢化率）は2015（平成27）年以降、30%以上となっています。

■年齢3区分別人口割合の推移■



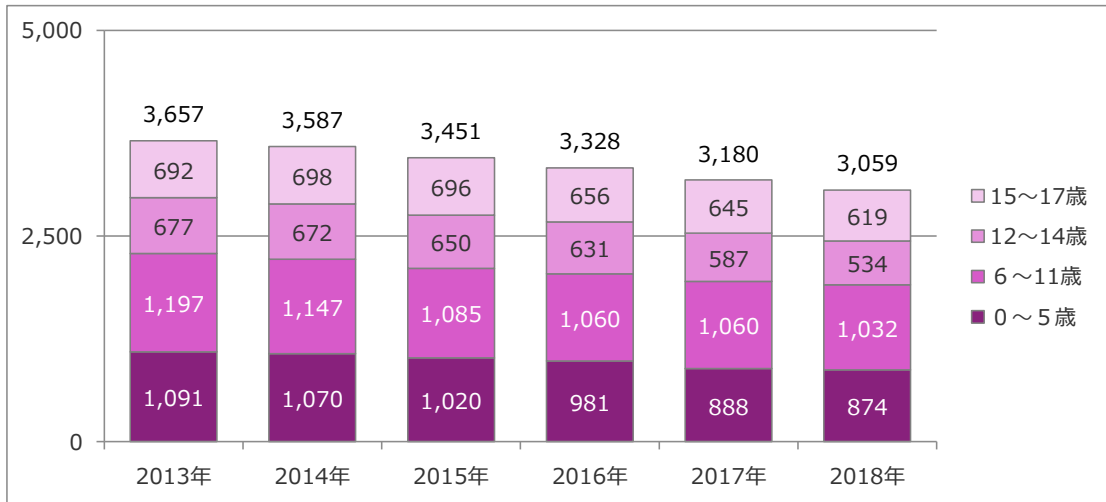
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 子どもの人口

子ども（18歳未満）の人口についてみると、どの年齢層でも減少傾向が続いています。

■子ども人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

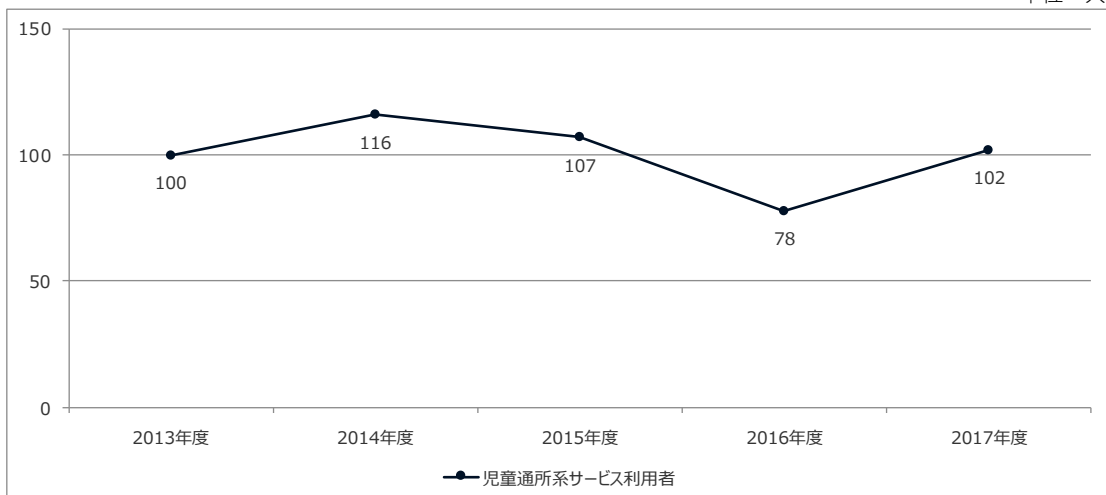
障害のある子ども（障害児）が利用する児童通所系サービス利用者数の推移をみると、100人前後で横ばいとなっています。

発達障害の診断基準は定期的に修正されており、該当する児童が増えたこと、発達障害の存在が広く知られるようになったことなどが要因となって、全国的に障害児福祉サービスを利用する人は増加しています。

富良野市においても、児童通所系サービス利用者数は増加していることから、子ども一人ひとりに合わせた発達支援が重要となっています。

■児童通所系サービス利用者数の推移■

単位：人

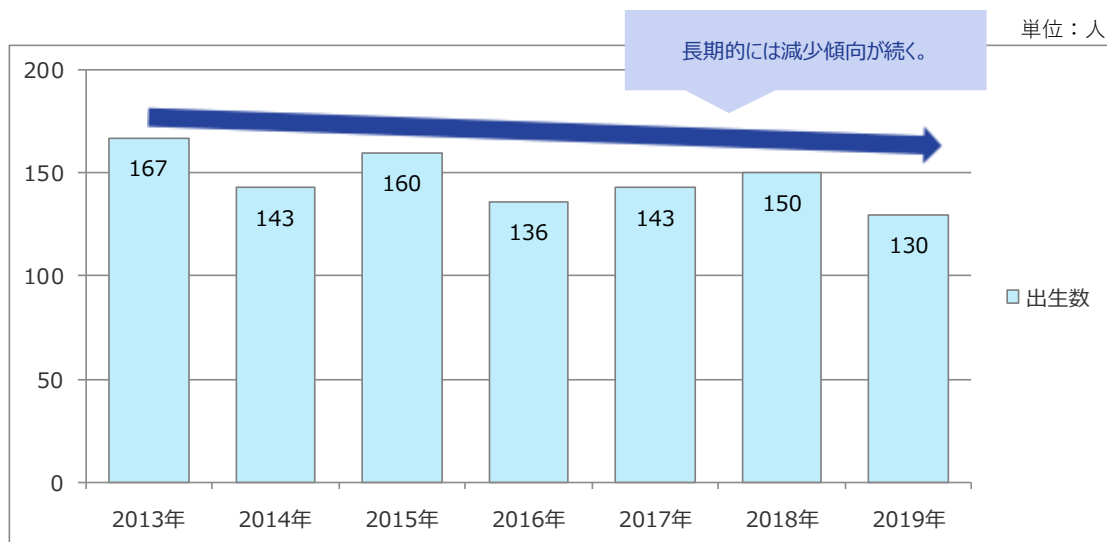


資料：こども未来課

(3) 出生の動向

出生数の推移をみると、150人前後で推移していることがわかります。2016（平成28）年（136人）から2018（平成30）年（150人）までは出生数が増加傾向となっていましたが、長期的にみると、減少傾向が続いています。

■ 出生数の推移 ■

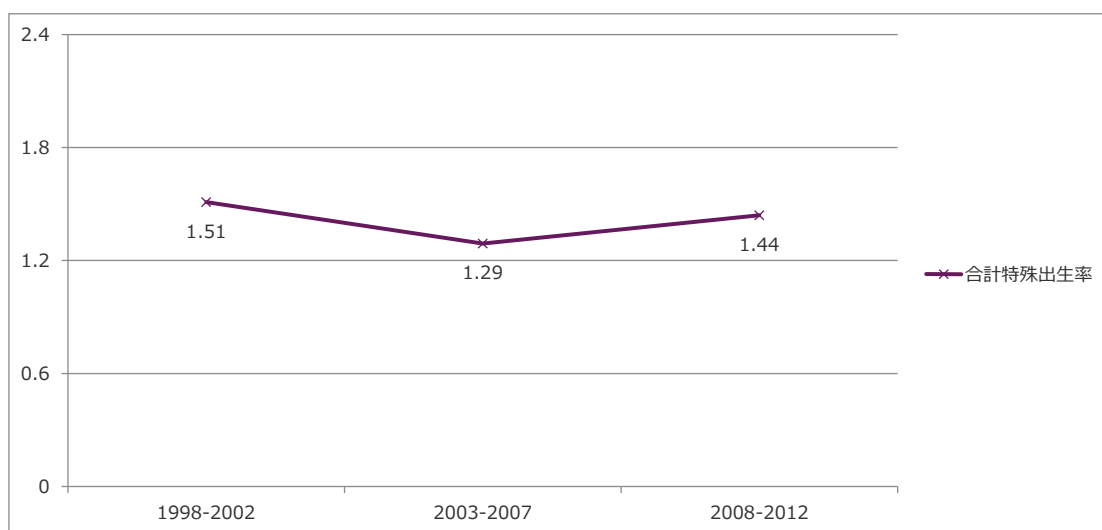


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

※2019年は母子手帳の配布状況。

近年の合計特殊出生率をみると、1.2から1.6の間で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は2.06となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：RESAS（地域経済分析システム）

(4) 世帯の状況

富良野市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は11,000世帯前後で推移しており、横ばいとなっています。

人口減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあります。核家族化の流れが続いていることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
世帯数	11,050	11,053	10,997	11,010	11,018	10,920
人口	23,609	23,345	22,975	22,656	22,355	21,952
うち子ども数	3,657	3,587	3,451	3,328	3,180	3,059
平均世帯人員	2.14	2.11	2.09	2.06	2.03	2.01

資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

また、世帯類型別にみると、「うち男親と子供から成る世帯」はほぼ横ばい、「うち女親と子供から成る世帯」は、若干増加傾向がうかがえます。

母子・父子家庭の一般世帯数に占める割合は高くなっており、子どもとその保護者を社会全体で支える仕組みの重要性はますます大きくなっています。

■世帯類型別にみた富良野市の世帯数の推移（国勢調査）■

単位：世帯、%

	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
一般世帯数	9,969	9,987	9,892
うち核家族世帯	5,636	5,585	5,363
うち夫婦のみの世帯	2,581	2,569	2,493
うち夫婦と子供から成る世帯	2,381	2,283	2,135
うち男親と子供から成る世帯	<u>105</u>	<u>92</u>	<u>96</u>
うち女親と子供から成る世帯	<u>569</u>	<u>641</u>	<u>639</u>
一般世帯数に占める母子・父子世帯の割合	6.8	7.3	7.4

資料：国勢調査

母子・父子世帯は増加傾向。

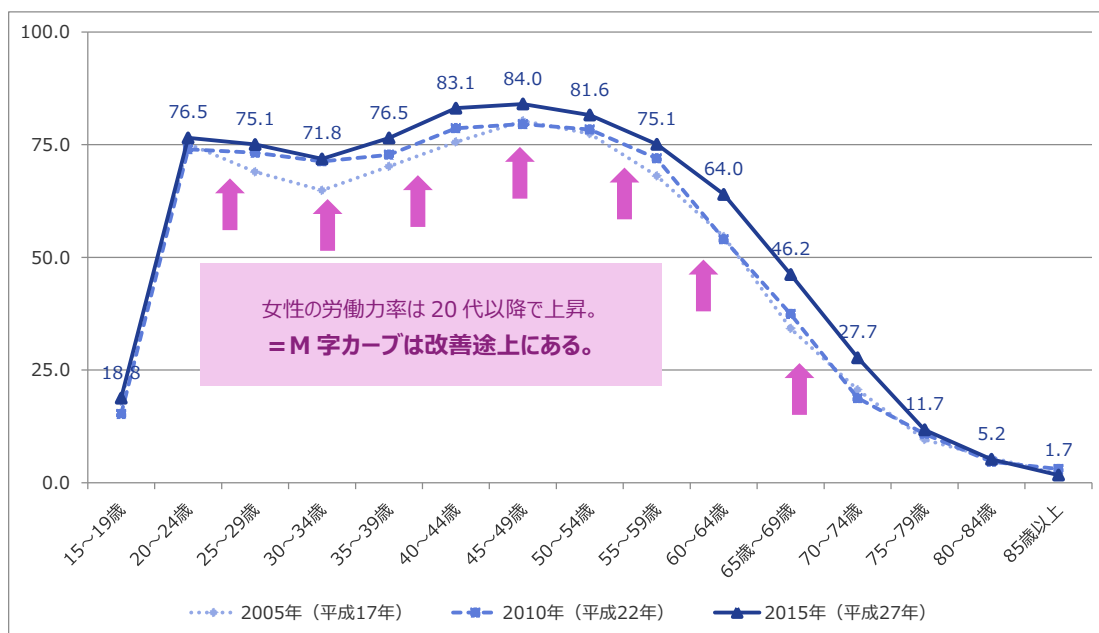
(5) 女性の労働力率

2015（平成27）年における富良野市の女性の労働力率をみると、特に20代後半から70代にかけて、この10年間で上昇しており、女性の就労が増えたことがうかがえます。

年齢区分別にみると、30代前半にかけて、労働力率が低下しており、以前ほど明確ではないものの、依然として「M字カーブ」現象が生じていることがわかります。

■富良野市の女性の労働力率の推移■

単位：%



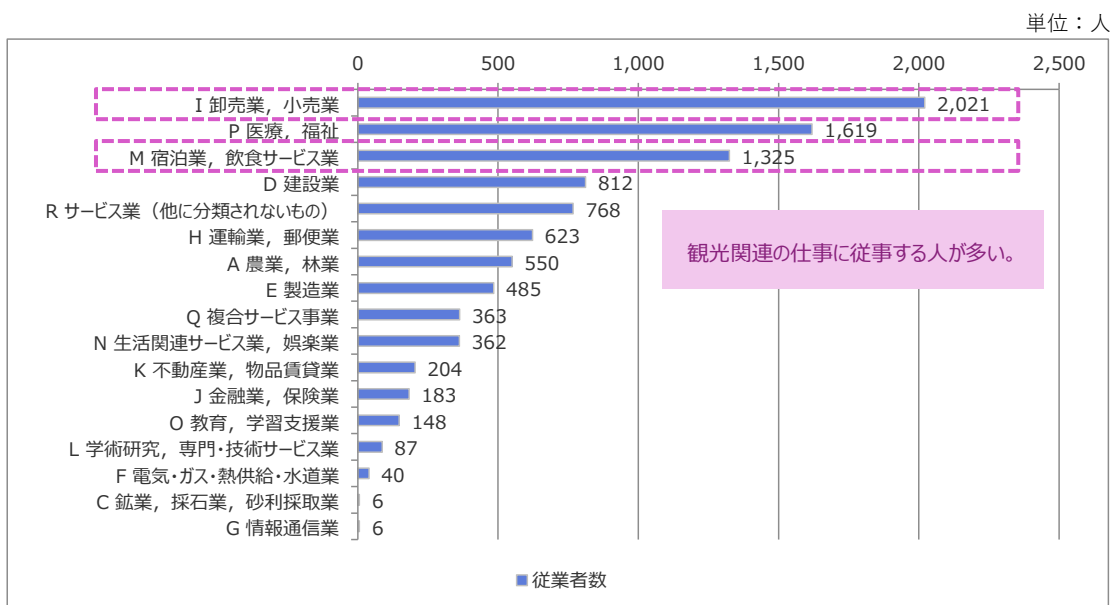
資料：国勢調査

(6) 産業大分類別にみた従業者数

産業大分類別に富良野市の従業者数をみると、「I 卸売業，小売業」が最も多く、「M 宿泊業，飲食サービス業」が第3位となっています。日本でも有数の観光地である富良野市においては、観光をはじめとする第3次産業に従事する人が多いことがうかがえます。また、「P 医療，福祉」も第2位となっており、上位3項目が他を大きく引き離して上位を占めています。産業中分類別一人あたり賃金をみると、「I 卸売業，小売業」、「P 医療，福祉」は400万円前後となっているのに対し、「M 宿泊業，飲食サービス業」は300万円未満となっています。

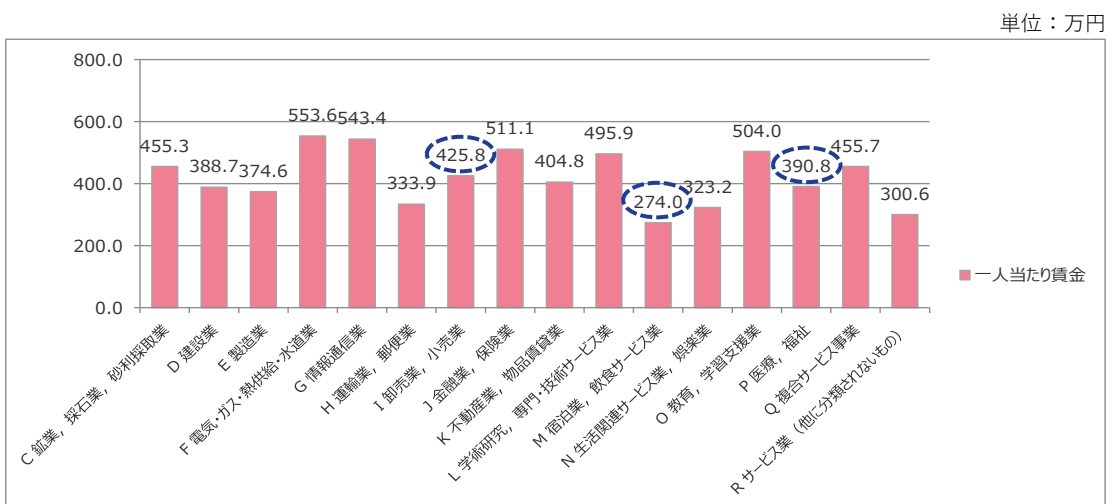
観光関連の産業の従事者が多いことから、景気等の社会情勢や気候変動等周辺環境の影響を受けやすい地域であり、子育てをする保護者の置かれた状況に応じた支援が重要です。

■富良野市の産業大分類別従業者数■



資料：平成 28 年経済センサス - 活動調査

■2018 年における北海道の産業大分類別一人あたり賃金（全年齢）■



資料：RESAS（地域経済分析システム）

第4節 アンケート調査からみた富良野市の現状

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「富良野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおり。

■市民を対象とする調査の実施概要■

調査種別	就学前児童	就学児童（小学生）
調査対象	市内に居住する 就学前児童の保護者	市内に居住する 就学児童（小学生）の保護者
抽出法	全数抽出※	全数抽出※
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	2018（平成30）年12月	2018（平成30）年12月
調査地域	富良野市全域	富良野市全域
配布数	722票	760票
有効回収数	340票	397票
有効回収率	47.1%	52.2%

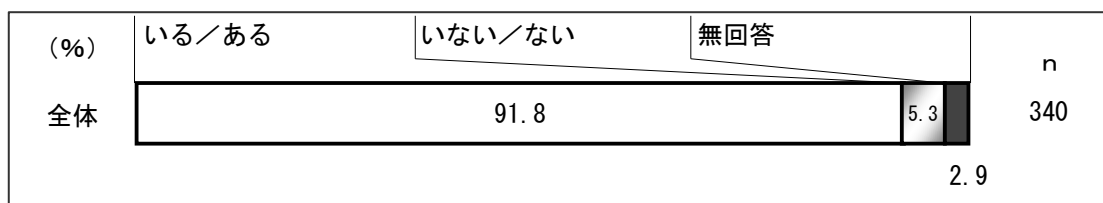
※2018（平成30）年11月20日現在、就学前児童・就学児童（小学生）のうち、一番年長の子どもを対象とする。

(3) 就学前児童対象調査の結果（概要）

1. 子育てに関する相談先

子育てに関する相談先があるかたずねたところ、「いる／ある」が9割強を占めている一方で、5%程度の人が「いない／ない」と回答しています。

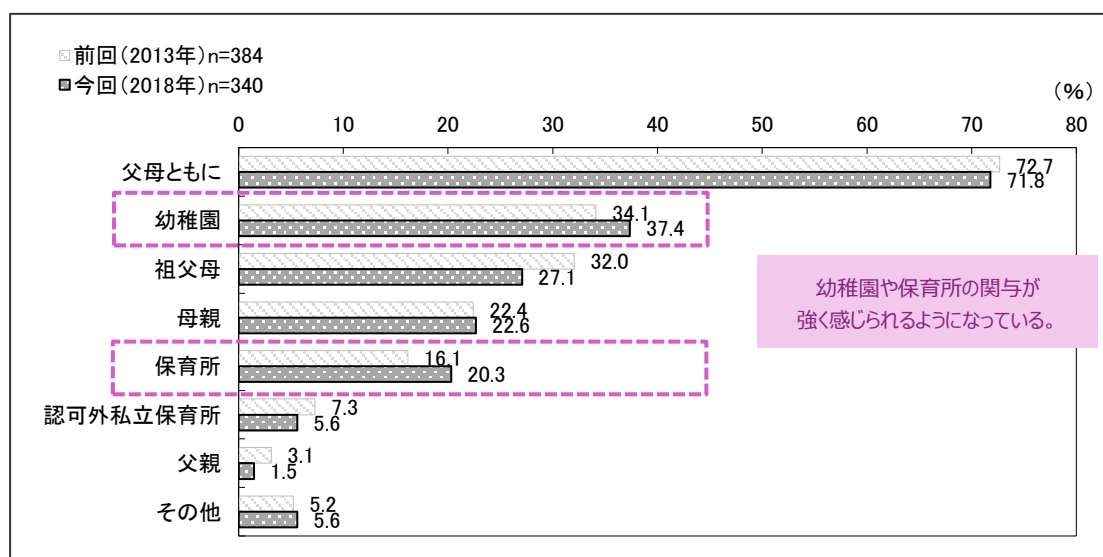
■子育てに関する相談先の有無■



2. 子育てへの関わり方

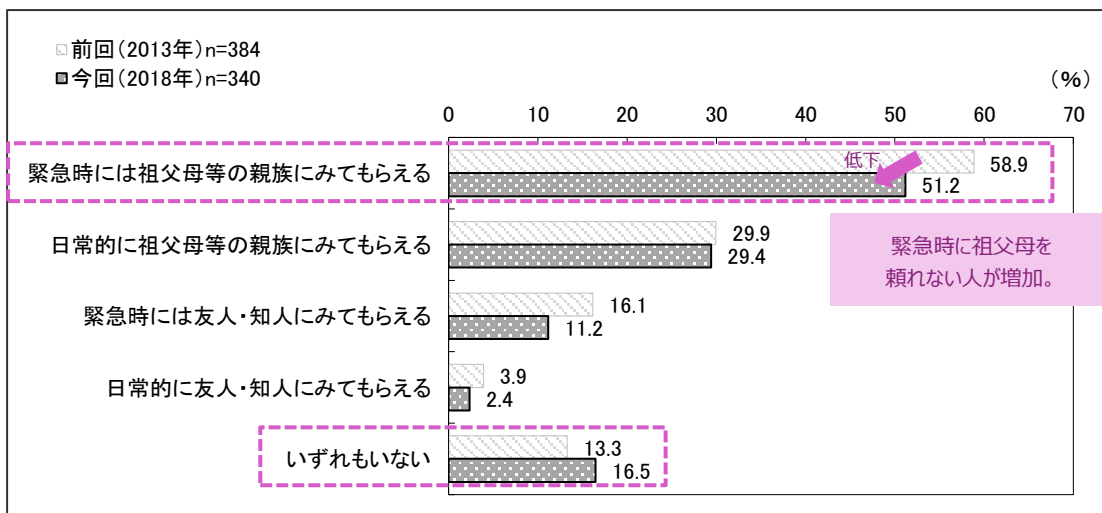
日常的に子育てに関わっている人について、第1期計画策定時の調査と比較すると、「父母ともに」や「祖父母」などの割合が下落した一方で、「幼稚園」や「保育所」の割合が高くなっています。

■子育てに日常的に関わっている人（前回調査との比較）■



日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が前回調査時から7%以上低下した一方で、「いずれもない」が3%以上増加しています。子どもの預かりサービスのニーズが高まっていることがうかがえます。

■日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無（前回調査との比較）■

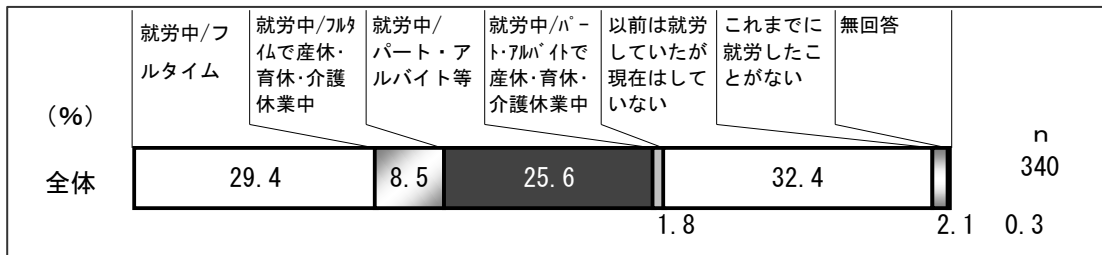


3. 保護者の就労状況

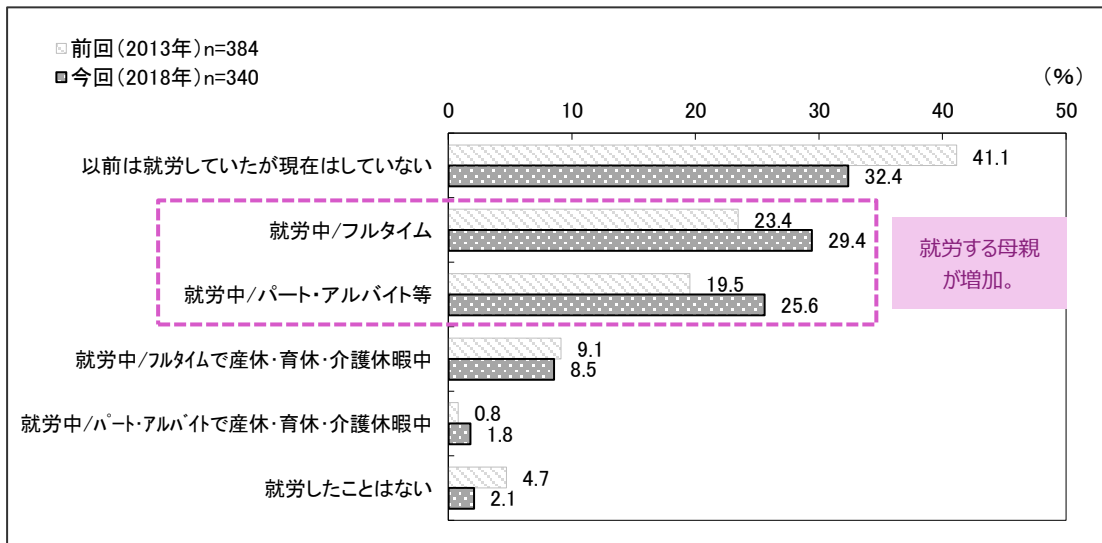
母親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が29.4%、「就労中/パート・アルバイト等」が25.6%を占めています。「以前は就労していたが現在はしていない」は32.4%となっています。前回調査と比較すると、「以前は就労していたが現在はしていない」が約9%低下し、「就労中/フルタイム」と「就労中/パート・アルバイト」はともに5%以上の上昇がみられており、母親の就労が進んでいることがうかがえます。

また、週あたりの就労日数は、「週5日」が55.0%、「週6日」が21.6%となっています。

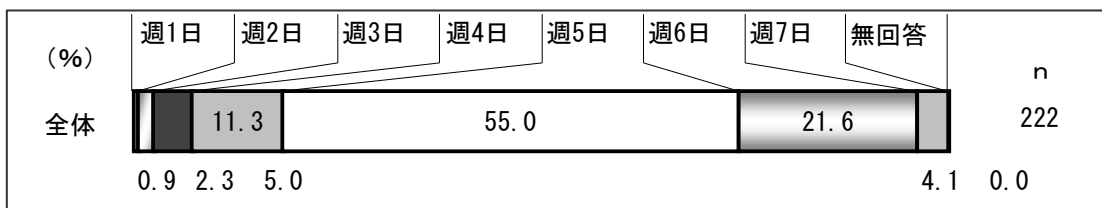
■母親の就労状況■



■母親の就労状況（前回調査との比較）■

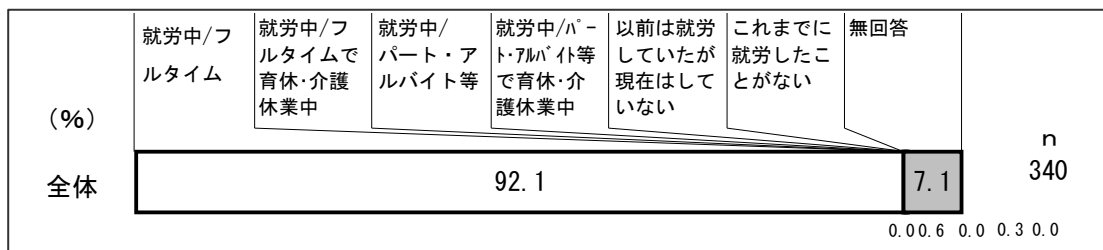


■母親の就労日数（週あたり）■

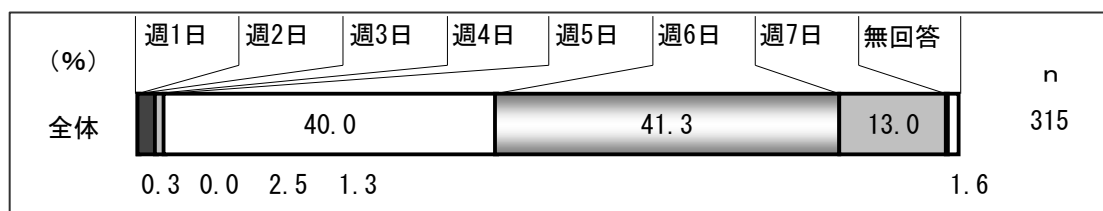


父親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が92.1%となっています。また、週あたりの就労日数は、「週6日」が41.3%、「週5日」が40.0%となっています。

■父親の就労状況■



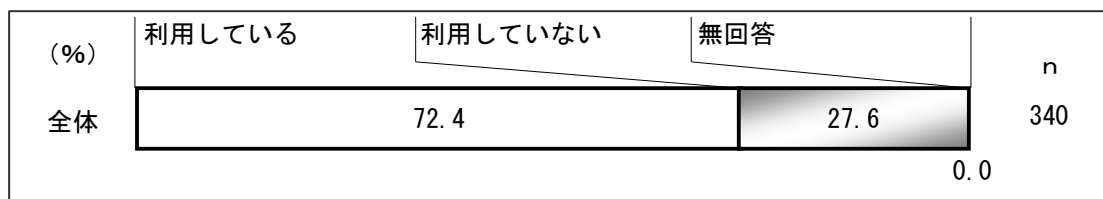
■父親の就労日数（週あたり）■



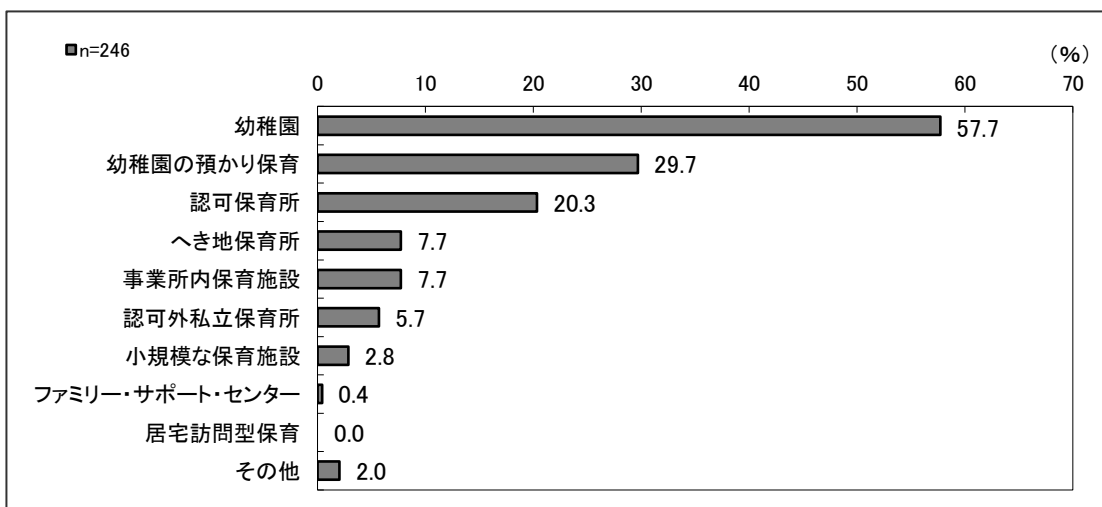
4. 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が7割強を占めています。利用している事業については、「幼稚園」(57.7%)が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」(29.7%)、「認可保育所」(20.3%)などとなっています。前回調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」が増加していることがわかります。

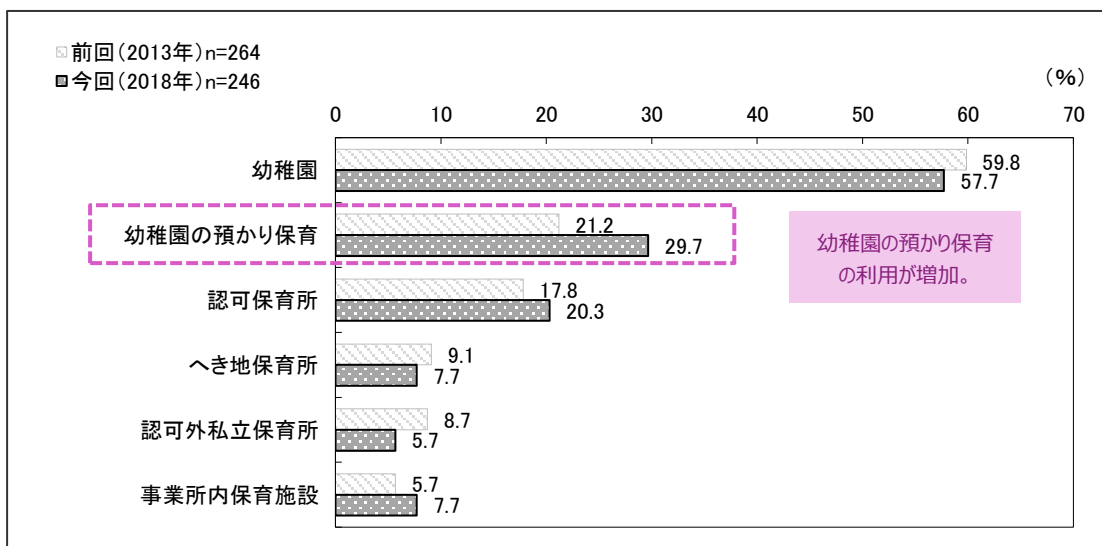
■定期的な教育・保育事業を利用しているか■



■定期的に利用している事業（全体／複数回答）■

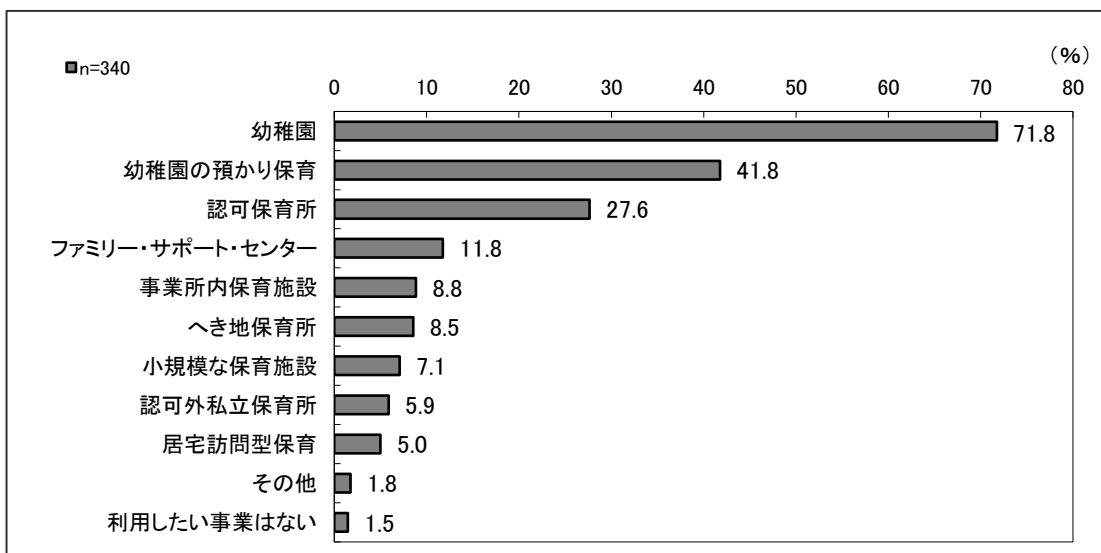


■定期的に利用している事業（前回調査との比較／主なもの）■



定期的に利用したい事業についてたずねたところ、「幼稚園」(71.8%)が最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」(41.8%)、「認可保育所(27.6%)」と、上位3項目は現在利用している事業と同じ順位となっています。

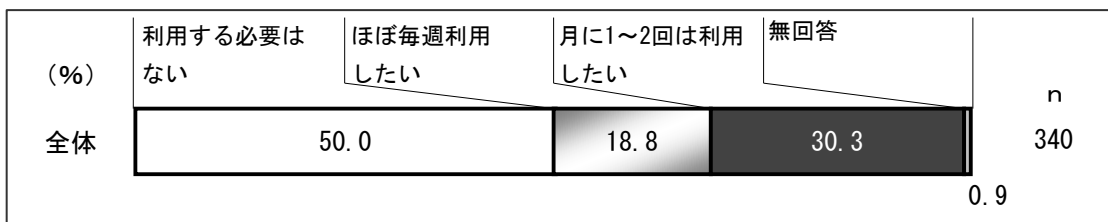
■定期的にご利用したい事業（全体／複数回答）■



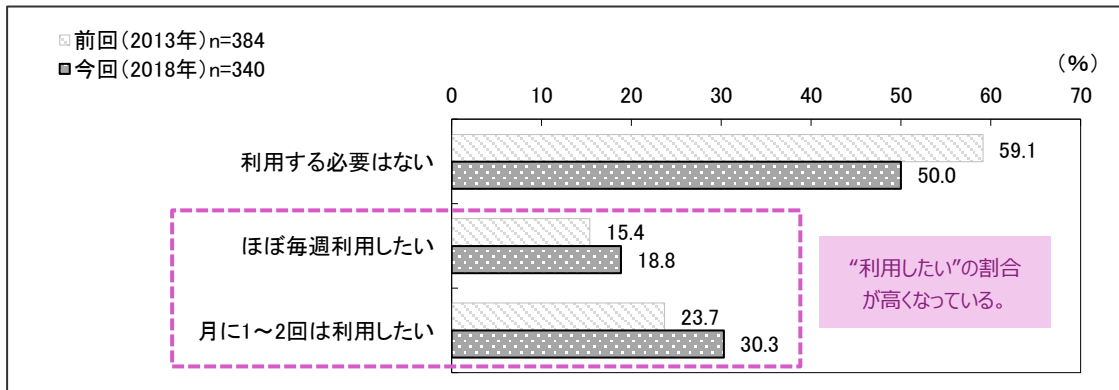
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてたずねたところ、「利用する必要はない」が5割を占めるのに対し、「月に1～2回は利用したい」が3割強、「ほぼ毎週利用したい」が2割弱を占めており、半数近くの回答者が土曜日の利用を希望していることがうかがえます。前回調査と比較すると、「ほぼ毎週利用したい」と「月1～2回は利用したい」の割合が高くなっており、土曜日の利用希望が高まっていることがわかります。

また、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が7割強を占めており、前回調査と比較しても大きな変化はありません。日曜日・祝日より土曜日の利用希望が強い地域であることがうかがえます。

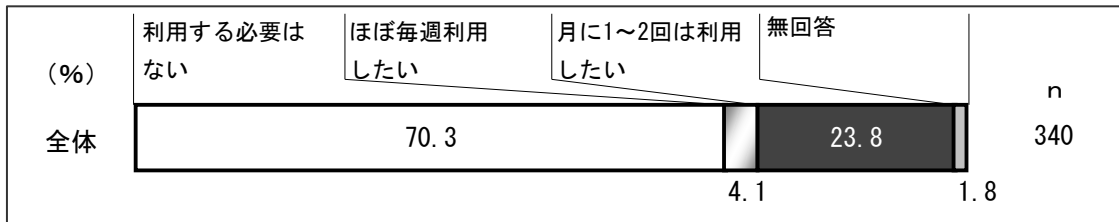
■定期的な教育・保育事業の利用希望（土曜日）■



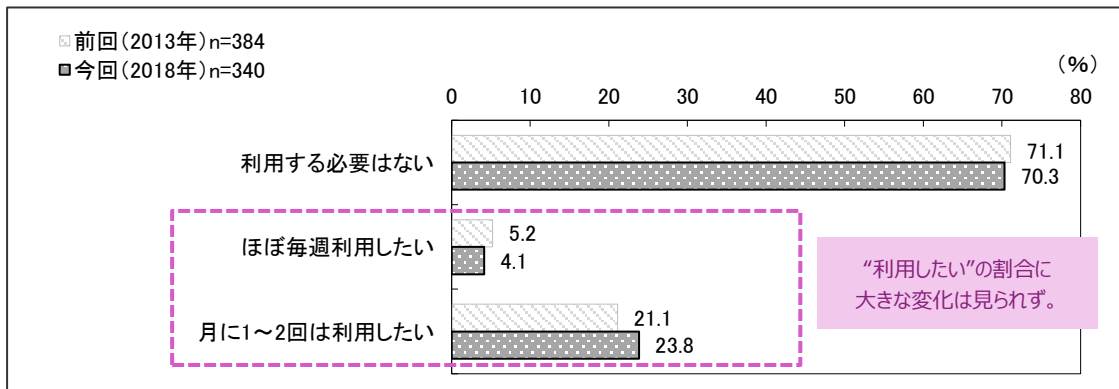
■定期的な教育・保育事業の利用希望（土曜日／前回調査との比較）■



■定期的な教育・保育事業の利用希望（日曜日・祝日）■

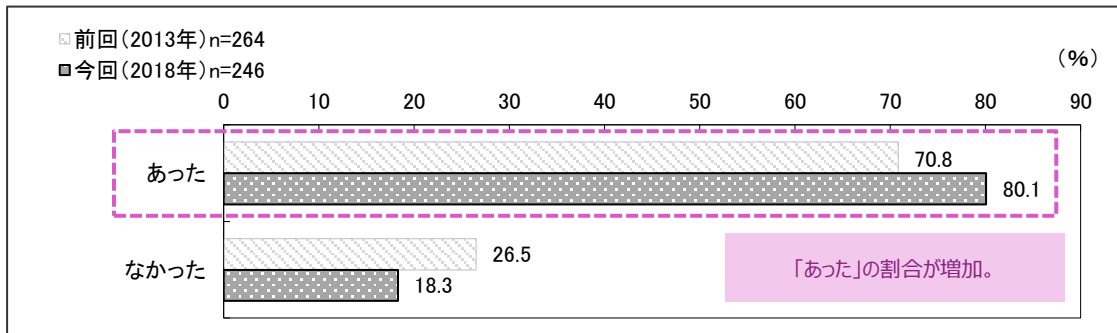


■定期的な教育・保育事業の利用希望（日曜日・祝日／前回調査との比較）■



子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことがあったかたずねたところ、「あった」の割合は前回よりも高くなっています。

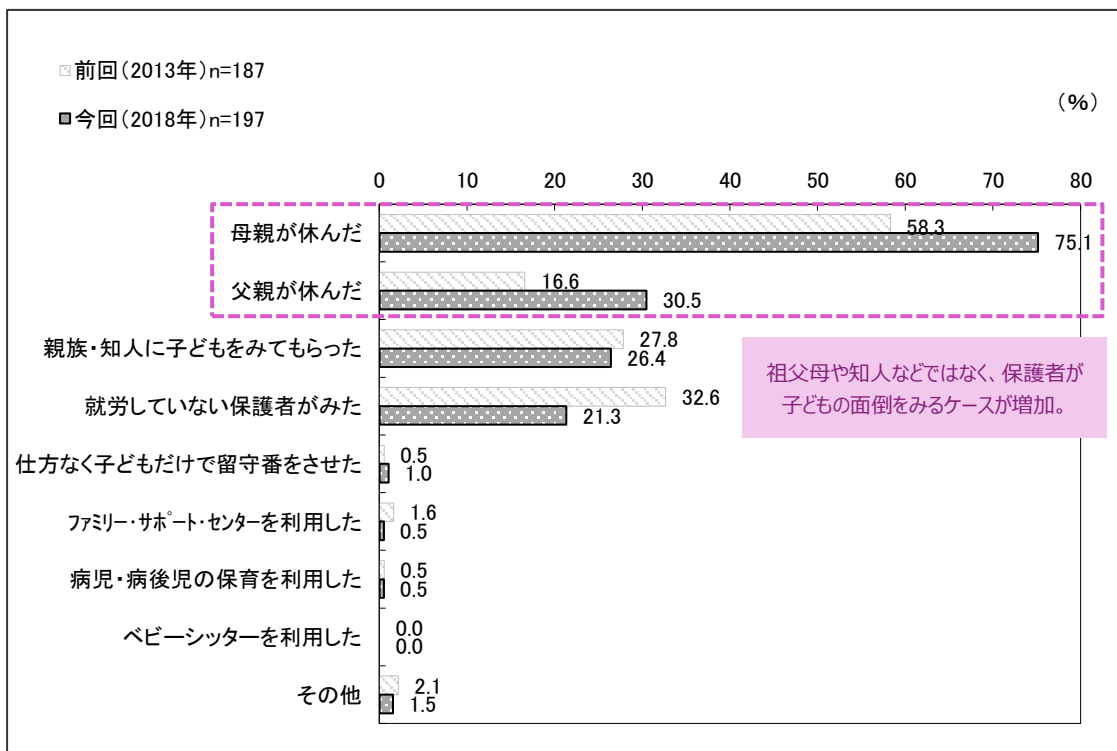
■子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことがあったか■
(前回調査との比較)



子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった時の対処法については、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「父親が休んだ」や「親族・知人に子どもをみてもらった」、「就労していない保護者がみた」などとなっています。

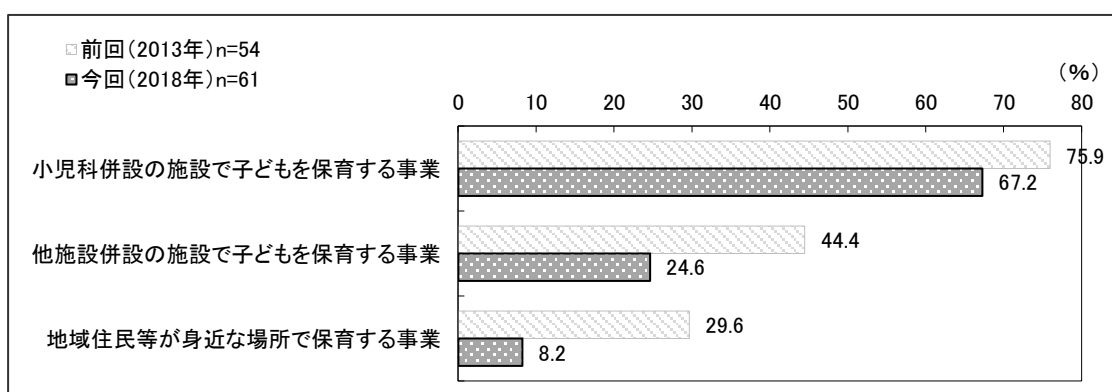
前回調査と比較すると、「母親が休んだ」、「父親が休んだ」の割合が高くなっており、ともに10%以上の伸びを示しています。子どもの保護者が休んで対応するケースが増えていることから、病児・病後児へのサポートのニーズが高まっていることがうかがえます。

■通常の教育・保育事業が利用できなかった時の対処法（前回調査との比較）■



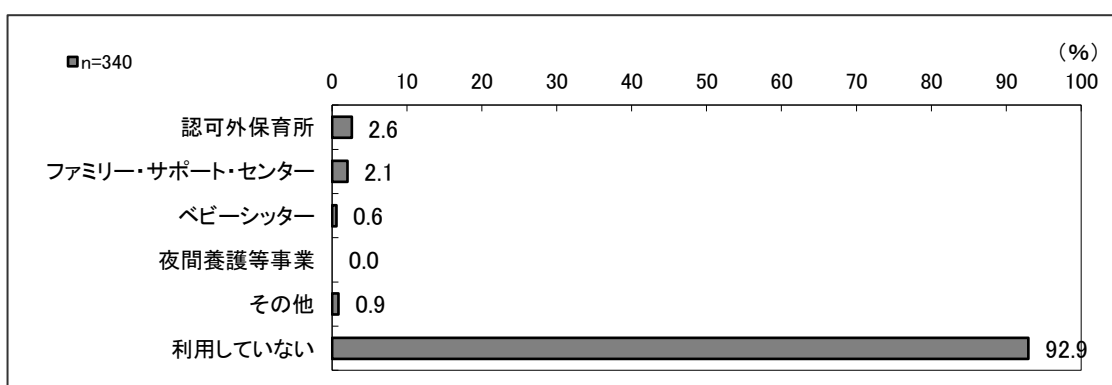
育

■望ましい病児・病後児保育施設の形態（前回調査との比較）■



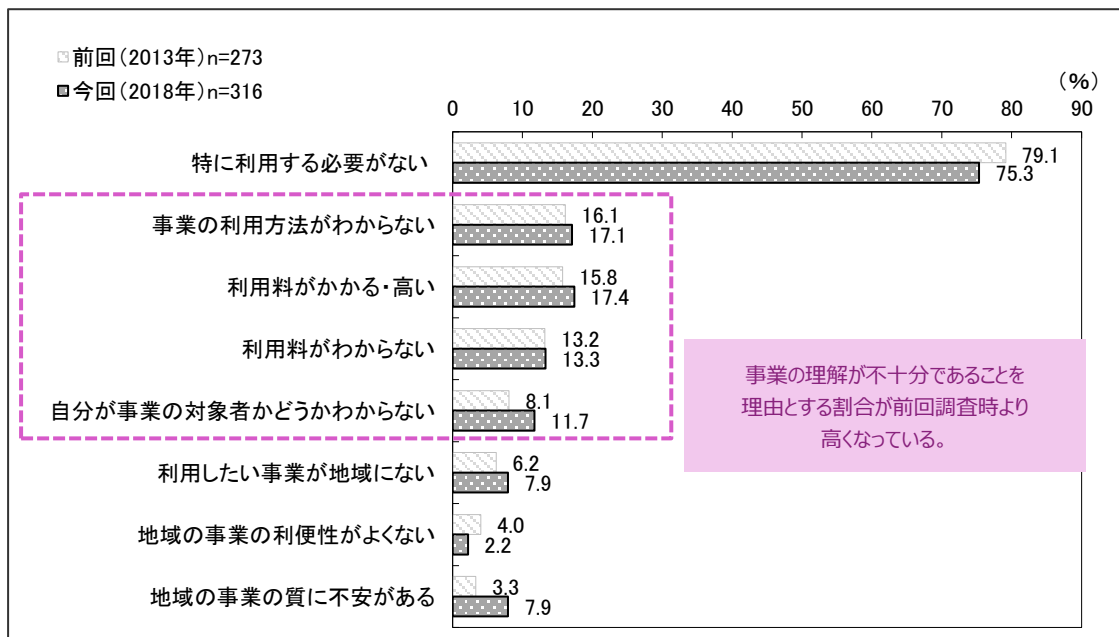
不定期に利用している事業があるかたずねたところ、「利用していない」が9割以上を占めています。

■不定期に利用している事業の有無■



利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が最も多くなっているほか、「事業の利用方法がわからない」、「利用料がかかる・高い」、「利用料がわからない」などとなっています。「事業の利用方法がわからない」や「利用料がわからない」、「自分か事業の対象者かどうかわからない」などは前回調査と比較すると高くなっており、利用したいサービスがあっても、その情報が取得できていない人がいることがうかがえることから、サービス利用についての周知を今後も図っていく必要があります。

■不定期的に利用している事業がない理由（前回調査との比較）■

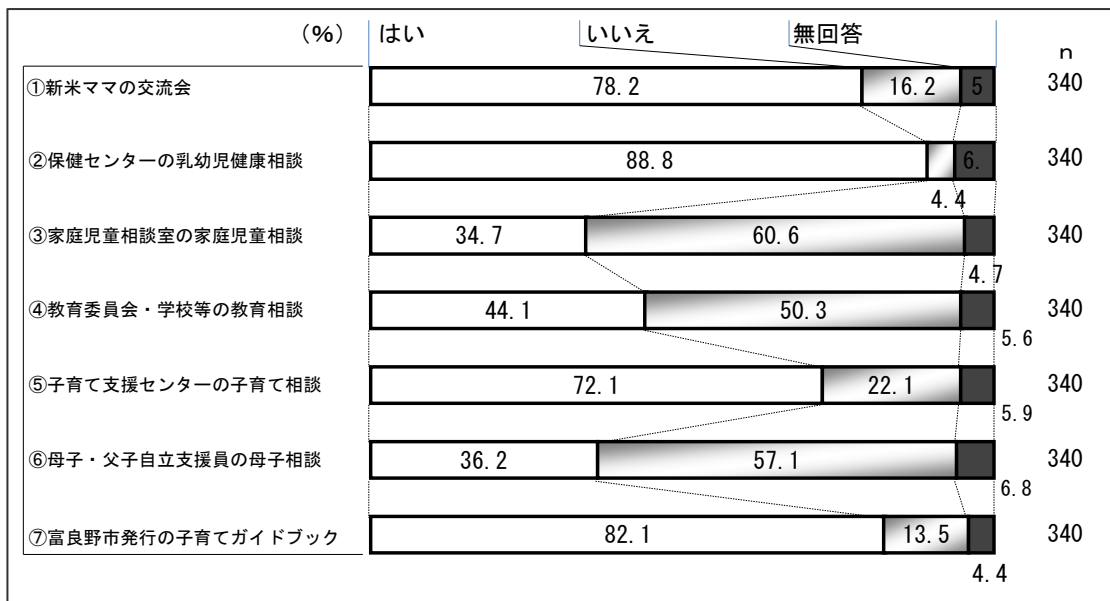


5. 市が実施する事業の認知度・今後の利用希望

「②保健センターの乳幼児健康相談」、「⑦富良野市発行の子育てガイドブック」では「はい」（知っている）が8割を超えており、「①新米ママの交流会」や「⑤子育てセンターの子育て相談」も、「はい」が7割以上を占めています。

反対に、「③家庭児童相談室の家庭児童相談」や「⑥母子・父子自立支援員の母子相談」、「④教育委員会・学校等の教育相談」では「いいえ」（知らない）が半数以上を占めています。

■市が実施する事業の認知度■

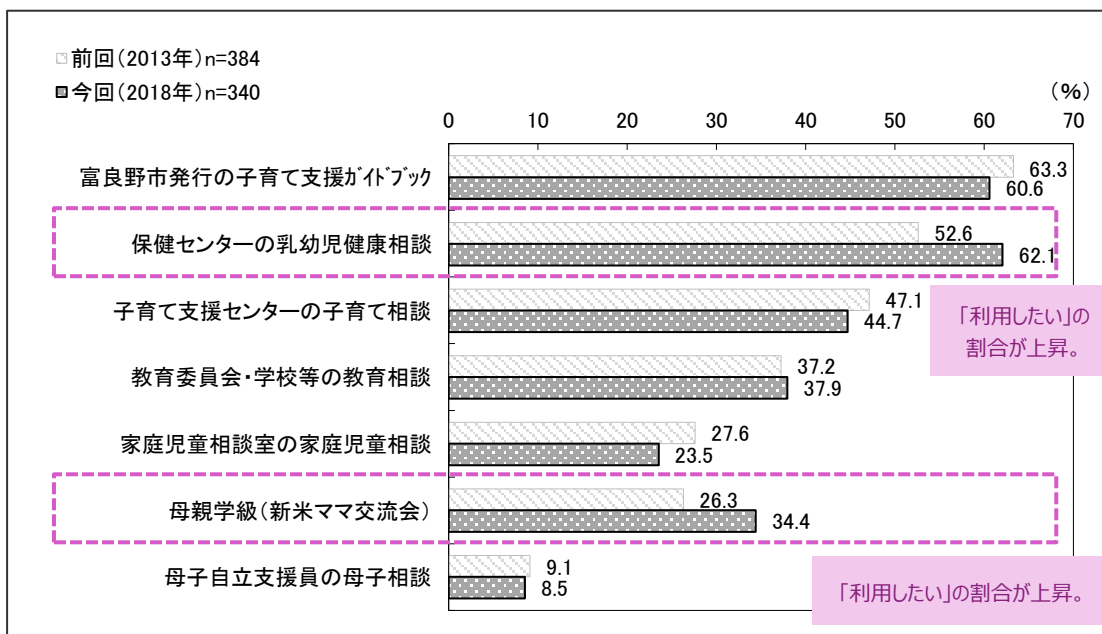


事業の今後の利用希望についてたずねたところ、「②保健センターの乳幼児健康相談」、「⑦富良野市発行の子育てガイドブック」は、「はい」（利用したい）が6割以上を占めており、利用希望が高いことがわかります。前回調査と比較すると、「新米ママ交流会」や「保健センターの乳幼児健康相談」で利用希望が増加しており、出生前から乳児期における母親の不安の軽減や共有のできる場のニーズが以前より高まっていることが予想されます。

■市が実施する事業の今後の利用希望■

	(%)			n
	はい	いいえ	無回答	
①新米ママの交流会	34.4	52.6	12.9	340
②保健センターの乳幼児健康相談	62.1	26.5	11.5	340
③家庭児童相談室の家庭児童相談	23.5	61.8	14.7	340
④教育委員会・学校等の教育相談	37.9	50.3	11.8	340
⑤子育て支援センターの子育て相談	44.7	42.6	12.6	340
⑥母子・父子自立支援員の母子相談	8.5	76.2	15.3	340
⑦富良野市発行の子育てガイドブック	60.6	28.2	11.2	340

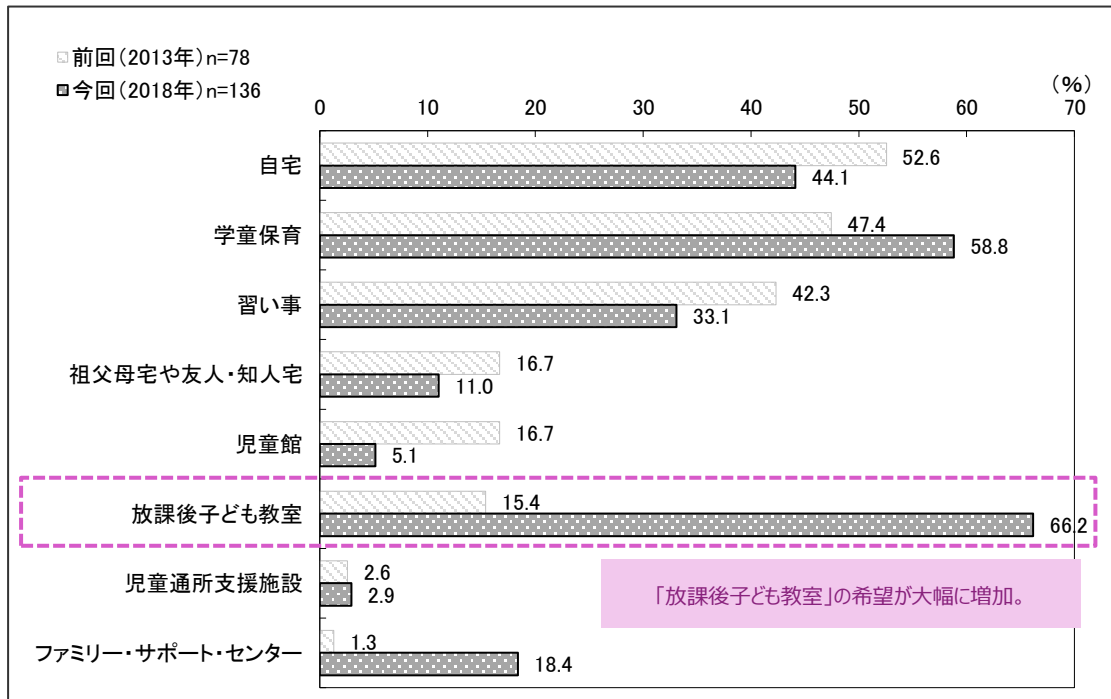
■市が実施する事業の今後の利用希望（前回調査との比較／「利用したい」のみ）■



6. 放課後の時間の過ごし方

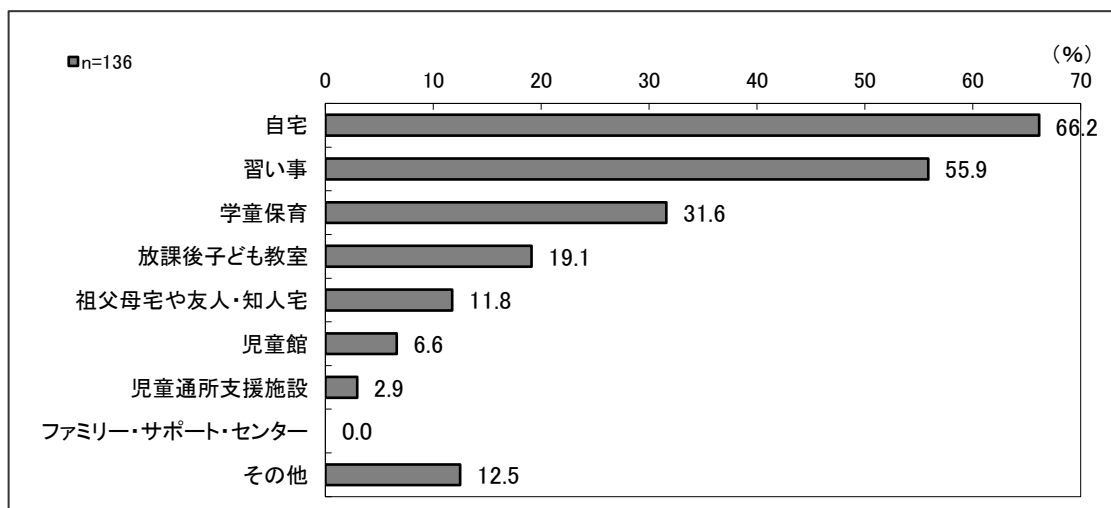
低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「放課後子ども教室」(66.2%)が最も多く、次いで「学童保育」(58.8%)、「自宅」(44.1%)などとなっており、低学年時においては、「放課後子ども教室」や「学童保育」のニーズが高いことがうかがえます。特に「放課後子ども教室」の希望は、前回調査時と比べて大幅に増加しています。

■低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所（全体／複数回答）■



高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」(66.2%)が最も多く、次いで「習い事」(55.9%)、「学童保育」(31.6%)などとなっています。高学年になると、「学童保育」や「放課後子ども教室」のサービス利用意向は低下することがうかがえます。

■高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所（全体／複数回答）■

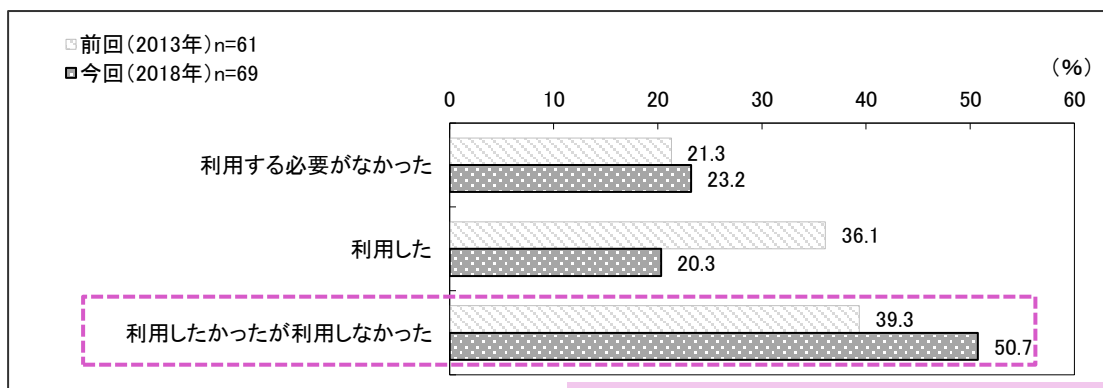


7. 短時間勤務制度の利用

母親の短時間勤務制度の利用についてみると、「利用した」の割合が低下した一方で、「利用しなかったが利用しなかった」の割合が高くなっています。

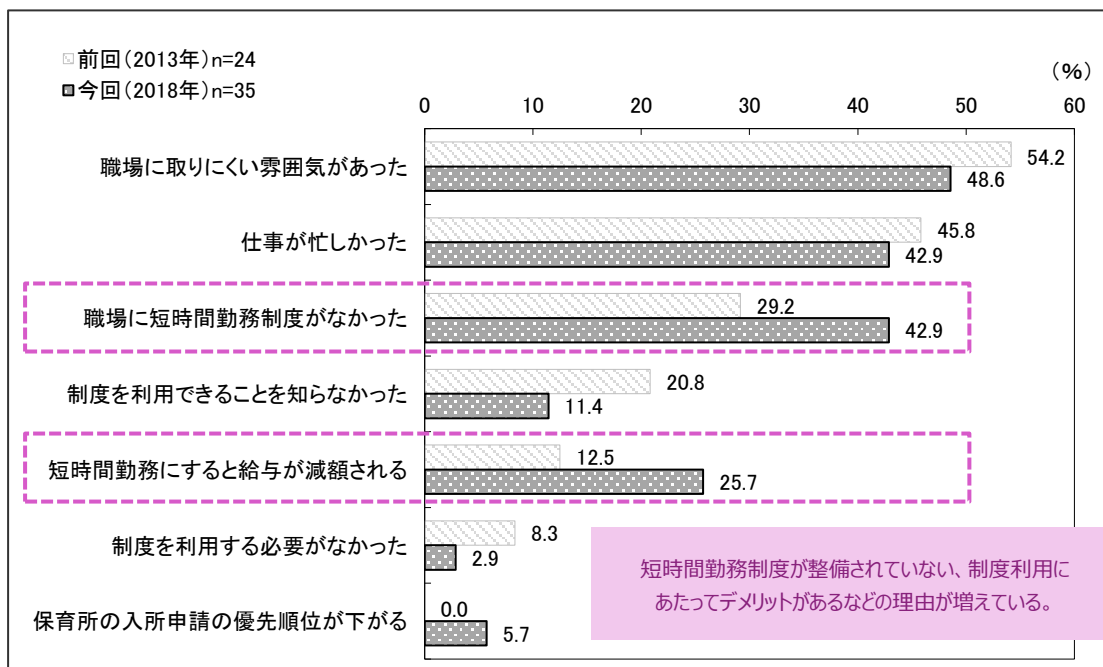
利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度がなかった」、「短時間勤務にすると給与が減額される」などの割合が前回調査時よりも高くなっており、制度の利用にあたっての障壁があることがうかがえます。

■母親の短時間勤務制度の利用状況（前回調査との比較）■



短時間勤務制度のニーズは高いが、利用に至っていない。

■短時間勤務制度を利用しなかった理由（前回調査との比較）■



短時間勤務制度が整備されていない、制度利用にあたってデメリットがあるなどの理由が増えている。

8. 子育てに関する悩みや不安

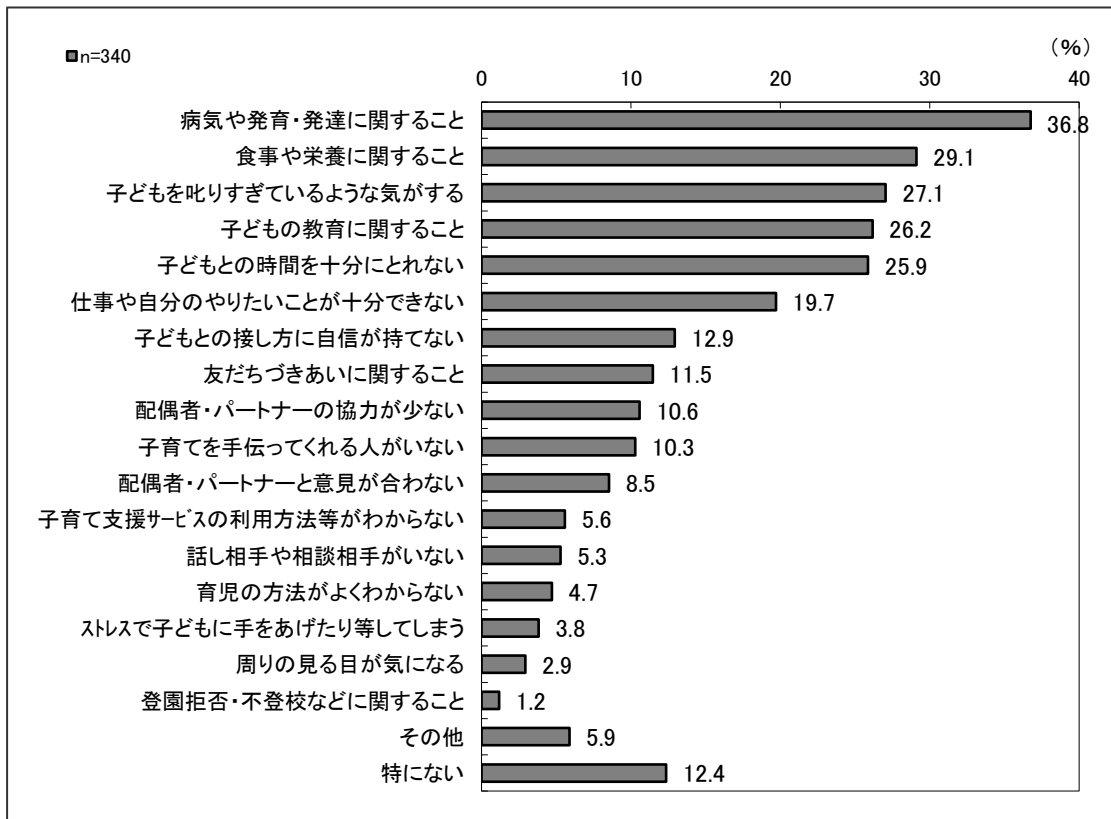
子育てに関して不安や負担を感じることもあるかたずねたところ、「非常に不安や負担を感じる」(9.7%)と「何となく不安や負担を感じる」(37.1%)を合わせた“感じる”は46.8%と、半数程度の回答者が不安や負担を感じていることがわかります。

■子育てに関して不安や負担を感じるか■

(%)	非常に不安や負担を感じる	何となく不安や負担を感じる	あまり不安や負担は感じない	まったく感じない	なんともいえない	無回答	n
全体	9.7	37.1	33.5	7.9	9.7	2.1	340

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることについてたずねたところ、「病気や発育・発達に関すること」(36.8%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(29.1%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(27.1%)などとなっています。

■子育てに関して日頃悩んでいること、気になること（全体／複数回答）■

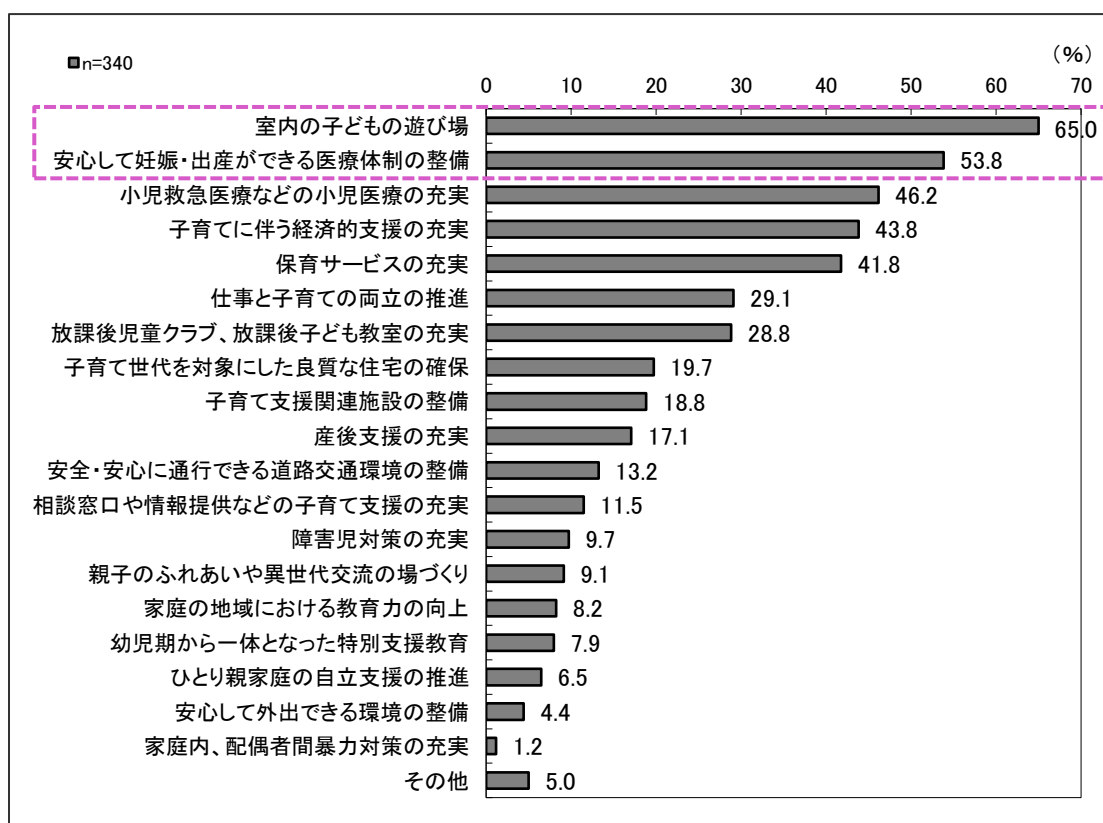


9. 市が重点的に取り組む必要性の高い施策

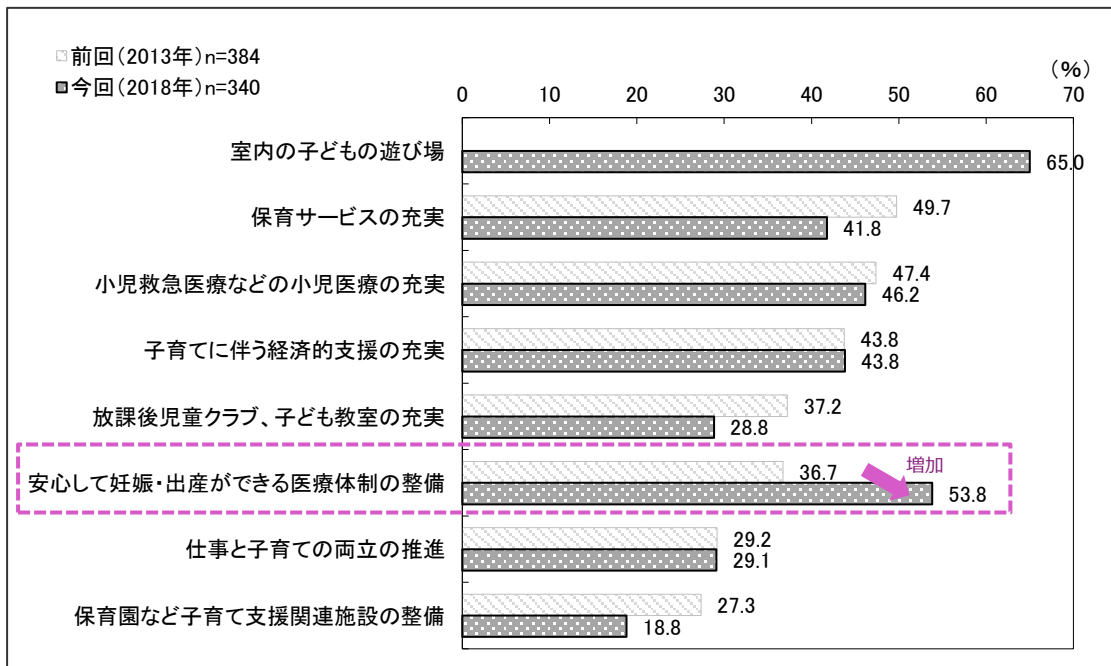
市が重点的に取り組む必要性の高い施策については、「室内の子どもの遊び場」(65.0%) が最も多く、次いで「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」(53.8%)、「小児救急医療などの小児医療の充実」(46.2%) などとなっています。特に、上位2項目である「室内の子どもの遊び場」、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」は、過半数の回答を集めています。

前回調査と比べると、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が大幅に増加しています。

■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（全体／複数回答）■



■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（前回調査との比較／主なもの）■



10. 自由意見

自由意見として多かったものは以下に示すとおりです。

■自由意見■

意見の概要	
●	健診・検診を受ける際に、子どもの面倒をみてもらいたい。
●	産科、小児科の充実を望む。産婦人科医が1人しかいないのは不安。
●	医療にかかる負担を軽減してほしい。
●	公園遊具の老朽化が目立つ。冬場の遊び場（室内）が欲しい。
●	観光客向けの環境や情報は整備されているが、富良野市で生活している人に向けた環境や情報が不足している。おむつ替えスペースがないなど、子どもを連れて遊びに行ける場所が少ない。
●	家賃が高い。ファミリー向け物件が少ない。

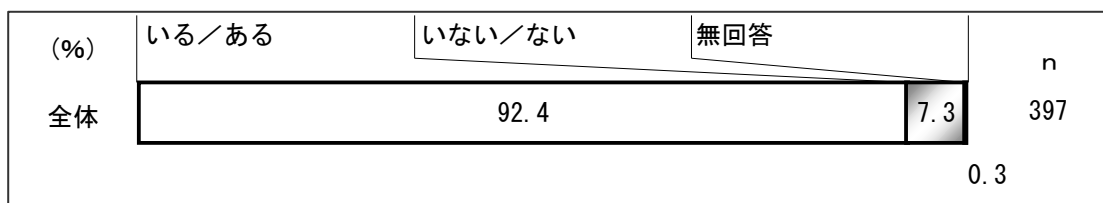
等

(4) 小学生児童対象調査の結果（概要）

1. 子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談先があるかたずねたところ、「いる」が9割以上を占めていますが、7%程度が「ない」と回答しています。

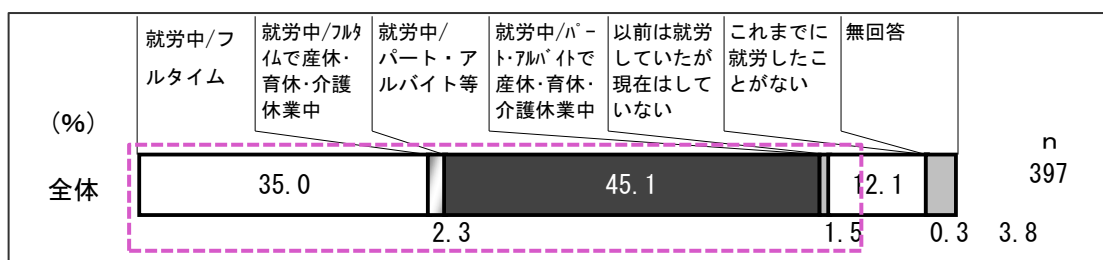
■子育てに関する相談先の有無■



2. 保護者の就労状況

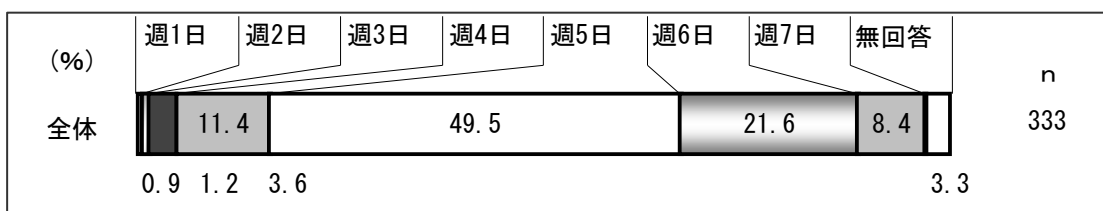
母親の就労状況については、「就労中/パート・アルバイト等」が5割弱、「就労中/フルタイム」が4割弱を占めており、就学前児童と比べて就労している母親の割合が高くなっています。

■母親の就労状況■

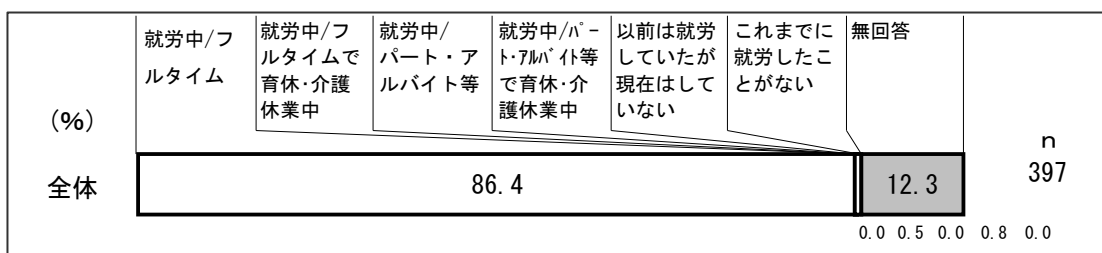


就労している人は回答者全体の8割強を占める。

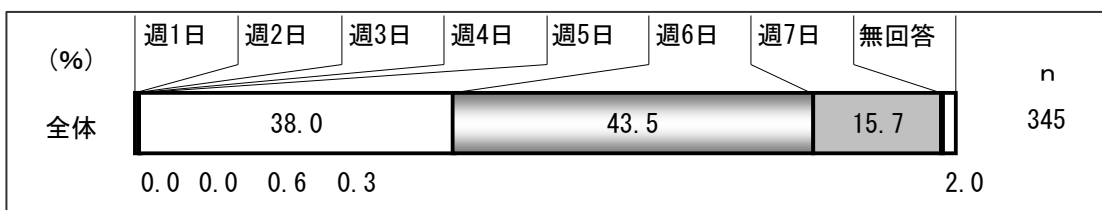
■母親の就労日数（週あたり）■



■父親の就労状況■



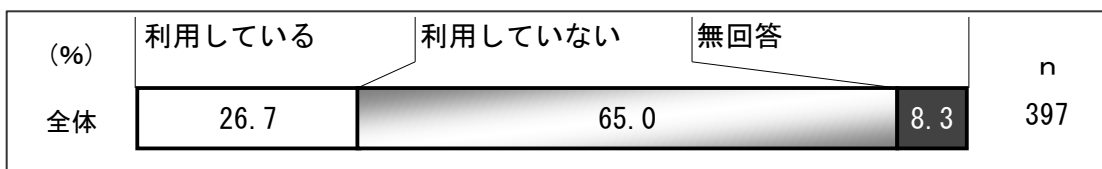
■父親の就労日数（週あたり）■



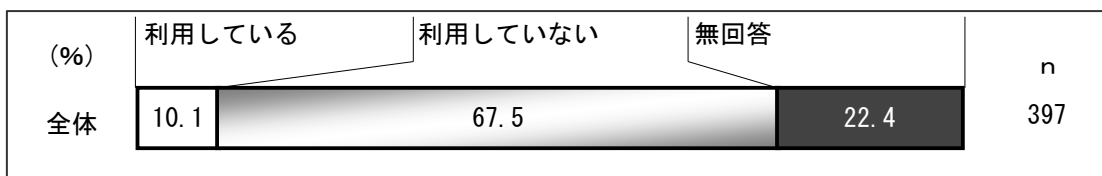
3. 放課後の過ごし方

放課後児童クラブの利用についてたずねたところ、「利用していない」が65.0%、「利用している」が26.7%となっています。また、放課後子ども教室では、「利用していない」が67.5%、「利用している」が10.1%となっています。

■放課後児童クラブを利用しているか■

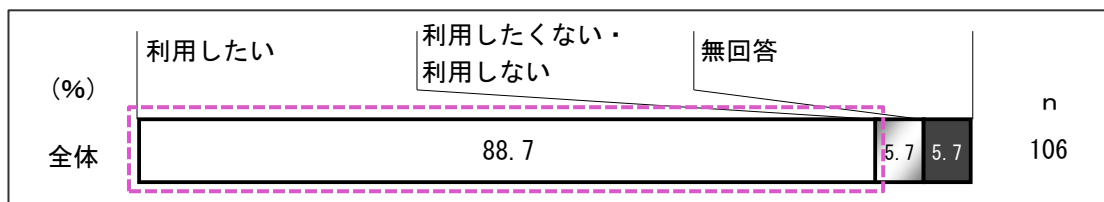


■放課後子ども教室を利用しているか■

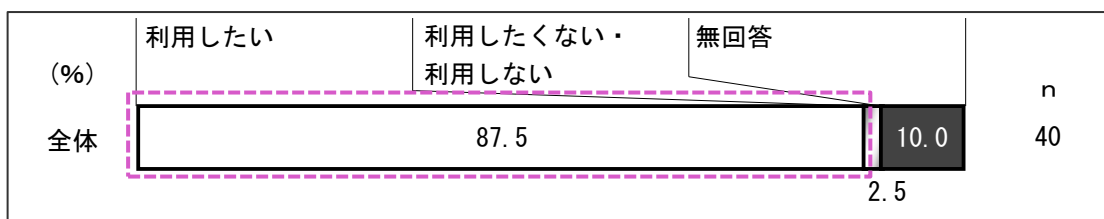


放課後児童クラブを「利用している」と回答した人に、放課後児童クラブを利用した
いかたずねたところ、9割弱の回答者が利用の継続を希望していることがわかります。
また、放課後子ども教室についても、「利用したい」が87.5%となっています。

■放課後児童クラブを利用したいか（現在利用している人）■



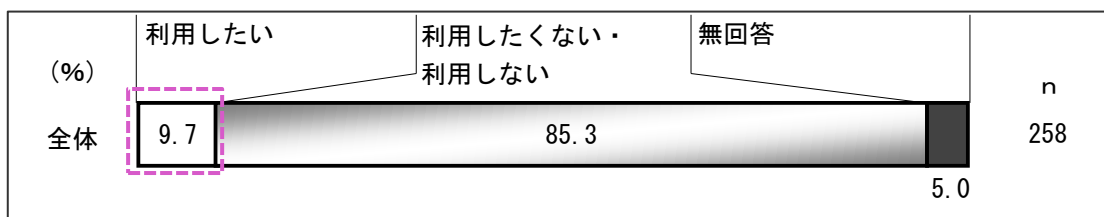
■放課後子ども教室を利用したいか（現在利用している人）■



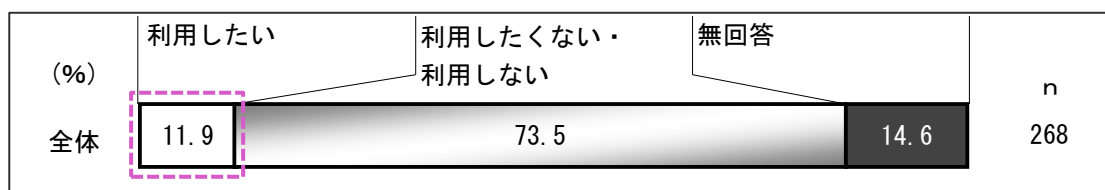
現在利用している人の多くが継続的に利用することを希望。

放課後児童クラブを「利用していない」と回答した人に、放課後児童クラブを利用し
たいかたずねたところ、「利用したい」は1割未満となっています。放課後子ども教室
についても、「利用したい」は1割強となっています。

■放課後児童クラブを利用したいか（現在利用していない人）■



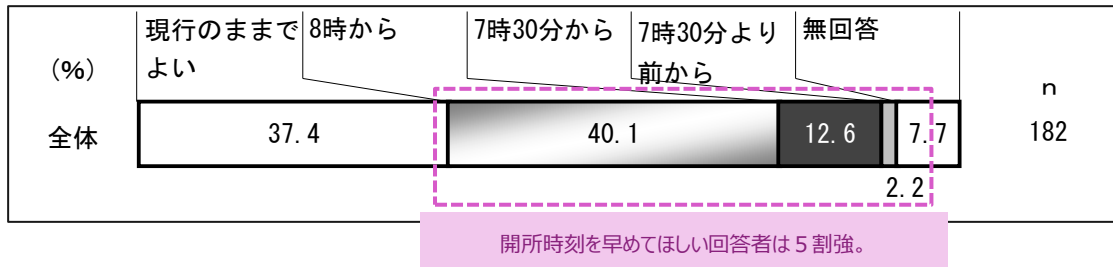
■放課後子ども教室を利用したいか（現在利用していない人）■



現在利用していない人の利用希望は1割程度。

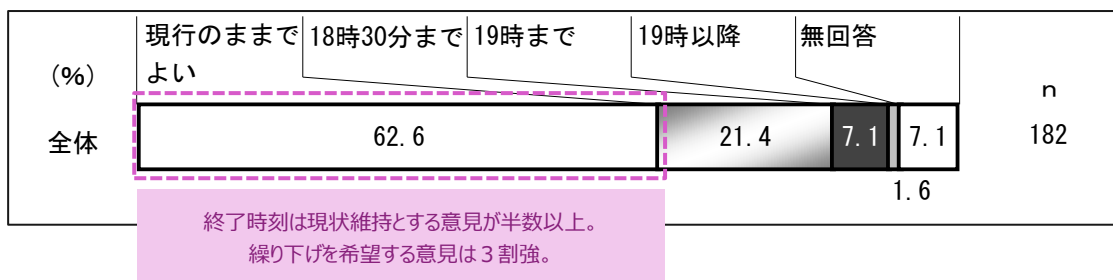
希望する放課後児童クラブの開所時刻（土曜日・長期休業中）についてたずねたところ、「8時から」が40.1%、「7時30分から」が12.6%などとなっており、半数以上の回答者が開所時刻を早めてほしいという希望を持っていることがうかがえます。なお、「現行のままでよい」は4割弱となっています。

■希望する放課後児童クラブの開所時刻（土曜日・長期休業中）■



希望する放課後児童クラブの終了時刻（平日・土曜日・長期休業中）については、「現行のままでよい」が6割強を占めています。「18時30分まで」は2割強、「19時まで」は1割未満となっており、終了時刻については、現行の18時までを希望する人が過半数を占めるものの、3割以上の回答者は終了時刻の繰り下げを希望していることがわかります。

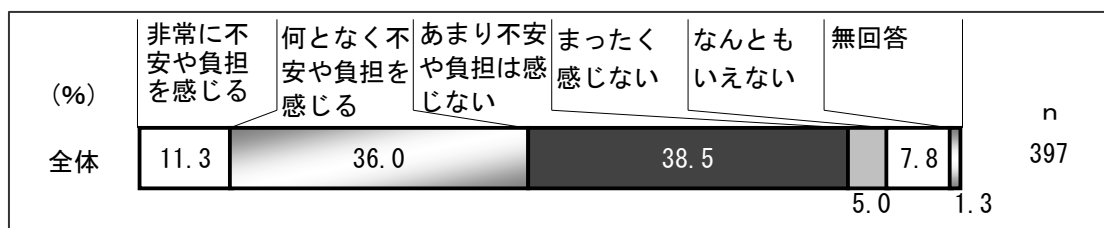
■希望する放課後児童クラブの終了時刻（平日・土曜日・長期休業中）■



4. 子育てに関する悩みや不安

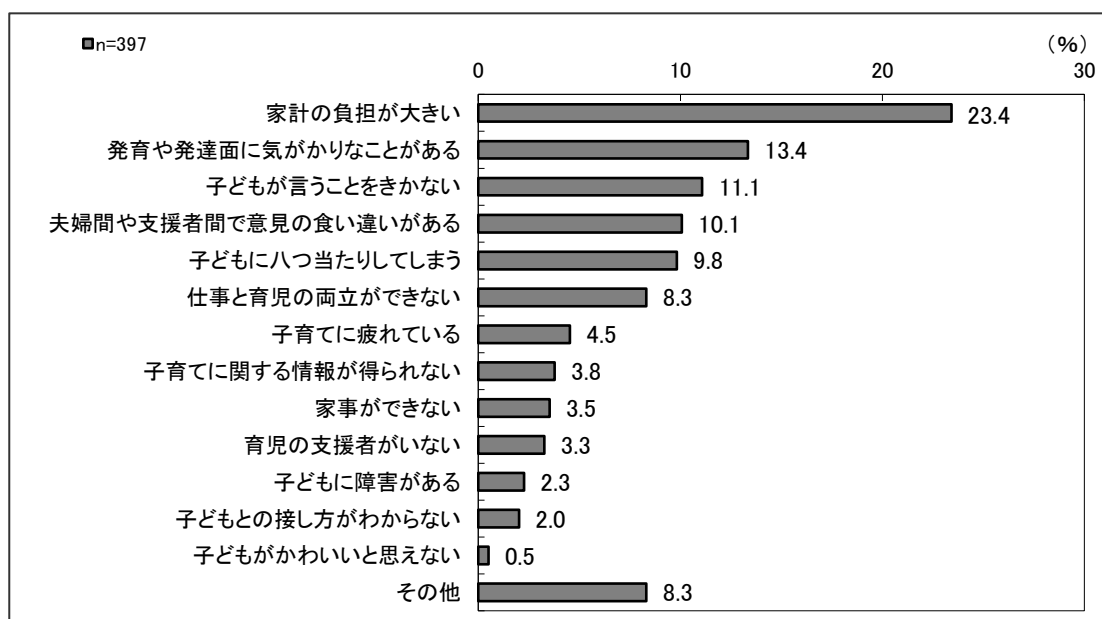
子育てに関して不安や負担を感じることもあるかたずねたところ、「非常に不安や負担を感じる」(11.3%)と「何となく不安や負担を感じる」(37.1%)を合わせた“感じる”が48.4%となっており、未就学児とほぼ同じ割合を占めています。

■子育てに関して不安や負担を感じるか■



子どもを育てていく上での困りごとについては、「家計の負担が大きい」(23.4%)が最も多く、次いで「発育や発達面に気がかりなことがある」(13.4%)、「子どもが言うことを聞かない」(11.1%)などとなっています。

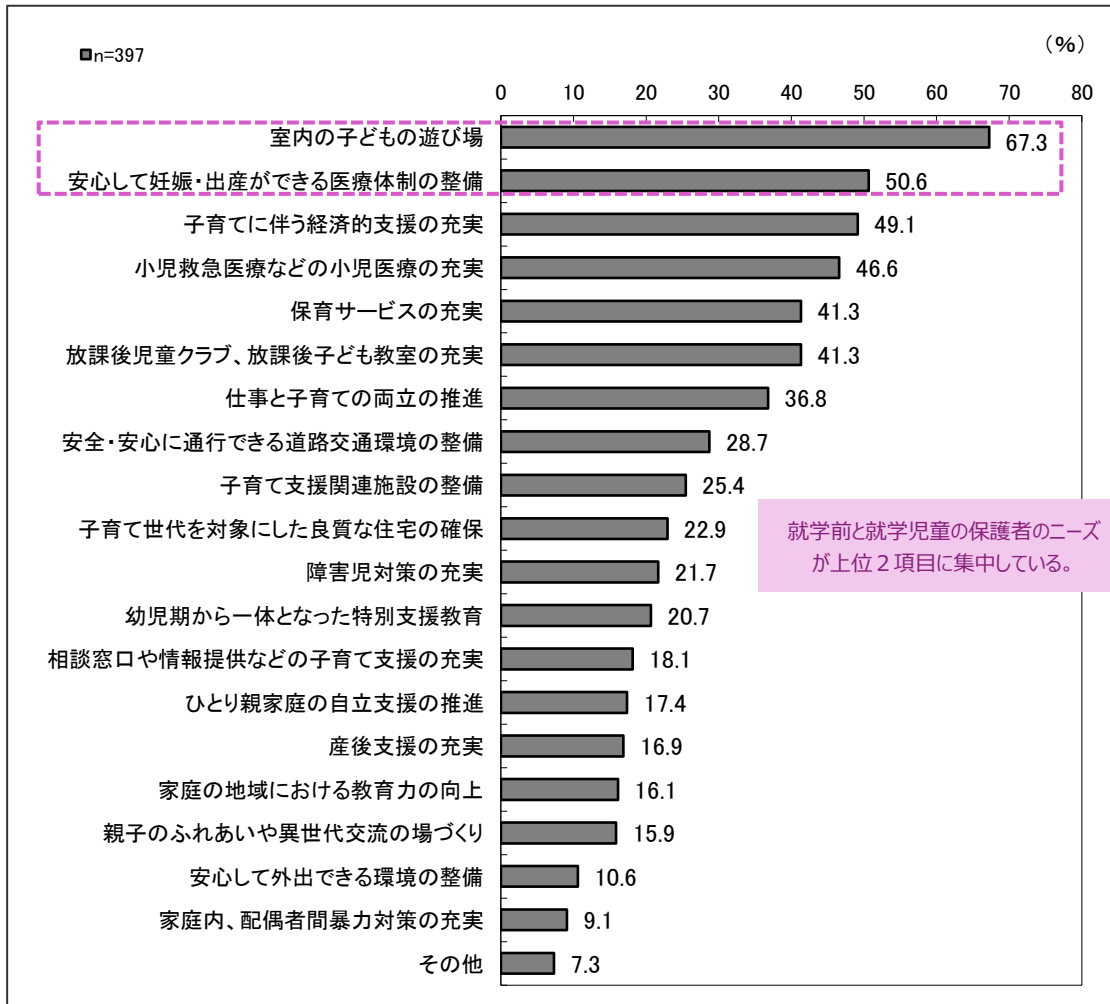
■子どもを育てていく上での困りごと■



5. 市が重点的に取り組む必要性の高い施策

市が重点的に取り組む必要性の高い施策については、就学前児童と同様、「室内の子どもの遊び場」、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が上位2項目となっています。

■市が重点的に取り組む必要性の高い施策■



6. 自由意見

自由意見として多かったものは以下に示すとおりです。

■自由意見■

意見の概要
<ul style="list-style-type: none">● 富良野で仕事を探しても観光業が多いため、土、日、祝のところが多いが子どもを預けられる施設がないので厳しい。土、日、祝でも預け先があると働ける人も増えると思う。● 子どものためのおもちゃ屋もなく、若者向けの洋服屋などなく、休日に家族で出かけられる気軽な場所もない。● 子どもの居場所・預け先が不足している。● 放課後児童クラブの開所時間を延長してほしい。● 科学教室や工作教室などのような体験学習の場や機会が富良野であると良いと思う。子ども達の興味の拡大や様々な体験の場が地元の富良野らしく取り組める場や集まりが選択できることが望ましい。● 自習スペースの拡充が必要では。● 医療費の負担が大きい。ワクチン接種の助成があると助かる。● 給食費の無償化。● 保育施設の充実。0～5歳児の保育施設を増やすことで、就労の支援につながると思う。● 子どもが減って学校の統廃合が進むのが不安。● 障害のある子どもやその保護者に対するサポートを充実させてほしい。障害のある子どもや障害そのものへの理解も不足している。● 交通安全の取り組みを進めてほしい。
等

(5) アンケート結果からみえる富良野市の特徴と保護者のニーズ

アンケート結果からみた富良野市の子育てにおける特徴は以下のとおりです。

■アンケート結果からみた富良野市の子育てにおける特徴■

「孤育て」傾向の高まり

- 子育てに日常的に関わる祖父母の割合が低下し、幼稚園・保育所の関与が強くなっている。
- 緊急時に子どもをみてもらえる人がいないケースも増加している。



共働き世帯の増加による教育・保育ニーズの高まり

- 母親の就労が増えている。
- 共働き世帯が増加したことで、幼稚園の預かり保育のニーズが高まっている。



地域における保護者同士、専門職とのつながり不足

- 新米ママ交流、乳幼児の健康相談の利用意向が高まっている。
- 地域でのつながりが希薄化する中、子育てへの不安や負担を感じている保護者が多い。



放課後子ども教室・学童保育のニーズの高まり

- 共働き世帯の増加、核家族化等により、放課後の子どもの居場所のニーズが高まっている。
- 特に低学年時の子どもの居場所を確保する必要がある。



子どもの遊び場不足

- 重点的に取り組むべき子育て支援環境として、「室内の子どもの遊び場」が最も多い。
- 冬が長く、観光客の多い富良野市では、安心して子どもが遊べる場所が不足している。



地域医療（産婦人科・小児科）の充実

- 重点的に取り組むべき子育て支援環境として「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が2番目に多い。
- 緊急時にも安心して利用できる医療機関が求められる。



仕事と子育ての両立

- 短時間勤務制度を「利用した」割合が低下した一方で、「利用したかったが利用しなかった」の割合が高くなっている。
- 社会全体で子育て・家事と仕事を両立できるような働き方を推進する必要がある。



第5節 富良野市の子ども・子育て支援における課題

社会や富良野市における子ども・子育てを取り巻く環境の変化、アンケート結果等を考慮し、富良野市が今後5年間で取り組むべき課題を以下のように整理します。

これらの課題の解決を通じて、富良野市の子育て環境に対する満足度の向上を図ります。

(1) 子どもの成長に合わせた支援メニューの充実

子どもの健やかな成長は、誰にとっても喜ばしいものです。

子どもは一人ひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差があります。

子どもの成長段階に応じた必要な支援が提供できるよう、福祉サービスの質及びその量の確保を引き続き進めていく必要があります。

人の一生において、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として右図に掲げる10項目を掲げています。

また、学童期における教育は、知識の獲得という側面のみならず、生涯にわたる好奇心や探求心、学習意欲を培うという側面を有しています。

これまでの教育は知識の獲得に重点が置かれていましたが、より高度化・複雑化する世界に対応していくためには、主体的に学ぶ力や創造的に考える力を身につけていく必要があります。就学前から高等教育に至るまで、徐々に社会人として求められるスキルを取得しながら、自己を確立し、他者の協力を得ながら、能動的に活動していくことは、すべての人が生涯にわたって求められる力であり、学び続けることの重要性を広く伝えていかなければなりません。

子どもの教育に関わる大人も、子どもの成長を見据えたサポートができるよう、幼保小連携体制の構築・強化をはじめとする支援体制の充実を図っていく必要があります。

■育みたい資質と能力■

「知識及び技能の基礎」

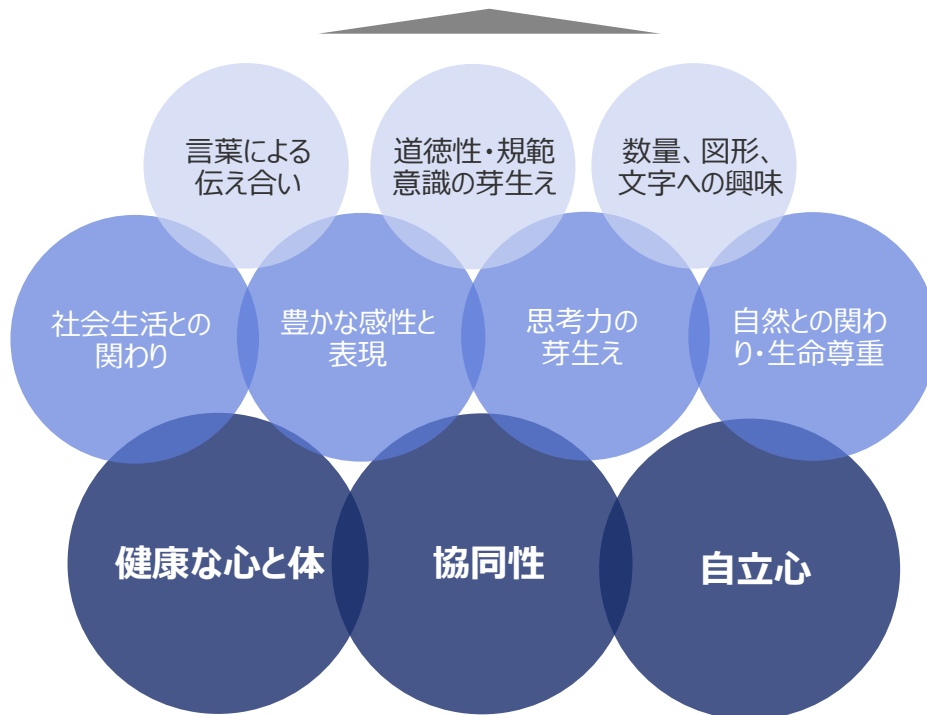
豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かったり、できるようになったりする

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(2) 子育て世代のライフスタイルや生活実態に合わせた子ども・子育て支援の提供 (子育てにおける不安を未然に解消する仕組みづくり)

経済の停滞及び賃金の下落傾向が続いたことにより、全国的に共働きの世帯が増加しており、この傾向は富良野市においても同様です。

これに伴い、これまで多くの家庭でみられた「男は仕事、女は家事・育児」といった性別役割分業は見直されるようになっていきます。

また、核家族化の進行により、近隣に親族がいないなど、何か困りごとがあっても頼ることができず、仕事や家事、育児など日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力のもとに進めていかなければならない状態となっています。

子育ては出産後から始まるものではなく、妊娠期あるいは妊娠に至るまでにも、知らなくてはならないことや、やっておかなければならないことがたくさんあります。

少子化やプライバシー意識の高まりにより、地域と子どもの接点が少なくなり、初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。アンケートでも、「子どもを育てていく上での困りごと」として、子どもの病気や発達、家計の負担などが上位となっています。

子育て世代が安心して出産し、子育てしていける地域となるためには、社会環境の変化に対応しつつ、子育て世代のライフスタイルや生活実態に合わせて子ども・子育てサービスを提供していく必要があります。

特に富良野市は日本でも有数の観光地であり、「卸売業、小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」などの従業者数が多い地域となっています。観光に関わる職業に従事している人も多いことなどが要因となって、特に土曜日の教育・保育事業の利用希望が多くなっていることが見込まれます。

また、本市の基幹産業である農業では、農家戸数の減少に伴う1戸あたりの経営耕地面積の拡大が生じていることもあり、富良野市全体で見ても、保護者だけの力で子育てしていくことはますます困難となることが見込まれます。

育児に専念することで子育て中の保護者が社会との接点を失うケースもあることから、保護者を孤立させることなく、子どもの健やかな成長を支援していくことのできる制度や地域のあり方が求められます。

(3) 地域で子育てを支援する風土の醸成

以前は地域の住民など多くの方が子育てに関わることが一般的となっていましたが、核家族化やプライバシー意識の高まりなどにより、子育ての負担は母親に集中する傾向が強くなっています。母子密着型の育児は子どもと保護者双方が社会との接点を持つことを妨げてしまう結果にもつながっており、母親の育児不安や親子の社会性の喪失を加速させる要因にもなりえます。

また、女性の就労は増加傾向にあり、M字カーブ現象は以前よりも緩やかになっています。社会全体として、性別役割分業からの脱却が図られる中で、今後も男性による家事・育児への参加を促進するなど、家庭内における子育てについても、意識の改善を図っていく必要があります。

また、働き方改革の推進に伴い、時間外労働の上限規制が強化されることとなりましたが、今後も子育て世代が働きやすく、子育てのしやすい社会づくりが求められます。行政のみならず、事業者の協力も不可欠です。

孤立しがちな保護者や子どもに対し、行政のみならず地域全体で子どもや子育て中の保護者を許容し、見守っていく空気づくりが大切です。

(4) 子育てを支援する人材の確保と業務の効率化

少子高齢化と人口減少が今後も長期的に続くことが見込まれており、子育て支援サービスを提供する人材の確保は全国的な問題となっています。市民アンケートや子ども・子育て会議では、本市は家賃が高い傾向にあるとの指摘もなされています。

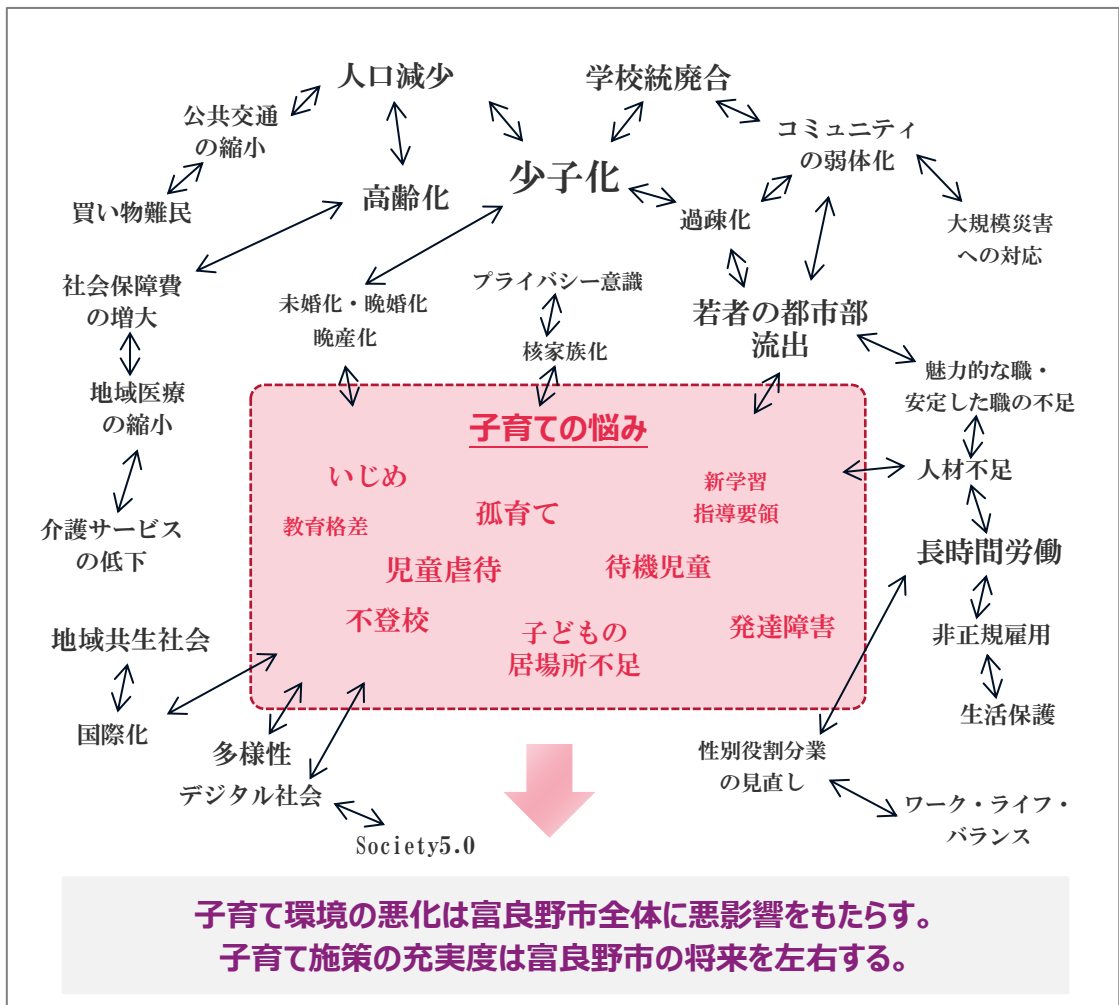
今後も、必要なサービスを提供していくためには、福祉人材の確保は不可欠であることから、保育士等の処遇改善や居住環境の提供など、専門職を対象とした支援を拡充していく必要があります。

また、人材不足は避けられない事態であることから、申請書類の記入様式や、保育士と保護者間でやりとりされる連絡帳などのデジタル化、保育状況のセンシングなど、保育の質の向上を図りながら、業務の効率化を可能とする技術の導入を積極的に進めていく必要があります。

限られた資源を有効に活用し、より効果的な取り組みに繋げていくため、富良野市全体を含めた新たな時代のまちづくりに向けた検討も必要です。

子育て支援は、子どもと保護者のためだけに展開されるものではなく、まちづくりの根幹をなすものの1つであり、その充実度は富良野市の今後を左右します。

■子育てにおける環境とその影響■



第4章 市全体で子ども・子育てを支える施策の推進

(次世代育成支援地域行動計画)

第1節 計画の基本理念

本計画における基本理念を

「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」と定めます。

■基本理念■

すべては子ども達のために すべての子ども達のために

この基本理念は、「すべての幼児・児童が、障害の有無に関わらず、互いの個性を尊重しあいながら、夢と希望を持って心豊かに、たくましく育てあう教育を推進するために、一人ひとりのニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことができるように環境を整備する」富良野市の教育の基本理念でもあります。

子ども・子育て支援は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていきける」ことを目指して整備されている制度です。

少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

また、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標では、持続可能な世界を実現するための17のゴールが定められており、“誰一人として取り残さない”ことが掲げられています。本市の子育て支援においても、どの子どもも、どの保護者も取り残されることなく、必要な支援が提供される環境づくりを進めていく必要があります。



父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する負担、孤立感を減らしていくことのできる社会の構築を目指すものです。

一方で、次代を担う子どもには、今後も高度化する情報社会において、仮想空間と現実空間を融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立させることを目指す

「Society5.0」を担うことが期待されています。子育てしやすいまちづくりを目指すのみならず、富良野市の子どもがそれぞれの個性や特徴を生かし、社会で活躍できるように、一人ひとりの成長をまち全体で支援していく必要があります。

本計画においては、以下に示す10の視点を踏まえつつ、各支援施策を子どもの成長・世代別に整理することで、子どもとその保護者のライフステージに合わせた支援のあり方の検討・改善を図り、富良野市の子育て環境の改善を図るとともに、富良野市の子どもの健やかな成長を支援します。

■ 5年後を見据えた子育て支援の10の視点 ■

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| ① 母親の視点強化 | ② 母親を支える父親と地域・企業が見守るワーク・ライフ・バランスの強化 |
| ③ 富良野の特徴、農業・観光の働き方を支える視点 | ④ 子どもと大人と一緒に過ごせる「居場所」を整える |
| ⑤ IT/AI時代における「働き方改革」と「学びと遊び」の視点 | ⑥ 国際化・グローバル化する社会の視点 |
| ⑦ 産前・産後ケアを含む母子の健康不安の解消 | ⑧ 子どもの行動範囲を整える「まち保育」の視点 |
| ⑨ 遊びを通じた子どもたちの体力向上 | ⑩ 持続性と連続性
(財源・子育て環境・支援など) |

子ども・子育て支援においては、その一体性・一貫性を追求することが求められます。

庁内における連携・施策の連動のみならず、地域の事業者や団体、住民等と協力して子育てしやすい地域をつくっていくことが望まれます。

第2節 基本方針

(1) 基本方針1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

晩婚化・晩産化が進む現状において、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。また核家族化が進行するとともに、地域とのつながりも希薄化するなど、身近に子どもがいない家庭も少なくありません。

子どもと母親の健康を確保するための健診や相談・支援体制を充実させるとともに、妊娠から子どもの成長までを見守り、子どもと保護者に寄り添った適切な支援を行うための情報共有の仕組みや連携体制の構築を図ります。

(2) 基本方針2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援

乳幼児期は、身体的な変化が最も大きいと言われる時期であると同時に、心理的な基礎部分を構築する時期でもあります。子どもの発達に対する保護者の不安が大きくなる時期でもあるため、一人ひとりの発達状況に応じた支援が必要です。

幼稚園や保育所等での適切な幼児教育・保育の提供を通じ、健やかな子どもの成長を支援するとともに、就労中あるいは就労希望のある保護者への支援にもつなげていきます。

(3) 基本方針3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供

家庭は子どもの教育における出発点であり、基本的な生活習慣やモラルなどを身につける上で大切な役割を有しています。

また、学童期は社会生活を送る上での規範意識や自他の尊重意識、他人への思いやりなど、社会に出ていくための準備をする期間でもあります。自立や社会参加に向けて、学童期以降における適切な教育及び教育環境を提供していきます。

デジタル化が進む現在においては、生まれた時から子どもが日常的にデジタル機器に接するようになっており、日々進歩する技術にも対応していかなければなりません。富良野市の子どもが将来、社会で活躍できるよう先進的な教育を積極的に取り入れていきます。

(4) 基本方針4 子育てを支える富良野市の環境づくり

子育てを取り巻く環境は近年大きな変化が生じています。人口減少による現役世代の負担の増加や長時間労働など、子育てをする保護者の生活は厳しさを増しており、保護者だけで子どもを育てることはますます難しくなっています。社会全体で子どもを育てていくことの重要性が高まっています。

また、プライバシー意識の高まりや長時間労働などにより、地域とのつながりが希薄化しており、子どもとその保護者が社会的に孤立してしまう可能性が高くなっています。子育てが「孤育て」となることのないよう、保護者同士、世代間の交流を図るのみならず、必要な支援につなげられるように、一人ひとりの保護者への働きかけを積極的に進めていきます。

第3節 重点施策の設定

本計画における重点施策として、以下の3つを掲げます。

■第2期計画における重点施策の設定■

1. 室内の遊び場の整備
2. 産婦人科医療、小児科医療の充実
3. 子育てに伴う経済的支援の充実

本計画を策定するにあたって実施したアンケートでは、市が重点的に取り組む必要性の高い施策として、「室内の子どもの遊び場」を望む声が非常に多くなっていたほか、「安心して妊娠・出産できる医療体制の整備」や「小児救急医療などの小児医療の充実」といった医療面の環境整備、「子育てに伴う経済的支援の充実」が上位を占めています。

市の子ども・子育て支援の満足度を上げていくためには、こうした市民の声を考慮し、長期的なまちづくりの視点も踏まえながら、ハード・ソフトの両面から課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

特に、「室内の子どもの遊び場」については、冬が長く、まちなかに観光客の多い富良野市では、天候を問わず安心して利用できる子どもの居場所づくりが不可欠となっています。

室内の子どもの遊び場の整備は、子どもと保護者のみならず、まちづくり全体与える影響が大きいと見込まれることから、本施策を本計画の計画期間における重点施策の1つとして位置づけ、スピード感のある検討・取り組みを進めていくこととします。

また、医療体制の充実や子育て家庭への経済的支援の充実などについても、子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを加速させていきます。

第4節 数値目標の設定

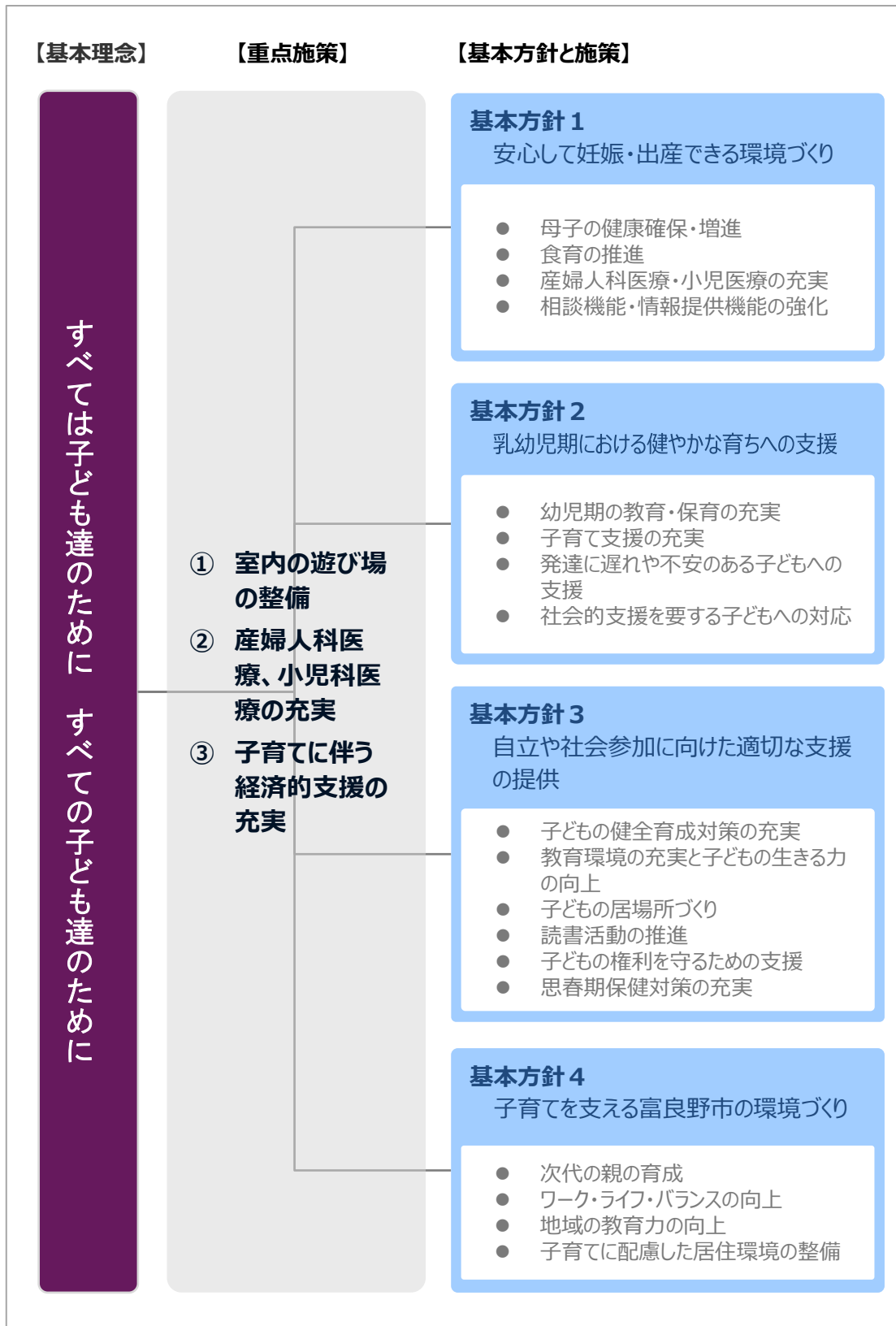
本計画における目標を以下のように掲げます。

■計画における数値目標■

- ★ 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」で取得する子育て環境や支援の満足度において、“満足”の割合を8割以上とする。

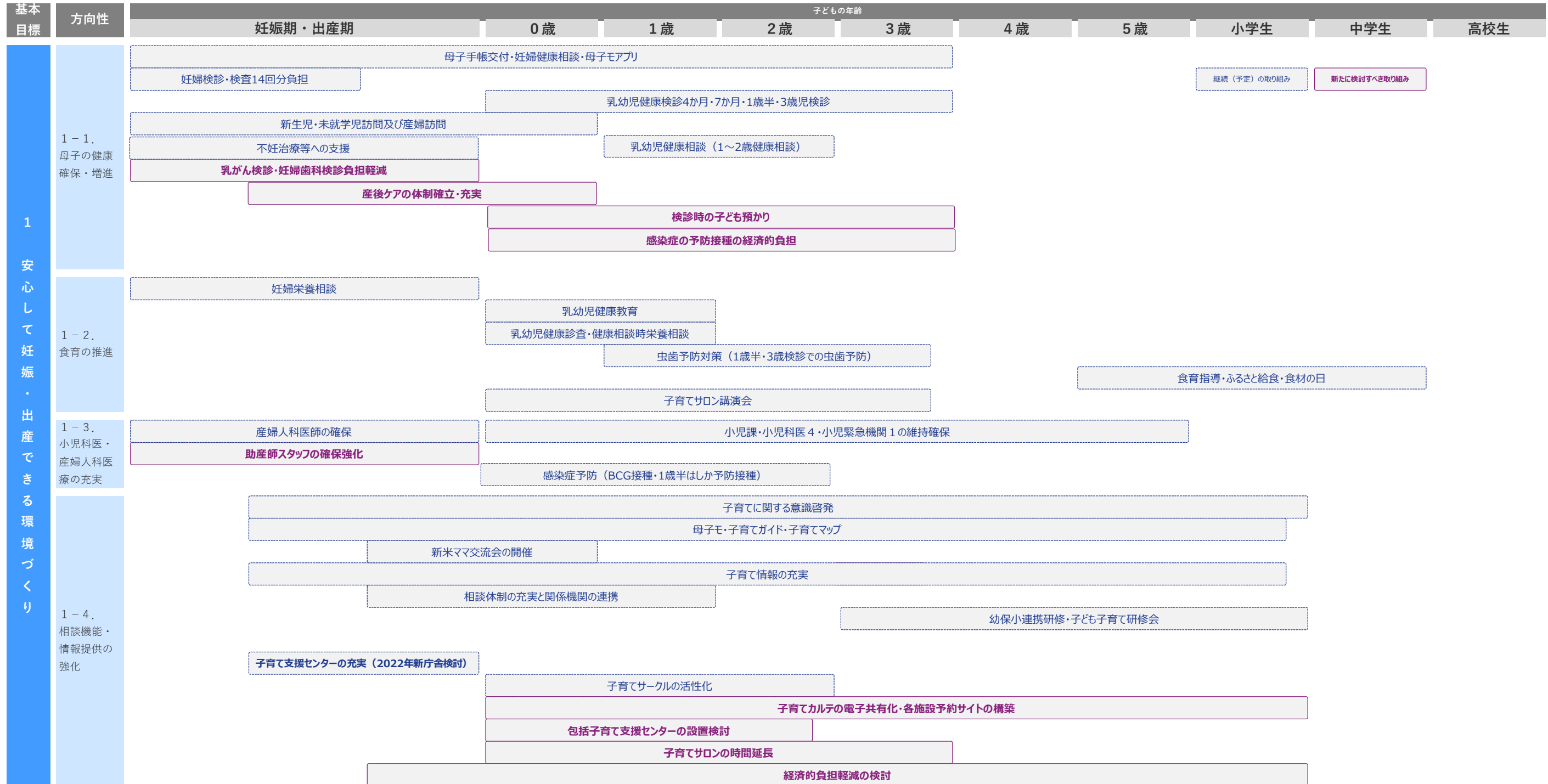
第5節 施策体系

■施策体系■



第6節 子育て施策の全体像

■子育て施策の対象（基本方針1）■



■子育て施策の対象（基本方針2）■

基本 目標	方向性	子どもの年齢												
		妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生			
2 乳幼児期における健やかな育ちの支援	2-1. 幼児教育・保育の充実	0~1歳児保育の受入枠の拡大	保育時間の延長		休日保育の実施			認可外保育の側面支援			こども発達支援推進協議会・特別支援連携協議会の連携			
		子ども子育て支援法による施設型給付による補助		幼保小連携の推進			幼稚園の側面支援		幼稚園の預かり保育の充実					
		企業内保育所の拡大・支援					へき地保育の継続検討							
		多子世帯の0~1歳経済的負担軽減		0~1歳の受入枠の拡大に伴う保育士・部屋確保		ファミリーサポートセンターの側面支援					保育システムの導入			
		ファミリーサポートセンターの側面支援					保育システムの導入			午睡チェックのIOT導入		外国人教育の充実（ALT派遣拡大検討）		
	2-2. 子育て支援（経済的負担の軽減）	保育所の空き情報見える化												
		幼児教育の無償化					保育料の経済的負担の軽減							
		児童手当の支給					乳幼児医療費の助成							
		助産施設における助産支援		出産祝い「育児パッケージ」の構築（おむつ券の			給食費の補助検討（負担軽減）			就学助成		医療費無償の年齢拡大検討		
		通園センター運営・すくすくの支援					サービス担当者会議の開催					あそびの教室		
2-3. 発達に遅れのある子どもへの支援	通園センターの保健C移設検討（2022〜）													
	母子父子自立支援員の設置													
	ひとり親家庭医療助成の支給													
	特別児童扶養手当の支給・障害児福祉手当の支給													
	要保護児童対策地域協議会													
2-4. 社会的支援を要する子どもへの対応	※子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討													

■子育て施策の対象（基本方針3）■

基本 目標	方向性	子どもの年齢											
		妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生		
3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供	3-1. 子ども健全育成対策の充実										リーダー研修・子ども会支援 少年の主張・未来ラボ支援・未来づくりフォーラム 青少年健全育成（補導C・生徒指導連絡協議会） 110番の家・ねーびる・青少年健全育成相談業務 未来ラボの側面支援拡大		
	3-2. 教育環境の充実と子どもの生きる										プログラミング教育の充実（教師側・生徒側）		
	3-3. 子どもの居場所づくり										放課後児童クラブ（北の峰・緑町・麻） 放課後こども教室の充実（山部・樹海・布）		
	3-4. 読書活動の推進										ブックスタート+・お話 児童館ブックトラック・こどもの図書館まつり ブックトラック・学校読 新庁舎移転後の図書館2・3階の利活用		
	3-5. 子どもの権利を守るための推進										心の教育・子どもと親相談員雇用 要保護児童の相談・ いじめZERO推進・いじめ審議会・講演会・メッセージコンクール 新庁舎移転後の子育て支援Cのあり方検討		
	3-6. 思春期保護対策の充実										喫煙・飲酒・薬物啓 発小6・中3/小4・		

■子育て施策の対象（基本方針4）■

基本 目標	方向性	子どもの年齢										
		妊娠期・出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	
4 子育てを支える富良野市づくり（環境づくり）	4-1. 次代の親の育成									少子化問題の研修・ 男女平等参画に関す 東山・山部合同運動 民生委員等の見守り 体制の強化		
	4-2. ワークライフバランスの向上			育児看護休暇制度の普及	短期労働時間短縮の普及						自立支援教育訓練給付金・高等訓練促進給付金支給 就職応援フェア・ジョブスタイル 制度普及啓発セミナーの開催 イクボス・イクメン啓発普及セミナーの開催	
	4-3. 地域の教育力の向上										家庭教育支援セミナー・親と子のふれあい 家庭児童相談員の対応強化	
	4-4. 子育てに配慮した居場所環境の整備										赤ちゃんの駅登録 公園遊具の更新計画に基づく更新 子育てガイドブックの発行 交通安全教室や交通防犯運動市民大会の開催 まちこみメールの活用・防犯教室 こども110番の家・パトロール車による見守り 新庁内のこどもの遊び場設置 空き店舗活用による遊び場設置 空き店舗活用×ママスクウェア連携検討	

第7節 施策の展開

(1) 基本方針1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

1. 母子の健康確保・増進

<現状と課題>

妊娠期から出産、新生児期、乳幼児期を通じて、母子の健康の保持・増進は非常に重要なテーマの1つとなっています。

安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めるため、2016（平成28）年度からは多額の費用を要する不妊治療について、経済的な負担を軽減する特定不妊治療費助成事業を開始したほか、2019（平成31）年度からは不育症治療費助成事業、産婦健診にかかる費用助成も開始しています。育児に不安や負担を感じることで、児童虐待につながることも少なくないため、各種健診や相談・訪問事業を実施し、虐待予防の視点にも立ちながら母子の健康の確認、育児不安の解消に向けた継続的な支援が必要です。

<主な取り組み>

妊娠・出産から子育てまでに抱える多様な悩みや子どもの発育・発達等について、今後も各種健診や相談・訪問事業を実施する中で、関係機関と連携を取りながら支援を実施するほか、切れ目のない支援の提供に向けた子育て包括支援センターの設置について検討します。

また、特定不妊治療費助成事業等の経済的支援を継続していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	母子手帳の交付・妊婦健康相談	妊娠届出のあった妊婦に母子手帳を交付するとともに、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨めるよう保健指導を行います。	保健医療課
2	妊産婦健康診査	妊産婦に対して健康診査を実施し、妊娠・産後の経過が順調であるかどうかを確認するとともに経済的負担の軽減を図ります。	保健医療課
3	特定不妊治療費助成事業 不育症治療費助成事業	検査や治療に多額の費用がかかることから、費用助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	保健医療課
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康の確認、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。	保健医療課

No.	取り組み	概要	担当課
5	乳幼児健康診査（相談）	4 か月児・1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査、7 か月児相談を実施し、発育・発達の確認や育児相談を行い、育児不安の軽減に努めます。	保健医療課
6	子どもの定期予防接種の実施と任意予防接種費用の助成	感染症の発症と蔓延予防のため、法に定められた予防接種を実施するとともに、適切な時期に接種を受けられるよう支援します。また、法に定めのない任意予防接種についても費用助成を行い、感染症の予防に努めます。	保健医療課

■今後の検討課題■

- 検診時の子ども預かり
- 産後ケアの体制確立・充実

2. 食育の推進

<現状と課題>

食は日々の健康を支える基本の1つです。

妊娠期における栄養不足や食の偏りは胎児の成長に影響を及ぼすほか、乳幼児期における食習慣は、生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。特に子どもの肥満は大人の肥満に移行し、生活習慣病の発症につながります。

<施策の方向性と主な取り組み>

すべての市民が日々の食を通じて、自らの健康を守ることができるよう、食育を推進していきます。

小さいうちから健全な食事習慣を身につけるとともに、栄養バランスを考慮した食事などについて学ぶ機会を提供します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	妊婦栄養相談	妊娠期から健康な食生活についての理解を深め、適正体重を維持することで、健やかな子どもの出産につながるよう栄養相談を実施します。	保健医療課
2	乳幼児健康教育	新米ママ交流会において、管理栄養士による離乳食に関する講話・調理実習を行います。また、出張依頼にも対応します。	保健医療課
3	乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談	健康診査・健康相談時に管理栄養士による相談を実施し、肥満傾向のある子どもへの指導を強化します。	保健医療課
4	幼児を対象とした食育	保育所・幼稚園における食事を通して、食の大切さや楽しさを体験できる機会を提供します。	こども未来課
5	小中学生を対象とした食育	給食等を通じて、栄養と食生活について学習する機会を提供し、「早寝、早起き、朝ごはん、みんなそろって晩ごはん」運動を推進します。栄養教諭による、小中学校における食に関する指導を行います。	学校教育課

■今後の検討課題■

- 給食センターのあり方に関する検討
(給食提供の合理化・富良野牛乳の定期的な提供など)
- 離乳食やアレルギーに関する正しい知識の啓発

3. 産婦人科医療・小児医療の充実

<現状と課題>

心身ともに健やかな子どもの成長は子どもの保護者にとって最も大きな願いの1つです。「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」や「小児医療の充実」は、アンケートでも市民の要望が多くなっており、市内における医療体制の充実は、市が今後解決すべき大きな課題の1つであると言えます。

現在、地域センター病院である富良野協会病院では、産婦人科の常勤医師2名と出張医師が在籍し、富良野市で出産することが可能な診療体制が確保されています。また、小児医療についても、富良野協会病院の常勤医師3名と市内開業医1名により、入院・救急を含めた診療体制が確保されています。

<施策の方向性と主な取り組み>

妊娠・出産期の母子の健康を守る産婦人科医療、子どもの健康を守る小児医療の提供体制の強化を図ることで、安心して子育てができるまちを目指します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	小児医療の提供体制の整備	小児重点化病院である富良野協会病院を核として、小児医療体制の確保を図ります。円滑な小児二次救急医療の提供に向けて、他医療機関との連携に努めます。	保健医療課
2	産婦人科医師の確保	医師会及び地域周産期センターである富良野協会病院との連携を強化します。今後も医師の確保に向けた助成を継続します。	保健医療課

■今後の検討課題■

- 雇用・移住政策との連携

4. 相談機能・情報提供機能の強化

<現状と課題>

共働き世帯の増加や核家族化、地域とのつながりの希薄化等により、妊産婦やその家族を支える力は弱まっています。

また、少子化やプライバシー意識の高まりにより、子どもがかつてほど身近な存在ではなくなり、初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。

さらに、情報技術が発達したことにより、手軽に多くの情報を収集できるようになりましたが、真偽入り混じる情報の中から、必要な情報を選択していかなければならず、かえって保護者が不安を抱えることにもつながっています。

<施策の方向性と主な取り組み>

富良野市子育て支援センター等が中心となって、子育て中の保護者が抱える不安を解消できるよう、相談に応じるほか、保護者同士の交流・情報交換の場を提供します。

また、子どもとの接し方や日々の食事や栄養、子どもの発達など、保護者の不安が解消できるよう、正確かつ適切な情報の提供に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	相談体制の充実と関係機関の連携（利用者支援事業）	子育て支援センターにおいて育児相談を受け付けます。子育てに関する不安や悩みの解消につながるよう、関係機関と連携していきます。	子育て支援センター
2	子育てサークルの活性化（地域子育て支援拠点事業）	子育てに対する不安や悩みの解消に向けて、保護者同士の交流の場を提供します。また、幼児クラブ（子育てサークル）に対し、児童館などの場所の提供や保育士による遊びの提供を行います。	子育て支援センター
3	新米ママ交流会の開催	第1子とその母親を対象に、「新米ママ交流会」を開催し、母親同士の交流や離乳食の調理実習などの機会を提供します。	保健医療課
4	子育て情報の充実	子育てガイドマップや子育てガイドブックの更新及び配布を行います。スマートフォンアプリ「ふらの子育てアプリ by 母子モ」の利用を促進するほか、各メディアを通じた適切な情報の周知啓発を進めます。	子育て支援センター

No.	取り組み	概要	担当課
5	子育てに関する意識啓発	市民が子育てや子育て中の保護者、子どもに対し関心や理解を高め、地域全体での子育て支援を実現するため、講演会や研修会等を実施します。	こども未来課 社会教育課

■今後の検討課題■

- 「すくらむふらの」のさらなる活用

(2) 基本方針2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援

1. 幼児期の教育・保育の充実

<現状と課題>

子どもの数は減少傾向にありますが、0～1歳児の保護者の就労ニーズが高まっていることなどに伴い、保育所、幼稚園による預かり保育のニーズは高まっています。

さらに、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所や預かり保育の利用ニーズはさらに増大することが見込まれます。

待機児童の解消に向けて、保育人材や保育施設の確保を進めるのみならず、母子の孤立を防ぐための居場所づくりが急務となっています。

<施策の方向性と主な取り組み>

福祉、医療、教育の連携を強化し、子どもを健やかに育む体制を整えます。

幼児期の教育・保育の充実のため、保育人材の持続的な確保と育成、受け入れ環境の整備を進めていくとともに、幼児教育の無償化に伴う副食費の減免などについても引き続き検討していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	0～2歳児保育の受け入れ枠の拡大	就労ニーズの増大に伴って0～2歳児の保育ニーズも高まることを見込まれることから、受け入れ環境の拡大に向けた検討を進めます。	こども未来課
2	保育時間の延長	保育時間の延長について、関係機関との連携を強化し、実現に向けた検討を進めます。	こども未来課
3	休日保育の実施	土曜日保育を希望するニーズが高まっていることから、実施に向けた検討を進めます。	こども未来課
4	幼保小連携の推進	保育所から幼稚園、幼稚園から小学校へのスムーズな移行を図り、小1の壁 ¹ の解消に努めます。要衝接続推進協議会を定期的に開催し、相互の交流を深めるとともに、指導要録等の円滑な引き継ぎを行います。また、幼保小連携カリキュラム等の作成についても検討します。	こども未来課 学校教育課

¹ 子どもが小学校に通うようになると、仕事と子育ての両立がしにくくなること。学童保育の利用時間が短い、あるいは利用できないことや保護者の参加やフォローを要する行事などが増えることなどが要因となっている。

No.	取り組み	概要	担当課
5	幼稚園への運営補助	子ども・子育て支援交付金等を活用し、教育・保育環境の充実を図ります。	こども未来課
6	幼稚園の預かり保育の充実	市立幼稚園が行う一時預かり事業の安定的な実施を促進します。	こども未来課
7	幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事務処理	子ども・子育て支援を必要とする人が、望ましい支援を受けられるよう適切な認定作業を行うとともに、施設に対する適切な給付を行います。	こども未来課

■今後の検討課題■

- 0~1歳の受入枠の拡大に伴う保育士・場所の確保
- 保育システムの導入
- 多子世帯の経済的負担軽減
- 奨学金制度改善による優遇策検討

2. 子育て支援の充実

<現状と課題>

物価の上昇や消費税率の見直しなどにより、子育て世代の日々の生活はさらに苦しくなることが見込まれます。

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るためには、直接的・間接的な負担軽減策を各課横断的に連携して対応していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

妊娠・出産、子育てとライフステージごとに健康面や経済面における不安は変化していくことから、子どもの成長や子育て世代のライフステージに合わせた負担軽減策を横断的に検討していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	保育料などの経済的負担の軽減	2019（令和元）年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯の負担の軽減が図られることとなっています。適切な事務処理に努めます。	こども未来課
2	児童手当の支給	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校3年生到達後最初の3月末日までの間にある子どもを育てる養育者に子ども手当を支給します。	市民課
3	子ども医療費の助成	就学前の乳幼児の入院・通院、小・中学生の入院に対し、疾病の早期診断・早期治療を図るため、医療費の一部を助成します。 また、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対する入所・助産を支援します。	市民課 保健医療課
4	就学援助	学校教育法第19条に基づき、義務教育である小学校・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。	学校教育課
5	乳児子育て世帯の子育て経費の負担軽減	1歳までの乳児に対するおむつ券・おむつ用ごみ袋の交付や出産祝品の贈呈、第3子以上の子どもの出生に対する出産祝金の給付を行い、子育てにかかる負担の軽減を図ります。	保健医療課

■今後の検討課題■

- 子どもの通院にかかる医療費の軽減

3. 発達に遅れや不安のある子どもへの支援

<現状と課題>

障害のある子ども（障害児）が利用する児童通所系サービス利用者数は増加傾向にあります。発達障害の概念が広く知られるようになったほか、診断基準の改訂などが繰り返されたことなどが要因として考えられますが、障害のある子どもや発達に遅れがある子どもに対する適切な支援の重要性は今後も高まっていくことが予想されます。

また、障害のある子どもが社会に受け入れられ、共生していくことのできる地域づくりが求められます。

<施策の方向性と主な取り組み>

障害のある子どもに対し、適切な支援の提供に努めます。待機状態となる児童が発生することがないように、作業療法士等の支援スタッフの確保や医療機関との連携強化を図るほか、各学校への訪問支援等を行います。

相談事業や健診事業（WISC-IV知能検査）等を通じて、一人ひとりの子どもの発達状況を確認し、支援が必要な子どもの早期発見と早期対応に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	相談体制の充実と関係機関の連携（利用者支援事業）【再掲】	子育て支援センターにおいて育児相談を受け付けます。子育てに関する不安や悩みの解消につながるよう、関係機関と連携していきます。	こども未来課
2	障害児保育の充実	発達に遅れや心配のある子どもに対し、適切な支援を行います。必要な加配職員を配置するとともに、私立幼稚園における統合保育の実施を継続していきます。	こども未来課

■今後の検討課題■

- 5歳児健診におけるWISC-IV知能検査への支援
- 待機児の解消

4. 社会的支援を要する子どもへの対応

<現状と課題>

近年、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、その内容も複雑化しています。すべての児童の健全な育成を保障するためには、児童虐待の早期発見と予防が重要です。

また、ひとり親家庭などの児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスによる生活支援と経済的支援、自立・就業に向けた支援などを総合的に提供していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

児童虐待の早期発見に向け、保育所、幼稚園、小学校、医療機関、警察など地域の関係機関による連携強化を図ります。乳幼児健診などの活用や、民生委員・児童委員などによる地域での見守り体制の強化を通じ、早期に適切な対応を可能とする児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対しては、相談体制の充実や保育所入所の際の配慮、生活支援を中心とする施策・取り組みに関する情報提供を行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	要保護児童等に対する相談・支援体制	保護者の育児不安や虐待・いじめなどの問題に対し、早期対応を図るため、必要な指導及び援助のための相談・支援を行います。	こども未来課
2	要保護児童対策地域協議会による社会的養護の必要な子どもへの支援	保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）適切に保護するため、児童相談所や関係機関・団体との連携により虐待防止ネットワーク「富良野市要保護児童対策地域協議会」を構成し、地域ぐるみで未来を担う子どもの生命・安全を守る対策を進めます。	こども未来課
3	子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討	すべての子どもと家庭及び妊産婦を対象として、それぞれが抱える悩みや不安などについて、解決に向けた支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。	こども未来課 保健医療課
4	ひとり親家庭等奉仕員派遣事業の充実	ひとり親家庭が疾病などにより、一時的に生活援助を必要とする場合に、その生活の支援を行う者を派遣します。	こども未来課

No.	取り組み	概要	担当課
5	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童福祉を増進することを目的として、児童を監護する養育者に対し、児童が満18歳に到達した年度末まで児童扶養手当を支給します。	こども未来課
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭などの母や父、子に対し、保健の向上と福祉の保持・増進のため、医療費の一部を助成します。	市民課
7	ひとり親への相談体制	自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対し暮らしや子どものことなどの日常生活全般に関する悩みなどの相談業務を行います。	こども未来課 市民課

(3) 基本方針3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供

1. 子どもの健全育成対策の充実

<現状と課題>

少子化に伴う子どもの減少と地域のつながり力の弱体化は、子どもの社会性の獲得や規範意識の形成などに大きな影響を与えることが考えられます。

身近な地域で同年齢、異年齢の子どもと交流することができる場、放課後や週末などにおける子どもの居場所の提供が求められます。

<施策の方向性と主な取り組み>

児童館活動やスポーツ少年団など、身近な地域での子どもの活動の場を提供します。また地域による子どもの見守りを通じて、子どもの非行を防ぐとともに、心身ともに健全な子どもの育成を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	児童館活動の充実	同年齢、異年齢を問わず、集団での遊びを通じて児童の交流を深める場である児童館の活動を充実します。利用しやすく、楽しめる施設運営に努めます。	社会教育課
2	少年団体活動の支援	子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身につけることができるよう、スポーツ少年団及び子ども会活動への参加を促すとともに、団体や活動への支援を行います。	市民協働課
3	文化・スポーツ活動の推進	ふらの演劇祭や子ども芸術鑑賞教室、かるた教室を開催し、郷土の伝統文化などの伝承や文化との接点を提供します。NPO法人ふらの体育協会や地域スポーツ団体などへの支援を行います。	市民協働課
4	非行防止活動の推進	富良野市生徒指導連絡協議会綾富良野市青少年補導センター補導員、警察、学校、地域社会や関係機関・団体などと連携して街頭補導や非行防止活動を実施し、共通の理解と認識のもと、いじめや非行などの問題行動の未然防止や解決に努めます。	社会教育課
5	地域における青少年健全育成の推進	有害図書回収白ポストの設置を継続するほか、社会を明るくする運動、青少年健全育成道民総ぐるみ運動の展開、子ども110番の家の設置などを継続して実施します。 地域ぐるみで青少年を心身ともに健全に育てる意識や地域における教育力を高める	社会教育課

No.	取り組み	概要	担当課
		とともに、関係機関・団体との情報交換、連携強化を図り、青少年の健全育成活動を充実します。	

2. 教育環境の充実と子どもの生きる力の向上

<現状と課題>

富良野市は多くの外国人旅行者が訪問する国際観光地としての一面を有しており、日常的に海外の文化や言語に触れる機会も多い地域となっています。コミュニケーション力の向上を図るだけでなく、異文化への理解を深めることは、グローバル化が加速する社会の中では不可欠な取り組みの1つと言えます。

また、幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられ、より高度化・複雑化する社会に対応するため、主体的に学ぶ力や創造的に考える力を身につけていく必要があります。

子どもの教育環境のみならず、社会全体がテクノロジーの進展により大きく変化しようとしています。インターネットとの関わり方や教育の場面におけるテクノロジーの活用など、バランスの取れたテクノロジーの利用・活用を図っていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

遊び方、学び方の中で既にテクノロジーの活用が進んでいますが、2020（令和2）年からはプログラミング教育がスタートし、外国語教育も必修化されることとなっています。

幼児期における遊び方や学び方にも、技術の進展が大きく影響することが見込まれることから、高等学校や民間企業等との連携を通じてテクノロジーの活用とその課題について情報を共有していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	教育分野におけるテクノロジーの活用に関する検討（Ed Tech ² の導入検討）	インターネットを活用した遠隔教育や遊びや学びにおけるセンシング、プログラミングなどのテクノロジーの活用について、検討を段階的に進めていきます。	こども未来課 学校教育課 社会教育課

² 教育（Education）と技術（Technology）を組み合わせた造語で、教育環境や学習の環境をテクノロジーを用いて深化させる動き、あるいはビジネスやサービスなどのこと。

3. 子どもの居場所づくり

<現状と課題>

子どもは、遊びを通じて同年齢の仲間づくりや異年齢の子ども、大人とのつながりを形成していきます。幼少期、学童期における遊びは社会性の発達や意識の形成に大きな影響を与えます。

子どもの創造力や心身の健康づくりには、優れた文化・芸術・スポーツ活動に親しむ機会の提供が不可欠です。

また、本計画を策定するために実施したアンケートでも、児童館や放課後子ども教室の充実を求める声は多くなっています。特に低学年の子どもの保護者からは放課後を過ごせる新たな居場所（室内の遊び場）の整備を望む声が大きくなっています。

<施策の方向性と主な取り組み>

引き続き、児童館や放課後子ども教室の充実に向けた体制づくりを進めるとともに、少年団体や文化スポーツ活動などのコミュニティへの参加を通じて、社会との関わりや接点を増やし、子ども同士はもちろん、子どもと高齢者の交流機会の提供を図ります。また、ボランティア活動などへの支援を通じ、豊かな人間性を育むための環境づくりを進めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	児童館活動の充実	異年齢集団での遊びを通じて児童の交流を深める場として、利用しやすく楽しめる児童館活動を充実します。	社会教育課
2	少年団体活動の支援	スポーツ少年団の育成と子ども会活動への支援を行います。地域の一員としての自覚、社会性を子どもが身につけられるよう、子ども会などの各種少年団体や地域活動への参加を奨励し、家庭、学校では得にくい体験学習を実践します。	市民協働課
3	文化・スポーツ活動の推進	郷土の伝統文化などの伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団などの子どもたちの継続的なスポーツ交流活動など、多世代交流を促進します。	市民協働課

■今後の検討課題■

- こども食堂ネットワークとの連携・協力

4. 読書活動の推進

<現状と課題>

乳幼児期から本に出合う機会を創出するため、ブックスタート事業を実施し、絵本の配布や読み聞かせなどを行い、図書館では「おはなし会」を継続しています。

また、読み聞かせボランティアの技術向上に取り組んできました。

図書館は子どもが幼少期から親子で多くの本に親しむ場として、様々な工夫を凝らした活動を多彩に行っています。

<施策の方向性と主な取り組み>

子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであることから、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう家庭での習慣化ができるよう、すべての子どもがいつでも、どこでも読書活動ができる環境の創出に向けて、家庭・地域・学校・行政の連携を深めます。

また、図書館は子どもから大人まで、多世代の市民が相互に交流をすることができるコミュニケーションの場でもあることから、新たな学びの場、生涯学習や学び直しの場としての活用を検討していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	家庭における読書活動の推進	乳幼児健診時に実施しているブックスタート事業を継続して実施するほか、「おはなし会」の定期的な開催を継続します。	図書館
2	地域における読書活動	児童館におけるブックトラック事業を継続して実施します。また、こどもの図書館まつりの活性化を図ります。	図書館
3	学校における読書活動	ブックトラック事業を推進します。また、学校における読書活動を推進します。	図書館

5. 子どもの権利を守るための支援

<現状と課題>

厚生労働省が2019（令和元）年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。

心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。2022年までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、本市においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していく必要があります。

また、子どもに対しても、すべての人の権利が等しく尊重されるべきものであることを伝えるのみならず、学校などでのいじめを防ぐための取り組みが求められます。

<施策の方向性と主な取り組み>

すべての市民が子どもの権利について理解することができるよう、周知・啓発活動を継続的に実施します。

児童虐待の防止に向けて、要保護児童対策地域協議会での情報共有と、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討・調整を進めます。

また、学校等におけるいじめの根絶に向けた取り組みを行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	富良野市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	こども未来課
2	「富良野市いじめZERO推進条例」に基づく取り組みの推進	「富良野市いじめZERO推進条例」に基づき、一人ひとりの児童・生徒がその権利を互いに尊重し合える関係性を構築するため、チラシ等を用いたいじめを防ぐための啓発を行います。いじめが発生した場合は適切な介入に努めます。	学校教育課

■今後の検討課題■

- ネウボラの設置に向けた検討・体制の構築

6. 思春期保健対策の充実等

<現状と課題>

喫煙や飲酒、薬物は、未成年にとって心身の健全な育ちにマイナスの影響を与えます。また、健康・性に関する知識の啓発は、将来的な自己実現のあり方、社会との関わり方にも影響すると考えられることから、生命の尊さや自分を大切にする姿勢などについて、学齢期から考える機会を提供する必要があります。

通信技術の発展によって、日々の生活に多くのメリットを得られるようになった反面、そのリスクも増大しています。スマートフォンなどによる正しいインターネットの利用についても、啓発していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

保健分野における現状の問題について、学校とともに共通認識を深め、思春期保健を充実するとともに、学童期から生命の尊さを認識し、自尊感情を高めることで、自身の健康管理能力や生の自己選択能力の向上を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	健康・性に関する知識の啓発	保健分野における課題について、学校と共通認識を深め、思春期保健を充実します。学童期からの自己の健康管理能力、性の自己選択能力の向上を図ります。	学校教育課 保健所
2	インターネットとの適切な関わり方についての啓発	高度化する情報社会において、様々なトラブルから自己を守るための啓発を行います。	学校教育課 社会教育課

(4) 基本方針4 子育てを支える富良野市の環境づくり

1. 次代の親の育成

<現状と課題>

子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域など、より広い社会の中で多くの人の関与を受けて育っていきます。

すべての子どもが富良野市の子どもとして大切にされ、またその子どもが親になった時に、関係のない子どもであっても、大切にすることのできるころをつくるのが大切です。

<施策の方向性と主な取り組み>

子育てをその保護者だけに押し付けることなく、地域・社会全体で支える意識の醸成を図ります。

また、子どもやその保護者が地域で世代間交流を図れるよう、身近な集まりの場を充実させ、命や家庭の大切さを実感できる場を提供します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	子育てを地域全体で支える社会づくり	子どもやその保護者を取り巻く環境の変化について市民に広く周知し、多世代での交流を図ることで、子育てを地域全体で支える機運の醸成に努めます。	企画振興課 市民協働課 こども未来課
2	男女共同参画による子育ての推進	夫婦が協力して子育て・家事を担う意識の醸成を図り、男女がともに働きやすく、暮らしやすいまちづくりを進めます。	市民協働課 こども未来課 社会教育課
3	小中高生と乳幼児のふれあい機会の拡充・多世代交流の促進	<p>保育所や幼稚園での高校生のインターンシップや中学生による職業体験活動、高校生のボランティア活動、保育所と小中学校合同の運動会を開催します。小中高生が子どもを生み育てることに対し関心を持ち、いのちや家庭の大切さを理解してもらえるような機会の提供を行います。</p> <p>また、地域の大人と子どもが交流できる場を創出し、多世代交流を推進します。</p>	こども未来課 学校教育課

2. ワーク・ライフ・バランスの向上

<現状と課題>

長時間労働が社会的な課題の1つとして大きく取り上げられるようになる中、より生産性の高い働き方やワーク・ライフ・バランスの向上が強く求められるようになっていきます。

通信技術の向上等により、テレワークなどの新しい働き方も広く知られるようになりました。また、人口減少に伴う労働力不足等を背景に、女性の就労も大きく見直されるようになっていきます。

子育てしながら就労することのできる環境づくりを進めるとともに、父親の家事・育児への参加を促すことで、女性がそのスキルを活かして活躍することのできるような環境を創出する必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

育児・介護休業制度の取得促進に向けて事業者への周知・啓発を進めます。また、就労を希望する人がそのスキルを活かして活躍することができるよう、雇用の場の創出を支援するとともに、求人情報等の提供を行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	育児・介護休業制度の啓発と普及	事業所における育児・介護休業制度の取得促進に向けた啓発と制度を利用しやすい職場づくりを支援します。	商工観光課
2	労働時間の短縮の促進	ゆとりある生活の中で子育てができるよう、関係機関との連携を通じて労働時間の短縮に向けた取り組みを支援します。	商工観光課
3	女性の再就職への支援	出産や育児等により退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して就業に関する相談や情報提供を行います。児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対しては、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども未来課
4	求人情報の提供	市のしごと情報提供サイト「フラノジョブスタイル」を活用して求人情報を提供します。セミナーや広報等を通じて就労に関する情報発信を図ります。	商工観光課

3. 地域の教育力の向上

<現状と課題>

少子高齢化に伴う人口減少や核家族化、通信技術の発達とプライバシー意識の高まりなど、マクロ・ミクロ両面で子育て環境は大きく変化しています。

子育てに対する地域の関わり方も大きく変化しており、地域の大人の目が中々子どもに行き届かないケースも発生しており、今後もその傾向は続くことが見込まれます。

子どもを地域社会全体で取り組む観点に基づき、子育てをその保護者や家庭のみで担うのではなく、学校、地域とも連携することで、家庭のみならず、地域の教育力も向上させる必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

家庭での教育力を高めるための情報提供や相談を通じ、保護者の不安を解消します。また、家庭と地域とのつながりが切れてしまうことのないよう、地域による見守りやコミュニケーションの場の提供に努めます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	家庭教育の充実	家庭の教育力を高める学習機会の充実と家庭教育に関する情報の提供を目的として、家庭教育セミナーや家庭教育講演会を開催します。関係機関・団体との連携により、学習機会を充実します。	社会教育課
2	家庭に関する相談体制の充実	家庭、学校、地域や関係機関などと連携し、青少年の健康、しつけ、問題行動、学習などの家庭の悩みについての相談を受け付ける「家庭児童相談室」を設置します。	こども未来課
3	家庭教育ハンドブックの配布	家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考え、実践するためのヒントとなるよう、ハンドブック（乳幼児編、小学校低学年編、小学校高学年・中学校編）を作成し、毎年対象児に配布します。	社会教育課
4	コミュニティスクールの活用と推進	保護者や地域との協力を得て、学校運営を行うことで、地域全体で子どもを育てていく機運の醸成を図ります。	学校教育課

4. 子育てに配慮した居住環境の整備

<現状と課題>

富良野市は日本でも有数の観光地であり、一年を通じて非常に多くの観光客が市内に滞在しています。観光客との共存を図りつつ、市内で子育てをする保護者が過ごしやすい環境づくりをハード面から進めていくことが重要です。

施設やインフラの整備にあたっては、子どもとその保護者の安全確保を第一に考える必要があります。

また、冬場や雨の日など、外遊びが難しい日の子どもの居場所の確保も合わせて進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

室内遊び場の整備などを通じ、市内における子どもの居場所づくりをハード面から進めます。また、子育て世代が暮らしやすいまちであることを実感してもらうことができるよう、観光客との共存を図りながら、すべての市民が利用しやすい施設・インフラの整備を進めていきます。

また、安心して生活してもらえるよう、交通安全や防犯などの取り組みにも注力していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	身近な遊び場・公園の整備	市内の公園の点検・整備を行い、子どもたちが安全に利用できる遊び場・遊び込める環境を維持・提供します。	都市施設課
2	子育てに配慮された施設・設備の整備	公共施設などの整備・改修にあたって、乳幼児連れの家族が施設を利用しやすくなるよう、授乳スペースの確保やオムツ替えシートの設置などを進めます。	こども未来課
3	子育てガイドマップの発行	子育てガイドマップを定期的に改訂し、子育て中の市民が親子で気軽に外出できるよう、情報を提供します。	子育て支援 C
4	交通安全教育の推進	子どもが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教室を開催します。子どもを交通事故から守るため、家庭、学校、地域など、関係機関が連携して交通安全意識の向上を図ります。	市民協働課

No.	取り組み	概要	担当課
5	子どもを犯罪の被害から守る取り組み	住民の自主防犯活動を促進し、犯罪や不審者などに関する情報の提供を行うとともに、子どもを犯罪・事故などの被害から守るため、学校における「まち comi メール」の活用や関係機関・団体との情報交換を行います。保育所、幼稚園、小学校で防犯教室・防犯訓練を実施します。	市民協働課 学校教育課
6	防犯ボランティア活動の支援	子どもが犯罪などに遭った際の緊急避難場所である「子ども 110 番の家」の普及や各町内会への防犯旗などの配布、地域での子どもに対する犯罪の発生状況などの情報提供を行い、防犯ボランティア活動を支援します。自主防犯活動グループによる青色回転灯を搭載したパトロール車による見回りを実施します。	市民環境課 社会教育課

■今後の検討課題■

- 新庁舎内のこどもの遊び場設置
- 有休施設活用による遊び場設置

■子育てを支える施策の推進（イメージ）■

すべては子ども達のために すべての子ども達のために

【結婚・妊娠前】

- 不妊
- 出産支援
- 産婦人科整備

育児パッケージの構築

産婦人科・小児科医師の確保

利用予約サイト構築

こどもカルテの共有

【妊娠・出産・乳幼児期】

- 健康維持・増進
- 経済的負担の軽減
- 支援体制の充実
- 保育・幼児教育の充実
- 遊び方の改善

産後ケアの充実

おむつ券の配布

保育の受け入れ枠拡大

預かり保育の充実

子育てサロンの時間延長
と枠の拡大

保育所空き情報

保育士の確保

幼保小連携

小児科呼び出しシステム

こどもカルテの共有

【小学生】

- 学力・体力
- いじめ ZERO
- コミュニティ
- 新学習指導要領対応
- 居場所づくり

プログラミング教育

通園センターの充実

外国語教育

公園の充実

こどもカルテの共有

【中学生・高校生】

- リーダー力
- 探求心・想像力
- 生きる力・社会で活躍する力
- 居場所づくり
(図書館改革)
- 奨学金

図書館と学び

リカレント教育
(生涯教育)

【周辺環境整備】

- ワーク・ライフ・バランス
- 育児休暇の取得促進
- 低賃金解消
- 女性の活躍推進
- 保育・福祉人材確保
- 室内遊び場・遊具の更新

男性トイレにおける
オムツ交換代の設置

短時間勤務

長時間労働の改善

父親による育児・家事

ワーク・ライフ・バランス

室内遊び場の整備

第5章 地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開（子ども・子育て支援事業計画）

第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供

2015（平成27）年4月から開始された「子ども・子育て新制度」は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える仕組みであり、身近な市町村がその中心を担うこととされています。

本市でも、2015（平成27）年3月に策定した「富良野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、富良野市内における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の提供に努めてきました。

今後も、地域子ども・子育て支援事業によるサービスの提供を継続し、富良野市内における子どもやその保護者の支援を進めていく必要があります。

第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量

(1) 区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

第1期富良野市子ども・子育て支援事業計画では、区域を細かく設定すると農村部など受け入れ施設がない区域が生じること、小中学校区や行政区単位での利用とはなっていないことを主な理由として富良野市一円を教育・保育提供区域（1区域）として設定しています。

本計画においても、この区域の考え方は継承するものとします。

(2) 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

単位：人

年齢	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0歳	135	134	131	127	128
1～2歳	299	285	263	259	251
1歳	154	133	132	129	124
2歳	145	152	131	130	127
3～5歳	417	422	420	417	401
3歳	131	143	150	129	128
4歳	152	130	142	149	128
5歳	134	149	128	139	145
6～8歳	536	484	444	394	398
6歳	174	130	144	123	134
7歳	182	171	128	142	121
8歳	180	183	172	129	143
9～11歳	541	528	547	516	464
9歳	199	176	178	168	125
10歳	156	196	173	175	165
11歳	186	156	196	173	174
計	1,928	1,853	1,805	1,713	1,642

※コーホート変化率法による人口推計を基に、こども未来課による調整を追加して算出。

(3) 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、それぞれ必要となる確保方策について、表のとおりまとめます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

年齢	対象年齢	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
1号認定	3～5歳	335	335	352	320	327
2号認定	3～5歳	312	317	322	327	327
	幼稚園	165	170	175	180	180
	保育所	147	147	147	147	147
3号認定	0～2歳	143	147	149	149	149
	保育所 +地域型保育	115	117	117	117	117
	保育所 +地域型保育	28	30	32	32	32

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
確保方策	647	652	654	657	654
特定教育・保育施設	125	125	125	125	125
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	125	125	125	125	125
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	500	505	507	510	507
1号認定	335	335	332	330	327
2号認定	165	170	175	180	180
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	22	22	22	22	22

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
確保方策	28	30	32	32	32
特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
地域型保育	6	6	6	6	6
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	6	6	6	6	6
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	10	12	14	14	14

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
確保方策	115	117	117	117	117
特定教育・保育施設	47	48	48	48	48
地域型保育	21	21	21	21	21
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭の保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	21	21	21	21	21
預かり保育	0	0	0	0	0
企業主導型地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	46	48	48	48	48

■（参考）認定区分と給付内容■

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける 施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定こども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育所 小規模保育など

第3節 量の見込みと提供体制の確保

各事業の利用量をそれぞれ見込みます。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

この事業は、子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。富良野市では、保健センター内に子育て支援センターを設置しており、各種相談の受け付けや情報提供を行っています。今後も現行の体制を継続し、安定的に事業を提供していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
基本型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所					
母子保健型	か所					
その他	か所	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育）

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。市立へき地保育所では、4月から10月まで、延長保育を実施しています。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (実利用者数)	人	54	54	54	54	54
確保方策 (実利用者数)	人	54	54	54	54	54
確保方策 (施設数)	か所	4	4	4	4	4

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

高学年児童よりも低学年児童の利用意向が高くなる傾向にありますが、今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、指導員の確保等を進めていきます。また、放課後子ども教室との一体的な運営に関する検討も引き続き進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (実利用者数)	人	250	245	240	235	230
小学1年生	人	90	88	86	84	82
小学2年生	人	70	68	66	64	62
小学3年生	人	55	54	53	52	50
小学4年生	人	20	20	20	20	20
小学5年生	人	10	10	10	10	10
小学6年生	人	5	5	5	5	5
確保方策 (登録児童数)	人	250	245	240	235	230
確保方策 (施設数)	か所	5	5	5	5	5

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

富良野市では、1か所の児童養護施設で実施しています。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (延べ人数)	人 (人日)	7	7	7	7	7
確保方策 (延べ人数)	人 (人日)	7	7	7	7	7
確保方策 (施設数)	か所	1	1	1	1	1

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。富良野市では、保健センターが主体となって実施しています。今後もすべての乳児のいる家庭を訪問できるよう、体制の確保を進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (実利用者数)	人	135	134	131	127	128
事業実施予定 (実利用者数)	人	135	134	131	127	128

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その状況等についてケース会議や実務者レベルの会議で情報を共有するなど、場合に応じて養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

富良野市では、家庭児童相談室や関係機関・団体等が連携して事業を提供しています。今後も支援を必要とするすべての家庭に対し、適切な支援が提供できるよう、関係機関等との情報共有と連携を進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (実利用者数)	人	20	20	20	20	20
事業実施予定 (実利用者数)	人	20	20	20	20	20

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子どもの人口は減少しているものの、地域における保護者同士のコミュニケーションの場、子育てについての相談の場などを求める声は多く、今後も利用者のニーズを満たすことができるよう、適切な事業の提供を図っていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (延べ利用者数)	人 (人回)	9,341	9,241	9,141	9,044	8,947
確保方策	か所	4	4	4	4	4
地域子育て支援 拠点事業	か所	1	1	1	1	1
その他	か所	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

富良野市では保育所で在園児対象型を除く一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児対応型を除く）において、一時預かり事業を実施しています。今後もファミリー・サポート・センターを中心として、事業を提供していきます。

1. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み	1号認定 (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	2号認定 (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	確保方策 (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
確保方策（施設数）		か所	0	0	0	0	0

2. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (延べ利用者数)		人 (人日)	250	255	260	265	270
確保方策	一時預かり (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	一時預かり (施設数)	か所	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター (延べ利用者数)	人 (人日)	250	255	260	265	270
	トワイライトステイ (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ (施設数)	か所	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護婦などが一時的に保育を実施する事業です。富良野市では、ファミリー・サポート・センター事業により、軽度の子どもを対象として実施しています。病児への対応は、医師との連携が必要なことから、引き続き医療機関と協議を継続していく必要があります。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み	人 (人日)	24	24	24	24	24
確保方策	人 (人日)	24	24	24	24	24
病児保育 (延べ利用者数)	人 (人日)					
病児・病後児対応型 (延べ利用者数)	人 (人日)					
病児・病後児対応型 (施設数)	か所					
体調不良児対応型 (延べ利用者数)	人 (人日)					
体調不良児対応型 (施設数)	か所					
非施設型 (訪問型) (延べ利用者数)	人 (人日)					
非施設型 (訪問型) (施設数)	か所					
ファミリー・サポ ート・センター (延べ利用者数)	人 (人日)	24	24	24	24	24

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有す子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

共働き世帯の増加、母子・父子家庭の増加に伴って、今後も利用件数は高いまま推移していくことが見込まれます。制度の周知を図るとともに、サポート会員の確保も合わせて進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (延べ利用者数)	人 (人日)	150	150	150	150	150
確保方策 (延べ利用者数)	人 (人日)	150	150	150	150	150

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦検診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。富良野市では、産科医療機関への委託により、事業を実施しています。

今後も妊娠届出の提出時に本事業の案内を行い、すべての妊婦が事業を利用できるよう周知を図るとともに、産科医療機関との協力体制を維持していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用見込み (実利用者数)	人	135	134	131	127	128
受診回数見込 (延べ利用回数)	人回	1,620	1,608	1,572	1,524	1,536
確保方策 (実利用者数)	人	135	134	131	127	128

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、本事業に該当する取り組みは現時点で行っていませんが、本市の子どもやその保護者の生活環境等を鑑み、必要となる支援を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせ、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。

第4節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として認可されています。

本市では現在、認定こども園は設置されていませんが、今後も、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、必要と判断される場合には幼稚園・保育所(園)から認定こども園への移行を推進することとします。

(2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携

本市の幼稚園及び保育所、小学校、関係団体等との連携を強化し、子どもの成長を切れ目なく支援していける環境づくりを進めていきます。

1. 幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

幼保における連携を強化していくため、合同研修を行います。幼稚園教諭と保育士の人的つながりを構築し、幼保連携にあたっての共通の認識を持つための場を提供します。

2. 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業及び保幼小連携の推進

一人ひとりの子どもの発達状況を見極めながら、可能な限り早期の相談・療育につなげていくため、各機関との連携を深めていきます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、北海道や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、特定子ども・子育て施設等の確認等を適切に行います。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりにむけてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取り組み等について、「広報ふらの」、市ウェブサイトなどを通じて周知していきます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

(1) 市の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことへの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。

夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、お互い助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、子どもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありました。核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。

しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割

子育て支援事業者・団体やそのスタッフは、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。

また、子どもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

また、その他の事業者と同様、子育て支援サービス事業者や障害児福祉サービス事業者は雇用者でもあることから、事業所内における労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

(5) 企業の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、こども未来課が中心となっており、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施してきました。

また、富良野市子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。

また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「広報ふらの」や市のウェブサイト等を利用して広く市民に周知を図ります。

第7章 参考資料

第1節 富良野市における子ども・子育て支援の状況

(1) 保育所の利用状況

富良野市内には、保育所が13か所（認可保育所3か所／へき地保育所3か所／認可外保育所7か所）設置されています。

■富良野市の保育所（一覧）■

施設名		定員
認可保育所	市立虹いろ保育所	156名
	ピッコロガーデン	12名
	きらきら保育園 富良野	15名
へき地保育所	市立山部保育所	50名
	市立東山保育所	30名
	市立あおぞら保育所	30名
認可外保育所	託児所こころ	5名以下
	託児ハウスドレミ	15名
	託児ハウスきつき	10名
	富良野協会病院保育所	35名
	ふらの西病院保育室	20名
	おひさま保育園	19名
	すまいる ふらの	6名

(2) 幼稚園の利用状況

富良野市内には4つの幼稚園が設置されています。2016（平成28）年度には在籍児童数が425人まで増加しましたが、その後は減少し、2018（平成30）年度には379人となっています。

保育ニーズが高まったこと、また少子化の進行により、幼稚園の利用が減っていることがうかがえます。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
公立幼稚園	0	0	0	0	0	0
私立幼稚園	4	4	4	4	4	4
定員数	525	525	565	565	565	565
在籍児童数	375	379	401	425	394	379

資料：こども未来課（各年5月1日）

■富良野市の幼稚園（一覧）■

施設名	定員
慈恵ひまわり幼稚園	135名
富良野聖園幼稚園	60名
富良野みどり幼稚園	90名
ルンビニ幼稚園	120名

(3) 学童保育センターの利用状況

富良野市内には学童保育センターが5か所設置されています。

■学童保育センターの設置状況・利用状況■

単位：箇所、人

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
設置数	5	5	5	5	5	5
定員数	170	170	170	170	170	170
登録児童数	202	204	237	259	254	262

資料：社会教育課（各年4月1日調べ）

■富良野市の学童保育センター（一覧）■

施設名	定員	備考
北の峰町学童保育センター	20名	北の峰児童館に併設。
緑町学童保育センター	45名	緑町児童センターに併設。
麻町学童保育センター	40名	麻町児童センターに併設。
東部学童保育センター	20名	東部児童センターに併設。
桂木学童保育センター	45名	桂木児童センターに併設。

(4) 児童発達支援事業

富良野市では、身体や発達に心配や遅れのある子どもに対して、相談や個別・集団による療育を行い、その発達を促すための支援を行う施設として2か所の児童発達支援センターを設置しています。年間の利用者数はのべ1,000人前後となっており、今後も児童発達支援の提供体制の充実を図る必要があります。

また、障害のある就学児童に対し、放課後や長期休暇中などにおける居場所を提供する放課後等デイサービスは2か所、保護者がレスパイトサービス³として利用できる日中一時支援を提供する事業所は1か所設置されています。

■児童発達支援事業所の利用状況■

単位：のべ人

施設名	利用者の居住地	2016年度	2017年度	2018年度
富良野市こども通園センター	富良野市	507	503	560
	南富良野町			24
	占冠村			12
児童発達支援センターすくすく	富良野市	604	322	407
	南富良野町			31
	占冠村			49
合計		1,111	825	1,083

資料：こども未来課

■富良野市の児童発達支援を行う施設（一覧）■

施設名	備考
児童発達支援センター	富良野市こども通園センター 児童発達支援センターすくすく
放課後等デイサービス	障害のある就学前の児童に対し、日常生活の自立支援や機能訓練を提供したり、遊びや学びの場を提供したりする施設です。
日中一時支援	障害のある人（児童）の日中の活動の場を提供することで、日常的に介助・介護をする家族の就労支援や一時的な休息の確保を可能とするためのサービスです。

³ 育児や介護・介助等にあたる家族がその精神的・肉体的な負担から一時的に解放され、リフレッシュできるようにするため、家族の代わりに福祉事業所等が育児や介護・介助等を担うサービスのこと。

第2節 地域子ども・子育て支援事業の利用状況（第1期計画期間）

（1）利用者支援に関する事業（利用者支援）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
提供体制（実績）	か所	2	2	2	2	—
子育て支援センター 実績	件	59	74	115	116	—
家庭児童相談室実績	件	339	363	394	222	—

資料：こども未来課

（2）時間外保育事業（延長保育）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。少子化に伴い、利用者は減少傾向にあることがうかがえます。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	人	60	59	57	55	54
提供体制	人	60	59	57	55	54
実績（へき地保育 所）	人	59	61	55	52	—

資料：こども未来課

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。低学年の実績をみると、横ばいで推移しています。また、1日あたりの利用者数も、130人前後で推移しています。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	低学年	人	114	109	110	107	106
	高学年	人	12	12	12	12	12
	計	人	126	121	122	119	118
提供体制		人	126	121	122	119	118
実績（低学年）		人	536	506	525	515	—
登録者数（低学年）		人	237	259	224	236	—
登録率		%	44.2	51.2	42.7	45.8	—
延べ参加児童数		人	37,850	36,722	40,153	38,221	—
1日の利用者数		人	130	126	135	127	—

資料：社会教育課

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。計画期間における利用はほとんどありませんでした。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み		人	7	7	7	7	7
提供体制		人	7	7	7	7	7
実績（低学年）		人	0	0	0	0	—

資料：こども未来課

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。ほぼすべての乳児家庭が訪問できている状態ですが、今後も全戸訪問達成に向けた取り組みが必要です。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	人	160	157	153	147	147
提供体制		※保健センターにより都度実施。				
出生数	人	163	137	144	151	—
訪問件数	件	160	133	140	148	—
訪問率	%	98.2	97.1	97.2	98.0	—

※2015年度未実施者：母子が保健センターに来所1人・長期里帰り1人・出生後間もなく転出1人

※2016年度訪問未実施者：里帰り中に転出2人・長期里帰り1人・母が保健師のため未実施1人

資料：保健医療課

(6) 養育支援訪問事業及び要保護対策地域協議会その他のものによる 要保護児童等に対する支援に資する事業

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
提供体制		※家庭児童相談室、関係機関・団体により都度実施。				
実績	人	32	20	18	6	—

資料：こども未来課

(7) 地域子育て支援拠点事業

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。②幼児クラブの利用実績が減少傾向にあるのに対し、①地域子育て支援拠点事業の利用は2016（平成28）年度以降増加傾向にあります。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み		人回	551	530	520	505	495
提供体制	計	か所	4	4	4	4	5
	①地域子育て支援拠点事業	か所	1	1	1	1	2
	②幼児クラブ	か所	3	3	3	3	3
実績（①地域子育て支援拠点事業）		人	9,905	9,044	9,234	9,545	—
実績（②幼児クラブ）		回	32	34	35	32	—
		人	379	398	301	269	—

※量の見込みは月あたり。

資料：こども未来課

(8) 一時預かり事業

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。

1. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	①1号認定	人日	3,112	3,195	2,960	2,890	2,772
	②2号認定	人日	2,182	2,182	2,182	2,182	2,182
	計	人日	5,294	5,377	5,142	5,072	4,954
提供体制		人日	5,294	5,377	5,142	5,072	4,954
実績（登録人数×日数）		人日	24,085	29,314	33,047	30,016	—

資料：こども未来課

2. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み		人日	6,576	6,449	6,211	6,045	5,878
提供体制	計	人日	6,576	6,449	6,211	6,045	5,878
	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	人日	6,516	6,377	6,127	5,949	5,770
	ファミリー・サポート・センター事業（病児除く）	人日	60	70	84	96	108
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	0	0
実績（一時預かり事業）		人日	22	55	0	0	—
実績（ファミリー・サポート・センター事業）		人日	74	194	267	224	—

資料：こども未来課

（9）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

		単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み		人日	24	24	24	24	24
提供体制（計）	人日	24	24	24	24	24	24
	※ファミリー・サポート・センター事業で対応（軽度の病後児保育）。						
実績		人日	2	2	0	0	—

資料：こども未来課

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。利用実績は2016（平成28）年度以降は200件前後で推移しています。

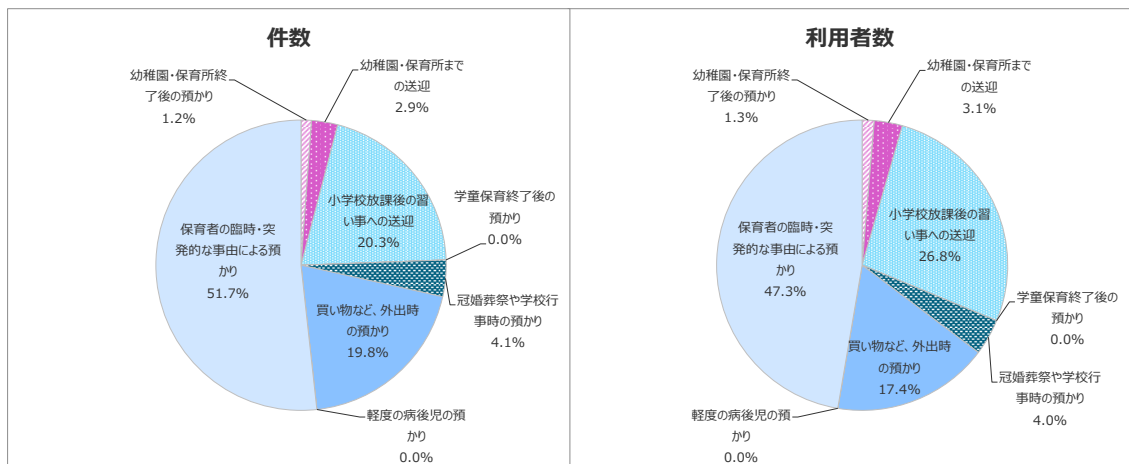
その利用の内訳をみると、件数では「保育者の臨時・突発的な事由による預かり」が過半数を占めているほか、「小学校放課後の習い事への送迎」、「買い物など、外出時の預かり」が2割前後を占めています。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	人日	16	15	14	14	13
提供体制（計）	人日	16	15	14	14	13
実績	件	48	191	215	171	—
	名	74	194	267	224	—

資料：こども未来課

■ファミリー・サポート・センター利用実績（2018（平成30）年度）■



(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦検診）

第1期計画期間における事業の見込みと実績は以下のとおりです。概ね1つの妊娠届出数に対し、11～12回程度の健診受診回数となっています。

■第1期計画期間における事業量の見込みと実績■

	単位	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
量の見込み	妊娠届出数	人	157	153	147	147
	延べ受診数	人	1,978	1,928	1,852	1,852
提供体制		※産科医療機関に委託。				
実績	妊娠届出数	人	136	136	169	143
	延べ受診数	人	1,970	1,610	1,966	1,825

資料：こども未来課

第3節 計画の策定経緯等

(1) 計画の策定経緯

■計画の策定経緯■

年度・月		作業・会議	備考
2018	12月	◆ アンケート調査の実施	
	1月		
2019	6月	◆ 第1回子ども・子育て会議	○作業スケジュールの共有 ○アンケート結果概要説明 等
	8月	◆ 第2回子ども・子育て会議	○課題の共有 ○計画骨子案に関する検討 等
	10月	◆ 第3回子ども・子育て会議	○計画素案に関する検討 等
	11月	◆ パブリックコメント	
	1月	◆ 第4回子ども・子育て会議	○パブリックコメント結果の報告 ○計画の確定

(2) 富良野市子ども・子育て会議設置条例

○富良野市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 21 日条例第 11 号

改正

平成 28 年 3 月 18 日条例第 19 号

平成 29 年 3 月 17 日条例第 8 号

富良野市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、富良野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定及び推進に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 一般公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合は、新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、教育委員会こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第19号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(3) 子ども・子育て会議委員名簿

【委嘱期間：平成 29 年 12 月 1 日～令和元年 11 月 30 日】

条例第 3 条の区分	氏名	所属（関係団体等）	備考
(1) 法第 6 条第 2 項に 規定する保護者	1 藤野 翔太	慈恵ひまわり幼稚園父母の会会長 (職場：市教委 社会教育課)	
	2 畠山 康彦	虹いろ保育所父母の会会長	
	3 鎌田 敬二	山部保育所父母の会会長	
	4 神成 沙緒里	富良野市子育て支援センター利用保護者	
(2) 法第 7 条第 1 項に規 定する子ども・子育 て支援に関する事業 に従事する者	5 青木 賢亮	慈恵ひまわり幼稚園	会長
	6 宮田 留美	ルンビニ幼稚園	
	7 山崎 夏江	富良野聖園幼稚園	
	8 海老名 久江	清徳学園みどり幼稚園	
	9 岡野 清美	託児ハウスきっき	
	10 川村 啓吾	保育施設ピッコロガーデン	
	11 桑折 恵吏子	虹いろ保育所所長	副会長
(3) 関係団体の推薦を 受けた者	12 山崎 省三	校長会（山部小学校校長）	
	13 上坂 雅史	富良野市 PTA 連合会 (職場：市財政課)	
	14 青山 貴	富良野市地区連合 (職場：富良野小学校)	